

令和7年度 第1回四街道市ごみ処理対策委員会 会議次第

日時：令和7年5月21日（水）14：40～

場所：四街道市クリーンセンター会議室

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事

- （1）四街道市一般廃棄物処理基本計画（素案）について
- （2）その他

4. 閉会

四街道市一般廃棄物処理基本計画
(素案)

令和 年 月

目次

第1章 一般廃棄物処理基本計画について	1
1.1 計画策定の趣旨	1
1.2 計画の位置付け	2
1.3 計画の対象区域	3
1.4 計画の期間	3
1.5 適用範囲	4
1.6 計画の推進体制	5
1.7 計画の進行管理	5
1.8 年次報告書の作成	5
1.9 計画の段階的見直し	5
第2章 四街道市の概況	6
2.1 位置と地形	6
2.2 気候	7
2.3 人口	8
2.4 産業	13
2.5 土地利用	14
第3章 ごみ処理基本計画	15
3.1 ごみ処理の現状	15
3.2 計画の基本的枠組み	51
第4章 食品ロス削減推進計画	62
4.1 食品ロスを取り巻く情勢	62
4.2 計画策定の趣旨	63
4.3 本市における食品ロス量	64
4.4 食品ロス削減施策の実施状況	66
4.5 食品ロス削減推進計画	67

第1章 一般廃棄物処理基本計画について

1.1 計画策定の趣旨

.....

四街道市（以下、「本市」という。）においては、令和3年9月に「四街道市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「前計画」という。）の中間見直しを実施し、計画に基づき、ごみ処理では「循環型社会形成推進に向けて市民・事業者・行政が協働して取り組み、環境にやさしいまちの実現へ ～捨てる、でも減らす ごみ10%削減に挑戦～」、生活排水では「水環境の保全に向けて市民・事業者・行政が協働して取り組み、環境にやさしいまちの実現へ ～生活排水処理率100%に挑戦～」をそれぞれ掲げ、ごみの減量・資源化に取り組むとともに、適正な生活排水処理を推進してきました。

循環型社会の形成をめぐる社会情勢は大きく変化しており、国においては、循環型社会元年と位置づけられた平成12年度に、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする各種リサイクル法が制定され、その後も、循環型社会形成のための法改正が継続的に行われています。

令和元年10月には、食品ロスに対する国際的な問題意識の高まり等を背景に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、令和4年4月にはプラスチック製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するために「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。

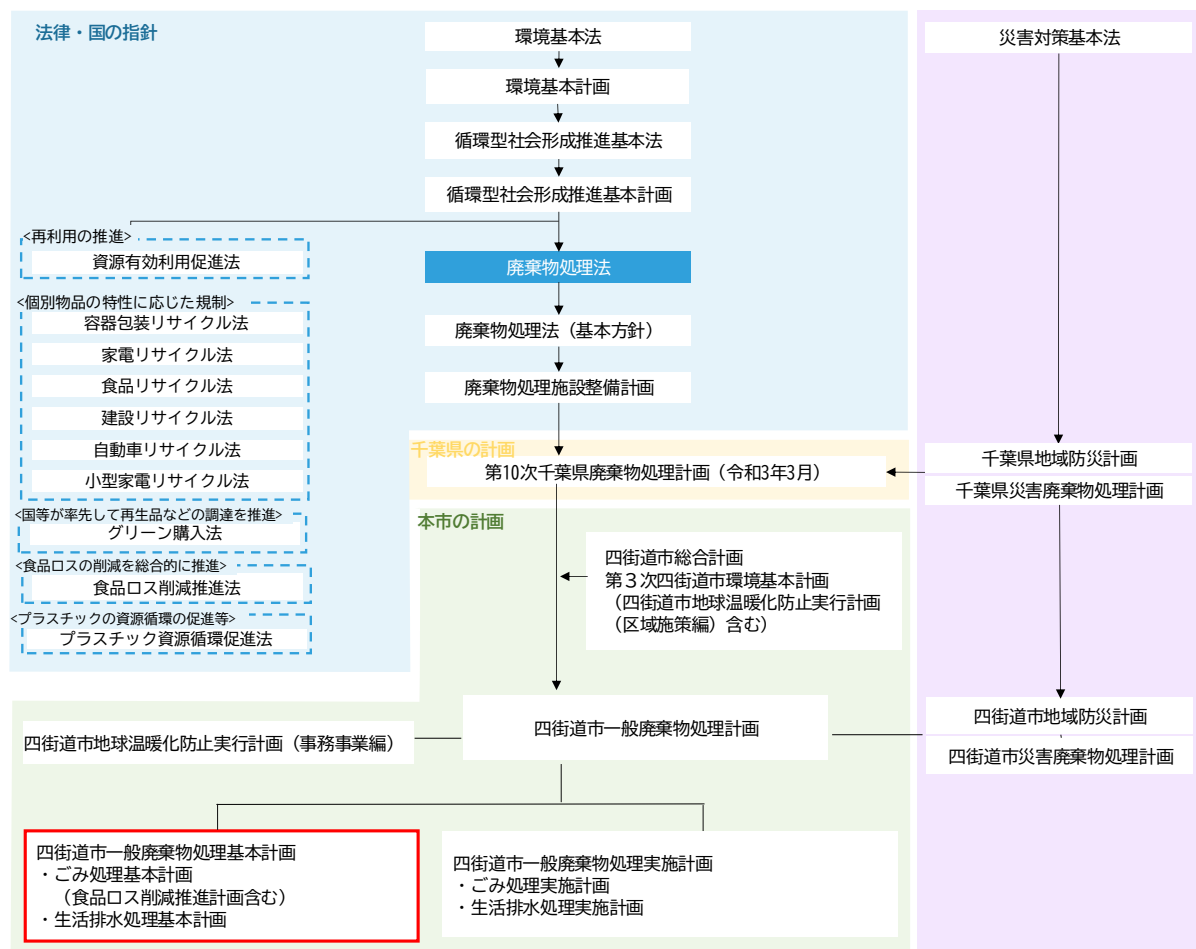
さらに、令和6年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略としています。また、循環経済への移行により循環型社会を形成することは、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を実現し、地上資源基調の「ウェルビーイング/高い生活の質」を実現するための重要なツールとしています。

こういった社会的背景の変化への対応を盛り込むことと、前計画が令和7年度で計画目標年度を迎えることから、この度、一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）を策定することとします。

1.2 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づいて策定するもので、本市の一般廃棄物処理事業の最上位計画となります。

また、食品ロス削減推進法第13条の規定により、市町村は食品ロスの削減の推進に関する計画である「食品ロス削減推進計画」を定めるよう努めなければならないことから、本計画を「四街道市食品ロス削減推進計画」と位置付けることとします。



※ごみ処理基本計画策定指針（平成29年9月、環境省）に加筆

図 1.2.1 計画の位置付け

1.3 計画の対象区域

本基本計画の対象区域は、本市の全域とします。

1.4 計画の期間

本基本計画は、令和 8 年度から 10 年間の計画とし、中間目標年度を令和 12 年度、計画目標年度を令和 17 年度とします。

令和7 年度 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	令和17 年度 (2035)
計画策定年度	← 計画期間 →									計画目標年度
					中間目標年度					

1.5 適用範囲

対象となる廃棄物の範囲は、計画対象区域で発生するすべての一般廃棄物とします。

ただし、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省）」に基づき、排出者が自ら処理を行う廃棄物や「特定家庭用機器再商品化法」（平成 10 年法律第 97 号）等の対象となる廃家電は、ごみ排出量を把握する対象から除外します。

また、特別管理一般廃棄物は、処理体系が異なるため、ごみ排出量の算定に含めないこととします。

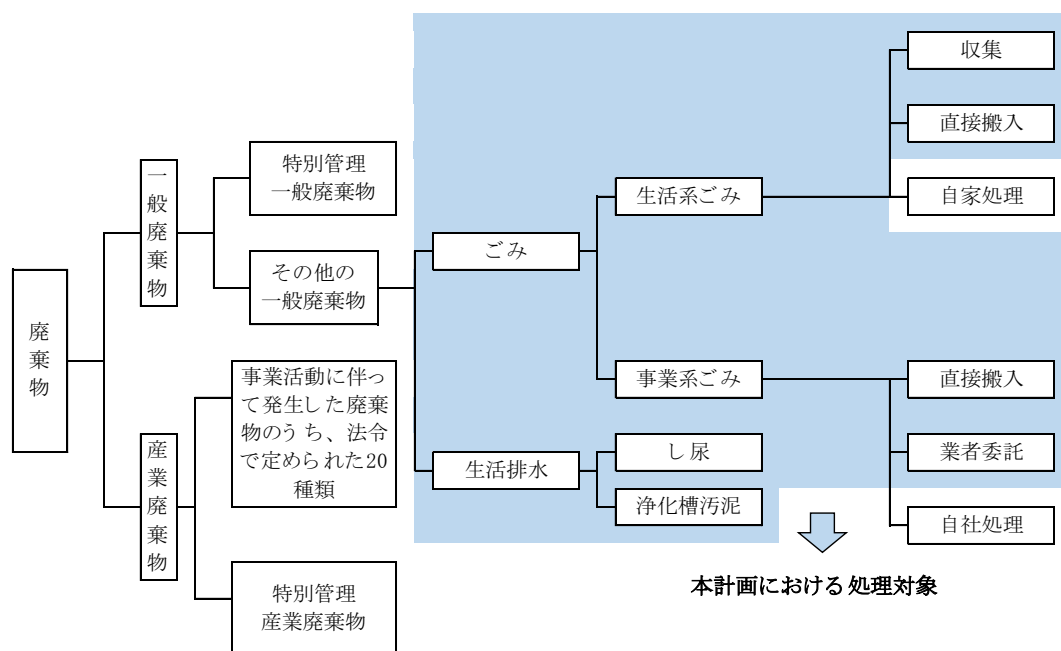


図 1.5.1 本計画の適用範囲

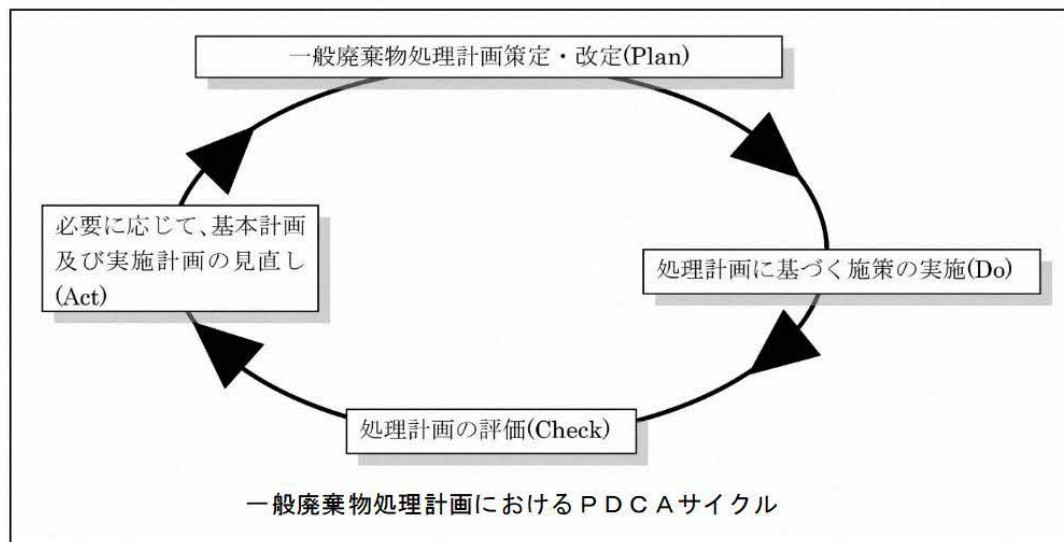
1.6 計画の推進体制

計画を推進するために、計画の進行、管理を行い、ごみ処理対策委員会等への報告を行います。

1.7 計画の進行管理

一般廃棄物処理基本計画に掲げた施策について、点検、評価、見直しを行います。

- ①計画目標の設定(定量的、定性的)
- ②計画の実行
- ③計画実施のモニタリング実施、効果のチェック
- ④計画実施結果の評価を踏まえて、新たな、または継続的な目標の設定
- ⑤以上、P D C Aサイクルによる計画の進行管理を実施



資料：ごみ処理基本計画策定指針

1.8 年次報告書の作成

本市は「廃棄物処理法」に基づき「一般廃棄物処理実施計画」の策定を行います。

また、計画の進行管理として「四街道市一般廃棄物処理基本計画 年次報告書」を作成し、毎年度施策内容の点検・評価を実施します。

なお、これらは市ホームページで公表していきます。

1.9 計画の段階的見直し

毎年の点検、評価結果や四街道市ごみ処理対策委員会からの提案、市民の意見等を参考に計画の段階的な見直しを行います。

第2章 四街道市の概況

2.1 位置と地形

本市は千葉県の北部に位置し、県都千葉市へ8キロメートル、都心へ40キロメートルの圏内にあり、広域幹線道路の国道51号線、東関東自動車道が横断しています。人口は96,375人（令和6年10月1日現在）で、市域は東西7km、南北9km、面積34.52km²であり、千葉市、佐倉市に隣接し職住近接がなされています。

市全域は、平坦な下総台地に位置し、市の北東部には、佐倉市との境を利根川水系鹿島川が流れています。また、鹿島川の支川で市中央部を流れる小名木雨水幹線によって南北に分断され、北部は起伏が比較的少なく平坦な台地からなり、南部は起伏の多い緑豊かな樹林地となっています。



2.2 気候

四街道市クリーンセンター最寄りの気象観測所である佐倉地域気象観測所における平均気温と降水量の推移は表 2.2.1 で、令和 5 年の平均気温と降水量の推移は図 2.2.1 で示すとおりです。令和 5 年における平均気温は 16.6℃であり、年間を通して温和な気候です。降水量は年間 1,330.5mm であり、9 月が最も多くなっています。

表 2.2.1 平均気温と降水量の推移

	年降水量	温度		
		日平均	日最高	日最低
	mm	℃	℃	℃
R1	1,793.0	15.4	20.4	10.8
R2	1,618.5	15.5	20.5	10.9
R3	1,743.5	15.5	20.8	10.7
R4	1,288.5	15.4	20.7	10.6
R5	1,330.5	16.6	22.4	11.3
1月	21.0	3.9	10.0	-2.1
2月	39.0	5.9	11.9	-0.4
3月	101.0	11.9	17.7	6.0
4月	60.5	15.6	21.4	9.9
5月	194.0	18.3	23.8	13.2
6月	268.5	22.7	27.8	18.5
7月	32.5	27.9	33.6	23.4
8月	101.0	28.8	34.3	24.9
9月	333.5	26.1	30.9	22.3
10月	96.0	17.3	23.6	11.5
11月	56.5	13.0	19.4	7.0
12月	27.0	7.4	14.4	1.3

出典：気象庁（佐倉観測所）



図 2.2.1 令和 5 年の平均気温と降水量の推移

2.3 人口

(1) 人口及び世帯数の推移

平成 27（2015）年度と令和 6（2024）年度を比較したところ、人口については 10 年間で 4,934 人、世帯数は 5,991 世帯増加し、世帯当たりの人口については減少しています。

表 2.3.1 人口・世帯数及び平均世帯人員の推移

四街道市						
年度	人口（人）			世帯数 （世帯）	世帯人口 （人/世帯）	
		増減	男	女		
H27	91,441	－	45,609	45,832	38,288	2.39
H28	92,132	691	46,057	46,075	39,028	2.36
H29	92,906	774	46,472	46,434	39,789	2.33
H30	93,737	831	46,906	46,831	40,654	2.31
R1	94,845	1108	47,504	47,341	41,569	2.28
R2	95,149	304	47,602	47,547	42,094	2.26
R3	95,691	542	47,841	47,850	42,704	2.24
R4	96,161	470	48,091	48,070	43,296	2.22
R5	96,390	229	48,276	48,114	43,761	2.20
R6	96,375	▲ 15	48,273	48,102	44,279	2.18
10年間	－	4,934	2,664	2,270	5,991	▲0.21

※各年度 10 月 1 日時点

（資料：四街道市ホームページ 住民基本台帳人口）

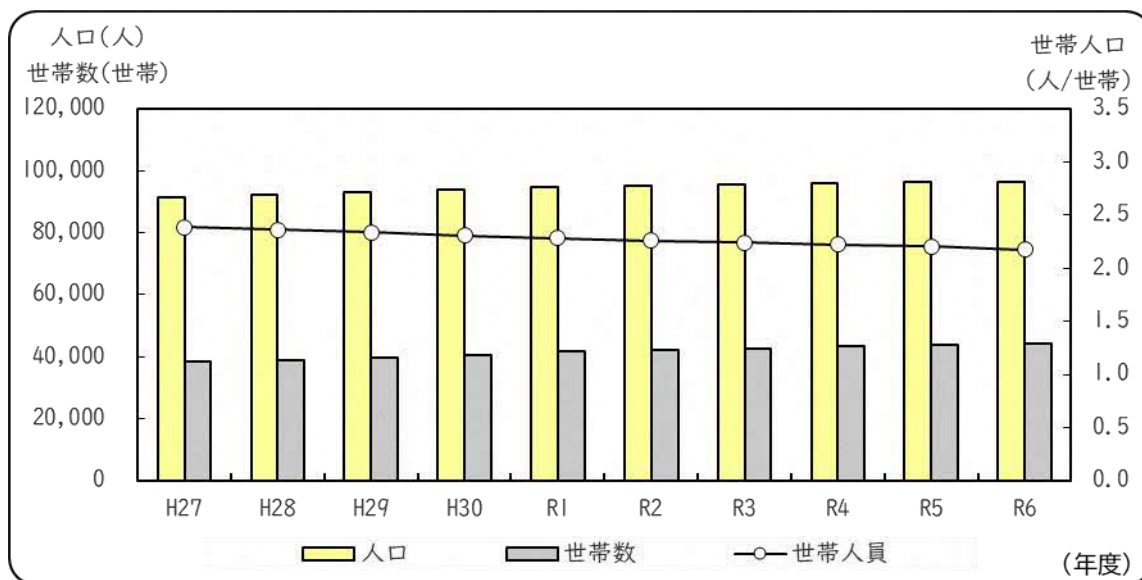


図 2.3.1 人口・世帯数及び平均世帯人員の推移

(2) 年齢階級別人口

令和6年10月1日時点における年齢（5歳階級）別人口構成は、男女ともに50歳から54歳が最も多くなっています。

表 2.3.2 年齢5歳階級別人口構成

項目		総数(人)	男(人)	女(人)
年少人口	0～4歳	3,662	1,891	1,771
	5～9歳	4,431	2,320	2,111
	10～14歳	4,592	2,396	2,196
	小計	12,685	6,607	6,078
生産年齢人口	15～19歳	4,469	2,316	2,153
	20～24歳	4,342	2,338	2,004
	25～29歳	4,448	2,299	2,149
	30～34歳	5,050	2,610	2,440
	35～39歳	5,593	2,962	2,631
	40～44歳	6,201	3,253	2,948
	45～49歳	7,005	3,671	3,334
	50～54歳	8,157	4,262	3,895
	55～59歳	6,324	3,259	3,065
	60～64歳	4,952	2,538	2,414
	小計	56,541	29,508	27,033
老年人口	65～69歳	4,501	2,229	2,272
	70～74歳	5,763	2,598	3,165
	75～79歳	6,779	2,940	3,839
	80～84歳	5,690	2,602	3,088
	85～89歳	2,932	1,302	1,630
	90～94歳	1,152	412	740
	95～99歳	290	72	218
	100～歳	42	3	39
	小計	27,149	12,158	14,991
総数		96,375	48,273	48,102

※令和6度10月1日時点

(資料：四街道市ホームページ 住民基本台帳人口)

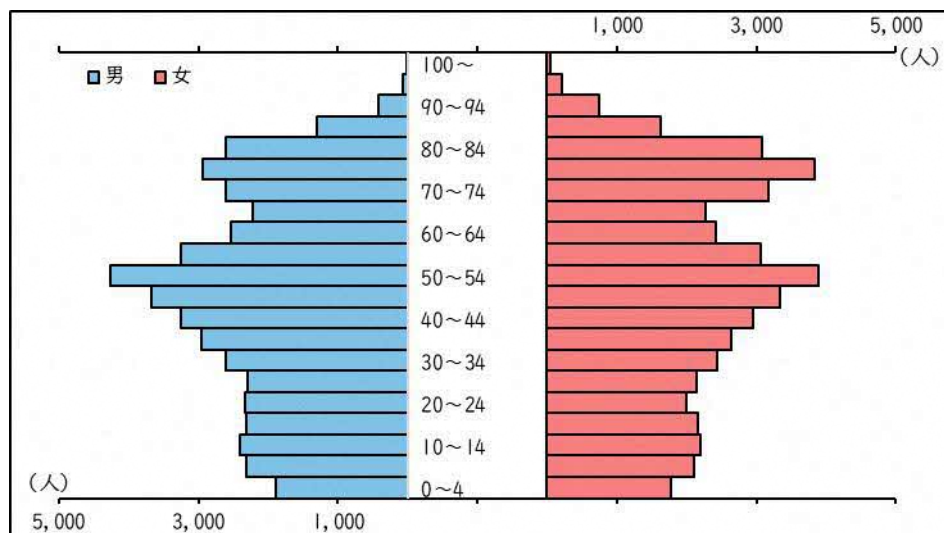


図 2.3.2 年齢 5 歳階級別人口構成

(3) 高齢者人口・推計

本市の過去10年間(平成27～令和6年)の高齢者人口及び高齢化率は増加傾向にありましたが、ここ2年間では微減傾向にあります。

また、将来の推移は図2.3.4に示すとおり、令和42年では高齢者人口は28,920人、高齢化率は32.3%となる見込みです。



※各年度10月1日時点

(資料：四街道市ホームページ 住民基本台帳人口)

図2.3.3 高齢者人口の推移

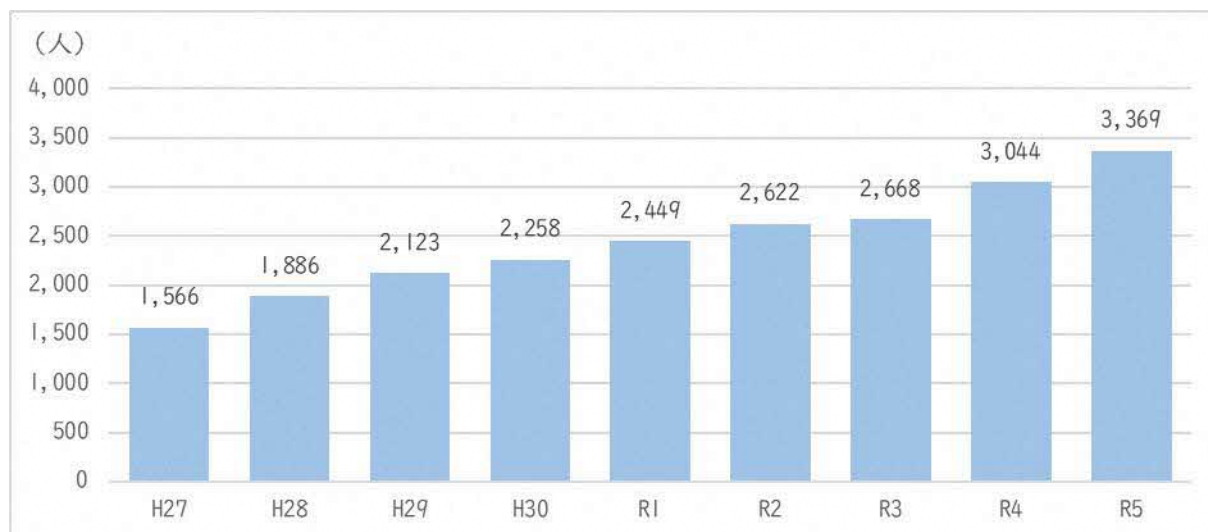


(資料：四街道市人口ビジョン 令和2年2月改定)

図2.3.4 高齢者人口の推計

(4) 外国人人口の推移

本市の過去10年間(平成27～令和5年)の外国人人口の推移は、図2.3.5に示すとおりです。過去10年間をとおして増加傾向にあり、令和5年は3,369人となっています。

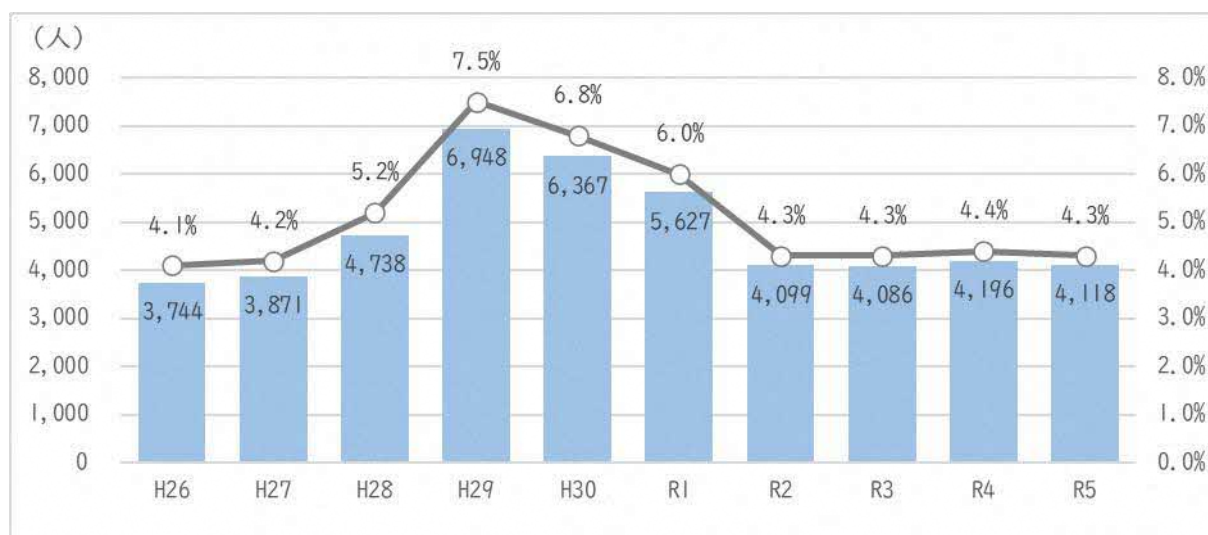


(資料：四街道市統計書データ 令和5年度版)

図 2.3.5 外国人人口の推移

(5) 転入者数の推移

本市の過去10年間(平成26～令和5年)の転入者数の推移は、図2.3.6に示すとおりです。総人口に対する転入者数の割合は4.1～7.5%の範囲で推移しています。



(資料：四街道市統計書データ 令和5年度版)

図 2.3.6 転入者数の推移

2.4 産業

本市の平成27年、令和2年における産業別就業人口は表2.4.1及び図2.4.1に示すとおりです。
最も多いのは第三次産業で、千葉県全体と比較すると本市は第一次産業の割合が少ないといえます。

表 2.4.1 産業別就業者数の推移

項目	四街道市				千葉県	
	平成27年度		令和2年度		令和2年度	
	就業人口 (人)	構成比 (%)	就業人口 (人)	構成比 (%)	就業人口 (人)	構成比 (%)
第一次産業	479	1.3	425	1.1	69,472	2.4
第二次産業	7,759	20.5	7,084	18.9	527,288	18.4
第三次産業	29,685	78.3	29,913	79.9	2,265,375	79.1
総数	37,923	100.0	37,422	100.0	2,862,135	100.0

※引用資料：平成27年、令和2年国勢調査

※「分類不能の産業」を除く。

※端数処理の関係で、合計が合わない場合がある。

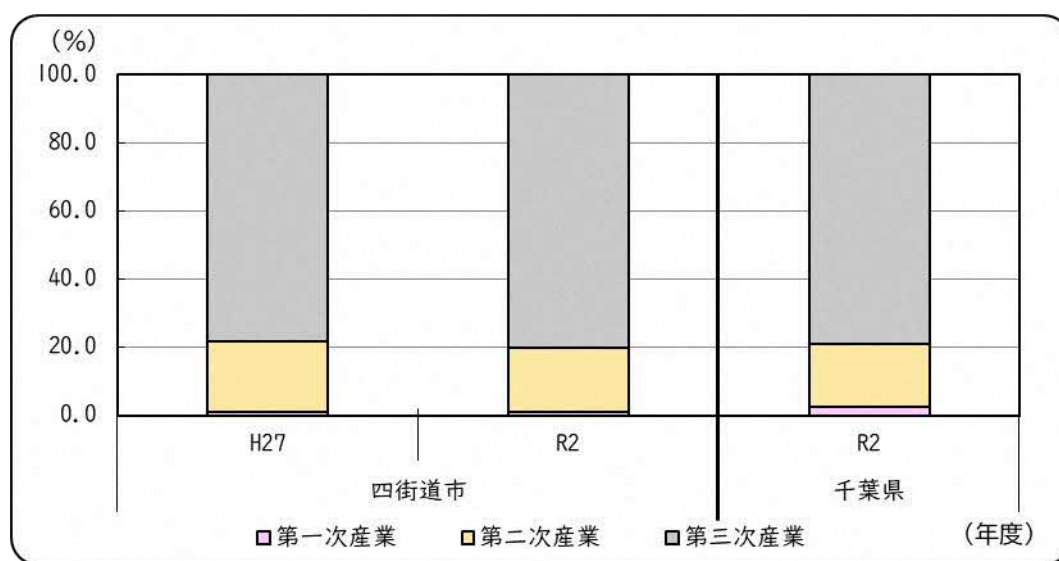


図 2.4.1 産業別就業者数の推移

2.5 土地利用

本市の過去5年間の地目別土地面積は表 2.5.1 に、令和5年の地目別土地面積割合の推移は図 2.5.1 に示すとおりです。

過去5年間の推移をみると田、畑、原野、山林、その他が微減傾向にあり、宅地、雑種地が微増傾向にあります。

令和5年では、農用地(田・畑)21.9%、宅地 31.0%、池沼 0.1%、山林・原野 14.4%、雑種地 26.0%、その他 6.7%となっています。

表 2.5.1 地目別土地面積の推移

(単位: km²)

	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
令和元年	2.69	5.12	10.22	0.03	4.83	0.63	8.58	2.41
令和2年	2.69	5.08	10.28	0.03	4.78	0.58	8.59	2.50
令和3年	2.69	5.00	10.42	0.03	4.75	0.57	8.64	2.42
令和4年	2.68	4.93	10.48	0.03	4.50	0.50	8.73	2.67
令和5年	2.68	4.86	10.69	0.03	4.48	0.49	8.96	2.33

(資料：四街道市統計書 令和5年版)

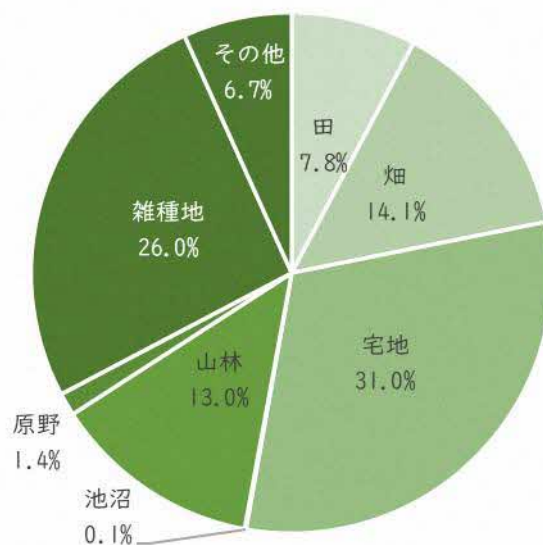


図 2.5.1 地目別土地面積割合の推移 (令和5年)

第3章 ごみ処理基本計画

3.1 ごみ処理の現状

(1) ごみ処理の流れ

1) ごみの分別区分及び収集体制

ごみの分別区分及び収集体制を表 3.1.1 に示します。

ごみの分別は可燃ごみ、プラスチック・ビニール類、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源物の6種類に分けています。さらに、資源物をびん、缶、古紙、繊維、ペットボトル、廃食油に分別しています(11 分別)。また、排出時の出し方として、びんを無色のびん、茶色のびん、その他のびんに分けること、古紙を新聞(折込広告含む)、雑誌類、段ボール、紙パック、雑がみに分けることとしています(17 区分)。なお、令和5年度からは可燃ごみの減量と資源物のリサイクル推進を図るため、ごみ集積所に雑がみを回収するための網袋を設置しています。

収集に関しては、ごみの種類ごとに、出し方、収集回数、収集者の区分があります。

本計画では生活系ごみから資源物を除いたごみを「家庭系ごみ」と定義しています。

表 3.1.1 ごみの分別区分及び収集体制

収集							品目	
ごみの分別種類				出し方	収集回数	収集車の区分		
種類		分別類	小区分					
可燃ごみ		1	1	1	ピンク色の指定ごみ袋	3回/週	委託/ 直接搬入	台所ごみ(厨芥類)、紙・繊維類(資源化できないもの)、草木類・皮革類・剪定枝・合成皮革類 ※「草・葉・小枝」は透明袋(50L以下)に入れて出すことも可(指定ごみ袋でも可)、紙おむつは透明の中身が見える袋(50L以下)に入れて出すことも可、「剪定枝」は太さ5cm以下、長さ50cm以下に切って束ねて出すことも可
プラスチック・ビニール類		2	2	2	透明または半透明の袋	1回/週	委託	プラスチック製の袋・バック類・容器類 等 製品プラスチックの一部 (歯ブラシ、ストロー、バケツ、プラスチック製ハンガー、タッパー、くし 等)
不燃ごみ		3	3	3	オレンジ色の指定ごみ袋	1回/月	委託	ガラス・陶器類、小型電気製品、家庭雑貨、カセットボンベ類、文房具類 等 ※ビデオテープは透明、または半透明の袋に入れて排出
有害ごみ		4	4	4	集積所にある専用容器(赤い缶)	1回/月	委託	乾電池、コイン型リチウム電池(ボタン型電池、小型充電式電池除く)、蛍光灯・蛍光管、水銀使用製品
粗大ごみ		5	5	5	電話での予約制 直接搬入	随時	委託/ 直接搬入	家電類(家電リサイクル法対象製品除く)、家具・寝具類、その他
資源物 (びん)	(無色のびん)	6	6	6	白いコンテナ	1回/週	委託	飲食物のびんまたは調味料のびんで無色のもの
	(茶色のびん)		7	7	茶色のコンテナ			飲食物のびんまたは調味料のびんで茶色のもの
	(その他のびん)		8	8	青色のコンテナ			飲食物のびんまたは調味料のびんで色が上記以外のもの
資源物 (缶)	(アルミ・スチール缶)	7	9	9	黄色のコンテナ			飲食物の缶または調味料の缶
資源物 (古紙)	新聞 (折込広告含む)	8	10	品目ごとに 紐で十字に縛る	10			新聞、折り込み広告 等
	雑誌類		11		書籍、カタログ、週刊誌、厚紙、コピー用紙 等			
	段ボール		12		段ボール(中芯のあるもの)			
	紙パック		13		紙パック(牛乳などの飲料用で1000mLのもの)			
	雑がみ		14	紙袋などに入れて 紐で十字に縛る または専用ネット (緑色)	包装用紙、ティッシュの箱、菓子の箱等			
資源物(繊維)		9	15	15	紐で十字に縛る			古着、カーテン(レースを除く)、シーツ、セーター、タオルなど
資源物(ペットボトル)		10	16	16	専用ネット (オレンジ色)			 の表示のあるもの
資源物(廃食油)		11	17	17	中身が見える容器 に移し替え、ふた をし、青色のコン テナに立てて入れ る			コーン油、米油、ごま油、菜種油、ひまわり油、サラダ油 等
※拠点回収として、乾電池、ペットボトル、使用済みインクカートリッジ、小型家電、使用済みコンタクトレンズの空ケースを市役所本庁等で収集しています。								

2) 処理主体

収集・運搬、中間処理、最終処分について、それぞれの処理は表 3.1.2 に示すとおり実施しています。

表 3.1.2 処理主体

区分		計画・処理責任	収集・運搬、処理の主体
収集 運搬	家庭系ごみ・資源物(クリーン センター取扱分)	市	直営 ^{注)} 、委託業者、自己搬入
	事業系ごみ	市及び 事業者	許可業者、自己搬入
中間 処理	中間処理(資源回収含む)	市	ごみの種類により直営 または委託業者
最終 処分	埋立、資源化	市	委託業者

注) 直営は高齢者、障がい者世帯を対象とした戸別収集に限ります。

3) ごみ処理フロー

令和6年度のごみ処理フローは、図3.1.1に示すとおりです。分別排出されたごみまたは資源物は、四街道市クリーンセンター及び民間業者に搬入され、その後中間処理、資源回収、最終処分等の適正な処理を行っています。

フロー

図 3.1.1 令和6年度のごみ処理フロー及び処理量

4) 処理施設整備状況

①焼却施設

焼却施設の概要は、表 3.1.3 に示すとおりです。

四街道市クリーンセンターに焼却施設を設置し、可燃ごみを焼却処理しています。

この焼却施設は、平成 20 年 6 月から 24 時間運転施設となっています。

表 3.1.3 四街道市クリーンセンター焼却施設概要

名 称	四街道市クリーンセンター焼却施設
所 在 地	四街道市山梨 2002 番地
処 理 能 力	竣工時：110t/日(55t/16h×2 炉) 時間延長後：165t/日(82.5t/24h×2 炉)
処 理 方 式	全連続燃焼式焼却炉(流動床)
面 積	建築面積：約 4,100m ² (粗大ごみ処理施設含む) 延床面積：約 6,600m ² (同上)
建 設 年 度	着工：平成元年 12 月 竣工：平成 4 年 3 月
設 計 ・ 施 工	日本鋼管株式会社

②粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設の概要は、表 3.1.4 に示すとおりです。

四街道市クリーンセンター内に粗大ごみ処理施設を設置し、粗大ごみを処理しています。

表 3.1.4 四街道市クリーンセンター粗大ごみ処理施設概要

名 称	四街道市クリーンセンター粗大ごみ処理施設
所 在 地	四街道市山梨 2002 番地
処 理 能 力	15t/8h
処 理 方 式	横型回転ハンマ式破砕機(粗大ごみ) 油圧圧縮+ストレッチフィルム梱包式 (プラスチック・ビニール類)
面 積	建築面積：約 4,100m ² (ごみ焼却施設含む) 延床面積：約 6,600m ² (同上)
建 設 年 度	着工：平成元年 12 月 竣工：平成 4 年 3 月
設 計 ・ 施 工	日本鋼管株式会社

(2) ごみ処理の状況

1) ごみ排出量等の状況

①生活系ごみ及び事業系ごみの排出量

過去6年間の生活系ごみと事業系ごみの排出量は、表3.1.5及び図3.1.2に示すとおりです。

ごみ総排出量は令和2年度以降減少傾向にありました。令和5年度のごみ総排出量は25,627tとなっており、そのうち生活系ごみが21,243t/年、事業系ごみが4,384t/年となりました。令和5年度の生活系ごみと事業系ごみの割合は83%：17%となっています。

表3.1.5 生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移

単位：t/年

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
生活系ごみ	23,386	23,999	22,777	22,254	21,243	0
家庭系ごみ	19,120	19,596	18,527	18,102	17,318	0
資源物	3,389	3,620	3,467	3,408	3,254	0
集団回収	877	783	783	744	671	0
事業系ごみ	4,850	4,552	4,605	4,596	4,384	0
合計	28,236	28,551	27,382	26,850	25,627	0
生活系ごみの割合	82.8%	84.1%	83.2%	82.9%	82.9%	#DIV/0!
事業系ごみの割合	17.2%	15.9%	16.8%	17.1%	17.1%	#DIV/0!



図3.1.2 生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移

②ごみ総排出量の内訳

過去6年間のごみ総排出量の内訳及び令和5年度のごみ総排出量の内訳は、表 3.1.6 及び図 3.1.3 で示すとおりです。令和5年度のごみ総排出量のうち可燃ごみが19,052 tと最も多く、次いで、資源物が3,227 t(有害ごみを含む)、プラスチック・ビニール類が1,481 t、集団回収量が671 t、不燃ごみが604 t、粗大ごみが564tとなっています。

表 3.1.6 ごみ総排出量の内訳

単位: t /年

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
可燃ごみ	21,057	20,976	20,211	19,892	19,052	0
プラスチック・ビニール類	1,578	1,642	1,608	1,560	1,481	0
不燃ごみ	663	769	686	647	604	0
粗大ごみ	669	756	623	595	564	0
資源物	3,359	3,590	3,440	3,382	3,227	0
集団回収	877	783	783	744	671	0
合計	28,236	28,551	27,382	26,850	25,627	0

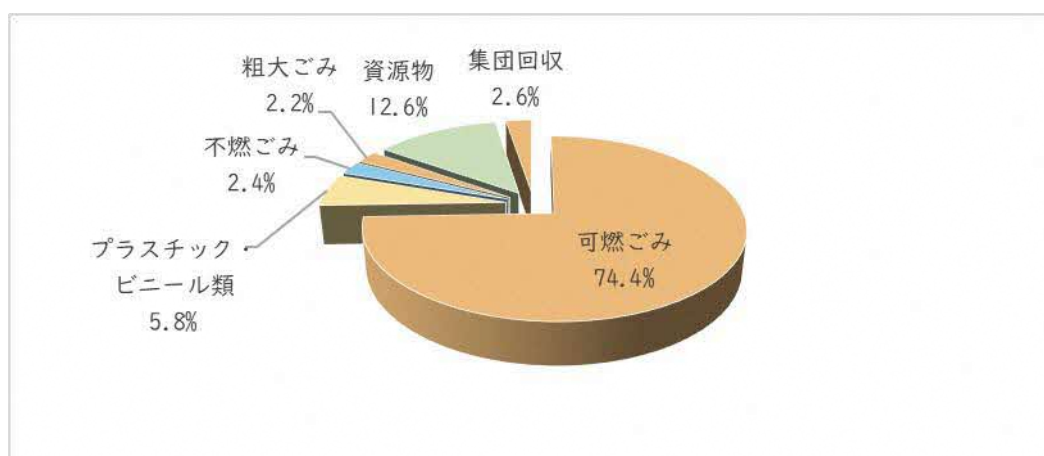


図 3.1.3 ごみ総排出量の内訳

③集団回収による資源物の内訳

過去6年間の集団回収による資源物の内訳及び令和5年度の集団回収による資源物の内訳は、表3.1.7に、令和5年度の集団回収による資源物の内訳は、図3.1.4で示すとおりです。令和5年度の集団回収による資源物は671tとなっており、そのうち紙類(その他)が624tと最も多く、次いで繊維類の37tとなっています。

なお、食用油及びビン、は、令和3年度以降は回収していません。

表 3.1.7 集団回収による資源物の内訳

単位: t /年

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
紙類(牛乳パック)	5	5	5	5	4	0
紙類(その他)	804	717	722	688	624	0
繊維類	56	55	50	44	37	0
食用油	0	0	0	-	-	-
不燃系	13	8	7	7	6	0
金属	7	6	6	6	5	
ビン	0	0	0	-	-	-
ペットボトル	6	2	2	1	2	
合計	877	783	783	744	671	0

※端数処理の関係で、合計が合わない場合がある。

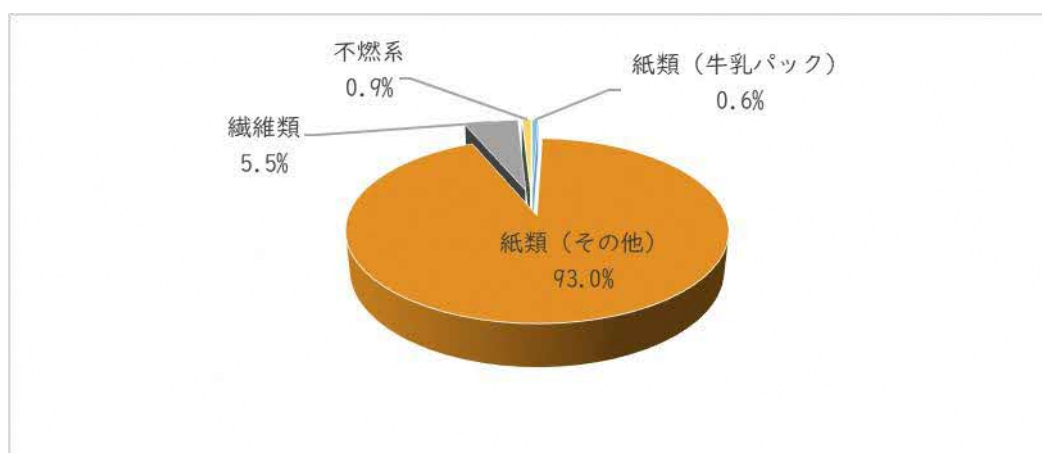


図 3.1.4 集団回収による資源物の内訳 (令和5年度)



集団回収とは

「集団回収」とは、自治会、子ども会、シニアクラブなどの地域住民で組織された団体が、家庭から出る再生利用可能な資源物を回収し、資源回収業者に引き渡す活動のことです。

本市では、ごみの減量と再資源化を促進するため、市に事前登録し「集団回収」を行った市内の団体に対して、補助金を交付しています。



④焼却対象

四街道市クリーンセンターにおける過去6年間の焼却量及び焼却残渣量の内訳は、表 3.1.8 及び図 3.1.5 で示すとおりです。

令和5年度では、焼却量は 19,232 t、焼却残渣量は 2,032 t（チップ化を含む）、そのうち 405 t を焼却残渣資源として回収し、1,627 t を最終処分(埋立処分)しています。

表 3.1.8 焼却量の内訳

単位: t /年

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
焼却量	21,398	21,459	20,582	20,117	19,232	0
焼却残渣量	2,331	2,278	2,107	2,088	2,032	0
資源化	127	99	91	122	405	0
埋立	2,204	2,179	2,016	1,966	1,627	0



図 3.1.5 焼却量の内訳

⑤最終処分の内訳及び最終処分率

過去 6 年間の最終処分量及び最終処分率は、表 3.1.9 及び図 3.1.6 で示すとおりです。
令和 5 年度では、2,035 t が埋立処分されており、最終処分率は 7.9% となっています。
最終処分率は令和 2 年度以降、微減傾向で推移しており、9.6～7.9% で推移しています。

表 3.1.9 最終処分量及び最終処分率の推移

単位: t /年

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
最終処分量	2,686	2,738	2,502	2,408	2,035	0
ごみ総排出量	28,236	28,551	27,382	26,850	25,627	0
最終処分率	9.5%	9.6%	9.1%	9.0%	7.9%	#DIV/0!

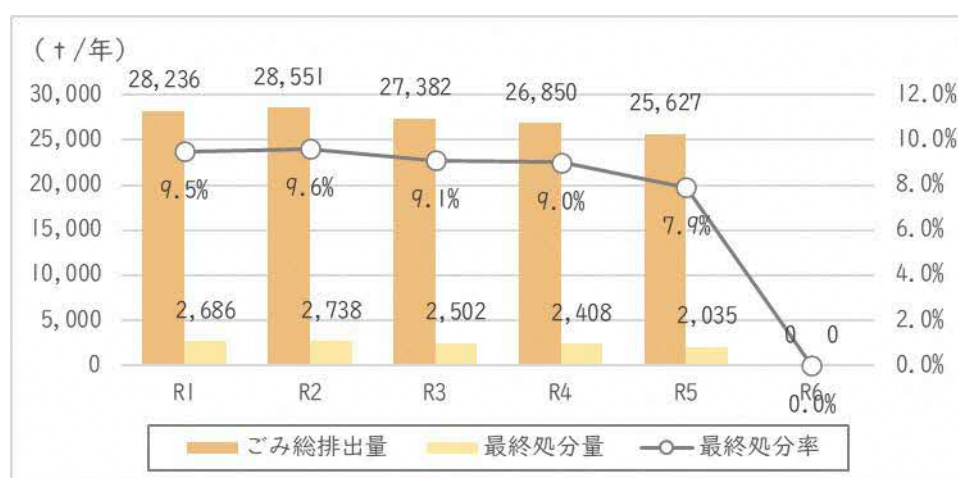


図 3.1.6 最終処分量及び最終処分率の推移

⑥リサイクル率

過去6年間の資源化量及びリサイクル率は、表 3.1.10 及び図 3.1.7 で示すとおりです。

リサイクル率は微増傾向で推移しており、20.4～21.8%で推移しています。

表 3.1.10 資源回収量及びリサイクル率の推移

単位: t /年

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
資源化量	5,774	5,852	5,695	5,600	5,579	0
ごみ総排出量	28,236	28,551	27,382	26,850	25,627	0
リサイクル率	20.4%	20.5%	20.8%	20.9%	21.8%	#DIV/0!

※リサイクル率 (%) = 資源化量 (t/年) ÷ ごみ総排出量 (t/年) × 100

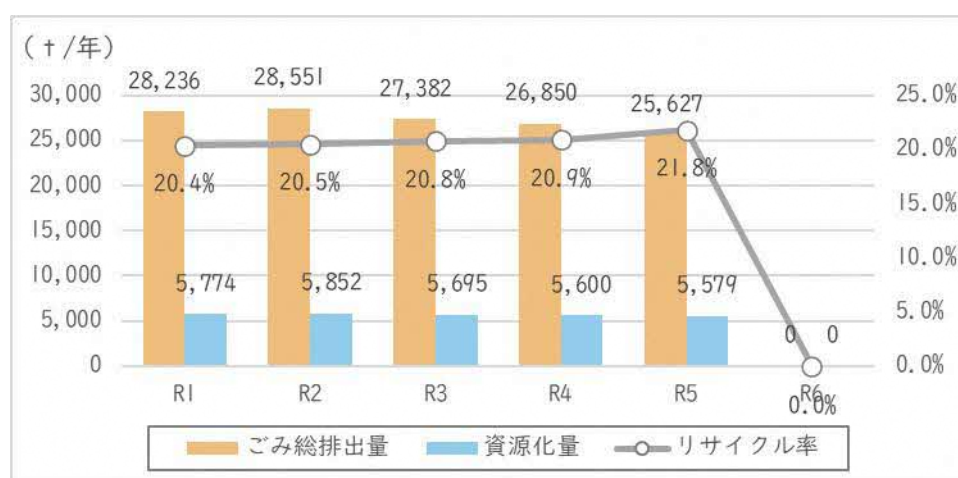


図 3.1.7 資源回収量及びリサイクル率の推移

⑦生活系ごみ及び事業系ごみの排出量原単位

過去6年間の生活系ごみ及び事業系ごみの排出量原単位の推移は、表 3.1.11 及び図 3.1.8 で示すとおりです。

生活系ごみは令和2年度に微増しましたが、その後、令和5年度まで減少傾向にあり、令和5年度では602.15 g/人・日となりました。事業系ごみは過去5年間をとおして減少傾向にあり、令和5年度では124.27 g/人・日となりました。

なお、本市では、人口規模が同程度の自治体の中では、事業系ごみ原単位の占める割合が少ない状況にあります(P.30)。原因としては、市内に事業所が少ないこと等が考えられます。

表 3.1.11 生活系ごみ及び事業系ごみの排出量原単位の推移

単位: g / 人・日

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
生活系ごみ	673.69	691.03	652.13	634.04	602.15	0.00
家庭系ごみ	550.80	564.25	530.45	515.74	490.89	0.00
事業系ごみ	139.72	131.07	131.85	130.94	124.27	0.00
合計	813.41	822.10	783.97	764.98	726.41	0.00

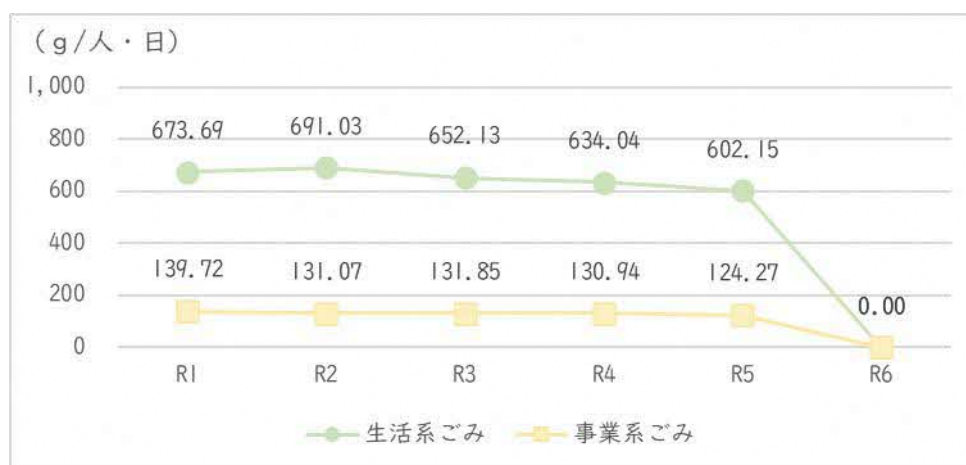


図 3.1.8 生活系ごみ及び事業系ごみの排出量原単位の推移

2) ごみ質の状況

本市では、令和元年度から令和5年度までに60サンプルのごみ質調査を実施しています。過去5年間の可燃ごみ組成（乾ベース）の内訳は、表3.1.12及び図3.1.9で示すとおりです。

過去5年間をとおしてのごみ組成は、紙類が全体の約5割を占めており、次いでプラスチック類、厨芥類の割合が多くなっています。

なお、可燃ごみ組成（湿ベース）では、水分が50.5%（令和5年度平均値）となっています。

表 3.1.12 可燃ごみ組成（乾ベース）の内訳

	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6
紙類	%	57.5	59.0	54.2	48.4	49.5	
新聞	%	2.9	3.5	2.6	1.1	0.9	
段ボール	%	2.0	1.5	1.5	1.9	1.0	
雑紙	%	3.0	1.8	2.4	1.8	1.1	
その他	%	49.6	52.3	47.7	43.5	46.4	
厨芥類	%	7.7	12.6	14.4	16.9	13.1	
布類	%	3.3	2.8	2.8	3.3	2.4	
草木類	%	5.1	6.2	7.1	4.3	4.9	
プラスチック類	%	25.7	18.4	21.0	26.7	29.1	
ゴム・皮革類	%	0.1	0.2	0	0.0	0.1	
不燃物類	%	0.2	0.2	0.1	0.0	0.0	
その他	%	0.4	0.6	0.4	0.4	0.9	

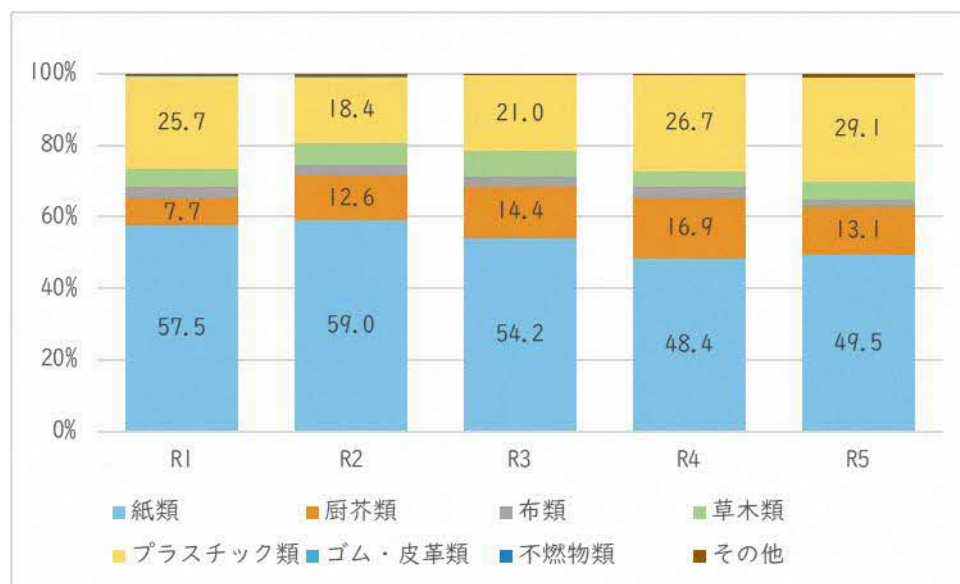


図 3.1.9 可燃ごみ組成（乾ベース）の内訳

3) ごみ処理経費

①ごみ処理経費

ごみ処理経費の推移は、表 3.1.13 及び図 3.1.10 で示すとおりです。

1人あたりのごみ処理経費は、増加傾向で推移しており、令和5年度では14,351円/人となっています。

また、1tあたりのごみ処理経費は、令和3年度から増加しており、令和5年度では55,432円/tとなっています。

注)ごみ処理に係る経費は、建設・改良費、処理及び維持管理費、その他に大きく分けられます。

表 3.1.13 ごみ処理経費の推移

区分	単位	R1	R2	R3	R4	R5
行政区域内人口	人	94,845	95,149	95,691	96,161	96,390
ごみ処理量	t/年	27,358	27,768	26,599	26,105	24,955
ごみ処理経費	千円	1,250,102	1,292,926	1,329,291	1,328,227	1,383,317
建設・改良費	千円	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	千円	1,250,102	1,292,926	1,329,291	1,328,227	1,383,317
その他	千円	0	0	0	0	0
1人当たり※1	円/人	13,180	13,588	13,891	13,813	14,351
1t 当たり※2	円/t	45,694	46,562	49,975	50,880	55,432

※1 1人当たり = ごみ処理経費 ÷ 行政区域内人口

※2 1t 当たり = ごみ処理経費 ÷ ごみ処理量

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

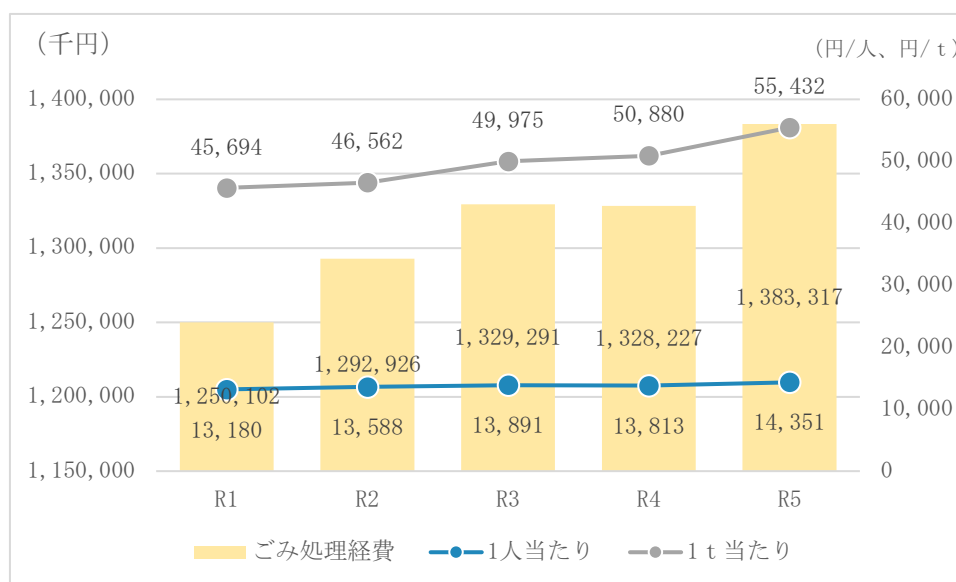


図 3.1.10 ごみ処理経費の推移

②ごみ処理及び維持管理経費の内訳

令和5年度のごみ処理及び維持管理経費の内訳は、表 3.1.14 及び図 3.1.11 で示すとおりです。

中間処理費が最も多く、全体経費のうち 55.1%を占めています。次いで収集運搬費が 29.2%、最終処分費が 8.6%、人件費が 5.7%、その他が 1.4%となっています。

表 3.1.14 令和5年度のごみ処理及び維持管理経費の内訳

単位：千円

	R5	
人件費	78,935	5.7%
収集運搬費	404,481	29.2%
中間処理費	761,521	55.1%
最終処分費	118,867	8.6%
その他	19,513	1.4%
処理及び維持管理費合計	1,383,317	100.0%

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

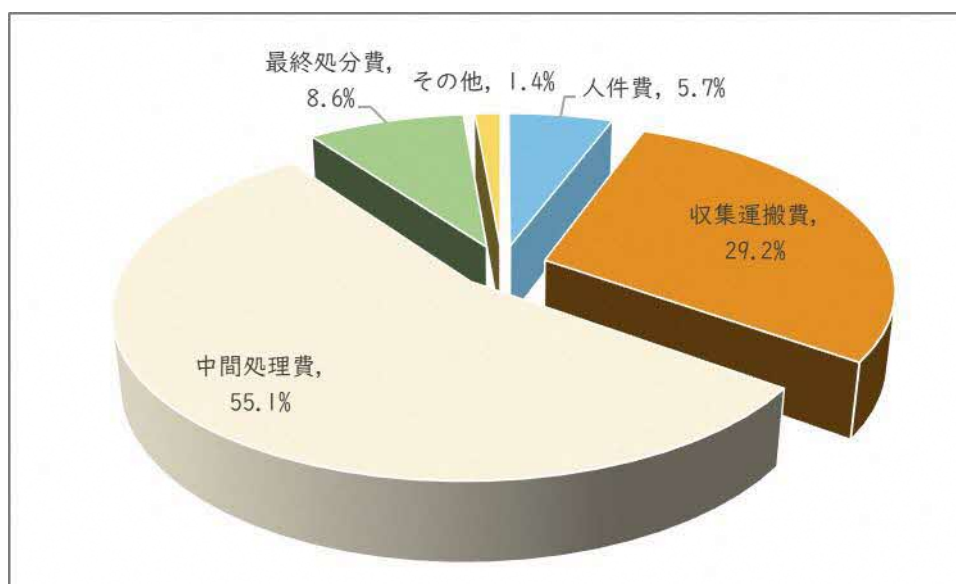


図 3.1.11 令和5年度のごみ処理及び維持管理経費の内訳

(3) 他市町村との比較

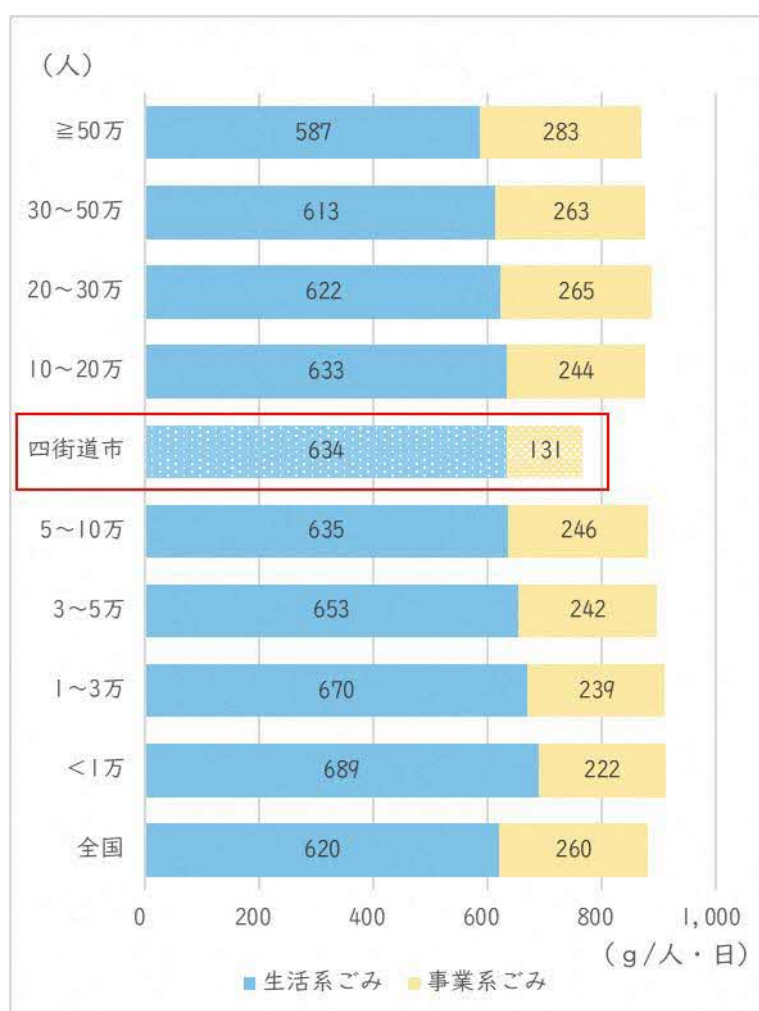
1) 全国市町村の人口規模別 1 人 1 日あたりのごみ排出量

令和 4 年度における全国市町村の人口規模別 1 人 1 日あたりのごみ排出量の比較は、図 3.1.12 示すとおりです。

5 万～10 万人口規模別と、10 万～20 万人口規模別の 1 人 1 日あたりのごみ排出量と比較すると、本市が 765 g に対し、5 万～10 万人口規模別が 881 g、10 万～20 万人口規模別が 877 g と本市が下回っています。

生活系ごみは、本市が 634 g に対し、5 万～10 万人口規模別が 635 g、10 万～20 万人口規模別が 633 g とほぼ同量となっています。

事業系ごみは、本市が 131 g に対し、5 万～10 万人口規模別が 246 g、10 万～20 万人口規模別が 244 g と本市が下回っています。



(資料：日本の廃棄物処理 令和 4 年度版)

図 3.1.12 人口規模別 1 人 1 日あたりごみ排出量の比較 (令和 4 年度、全国市町村)

2) 全国の類似市町村との比較

令和5年度における本市と全国の類似市町村（都市形態区分・人口・産業構造の類似にて抽出された市町村）との比較結果は、表 3.1.15 及び図 3.1.13 で示すとおりです。レーダーチャートは、数値が大きいほど良好な状態を示します。

「人口一人一日当たりごみ総排出量」、「廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）」、「廃棄物のうち最終処分とされる割合」の各項目については、平均値と比較して優れている結果となっています。

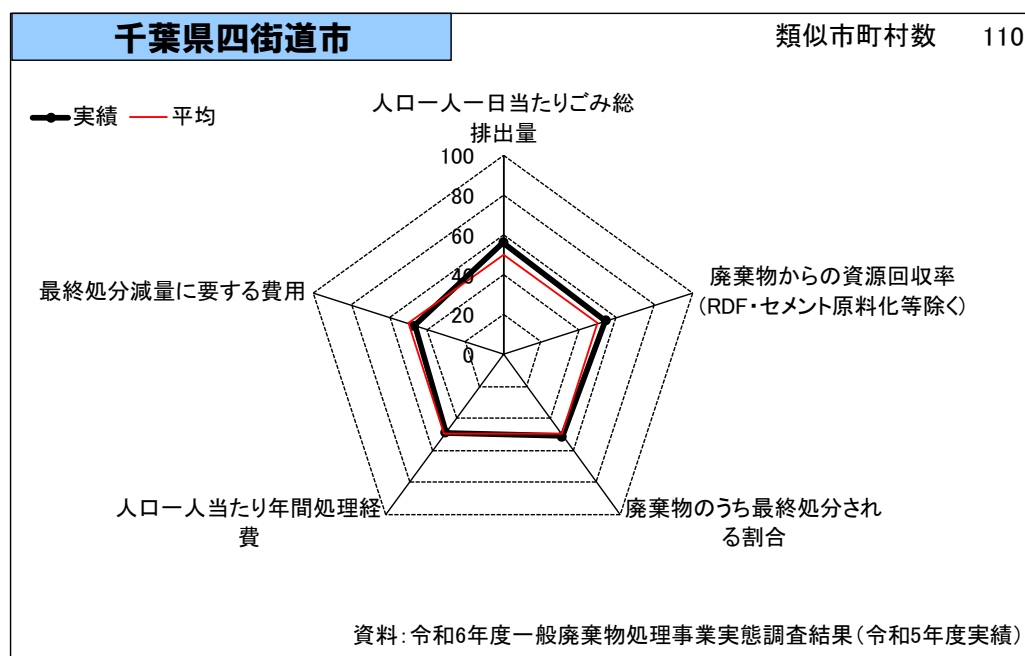
一方、「人口一人当たり年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」の項目については、平均値より高い経費がかかっています。

表 3.1.15 本市のごみ処理の評価(全国類似市町村との比較)

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメン ト原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.816	0.177	0.081	14,175	48,682
最大	1.314	0.449	0.697	30,308	99,623
最小	0.612	0.051	0	7,380	22,493
標準偏差	0.125	0.069	0.079	3,676	14,136
四街道市	0.738	0.205	0.074	14,589	53,086
偏差値	56.2	54.1	50.9	48.9	46.9

資料：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和5年度実績版)」

(環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)



資料：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和5年度実績版)」

(環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)

図 3.1.13 本市のごみ処理の評価(全国類似市町村との比較)

3) 千葉県内の全市町村との比較

令和5年度における本市と千葉県内の全市町村との比較結果は、表 3.1.16 及び図 3.1.14 で示すとおりです。

「人口一人一日当たりごみ総排出量」、「廃棄物からの資源回収率」、「人口一人当たり年間処理経費」の項目についてはいずれも平均値と比較して優れている結果となっています。

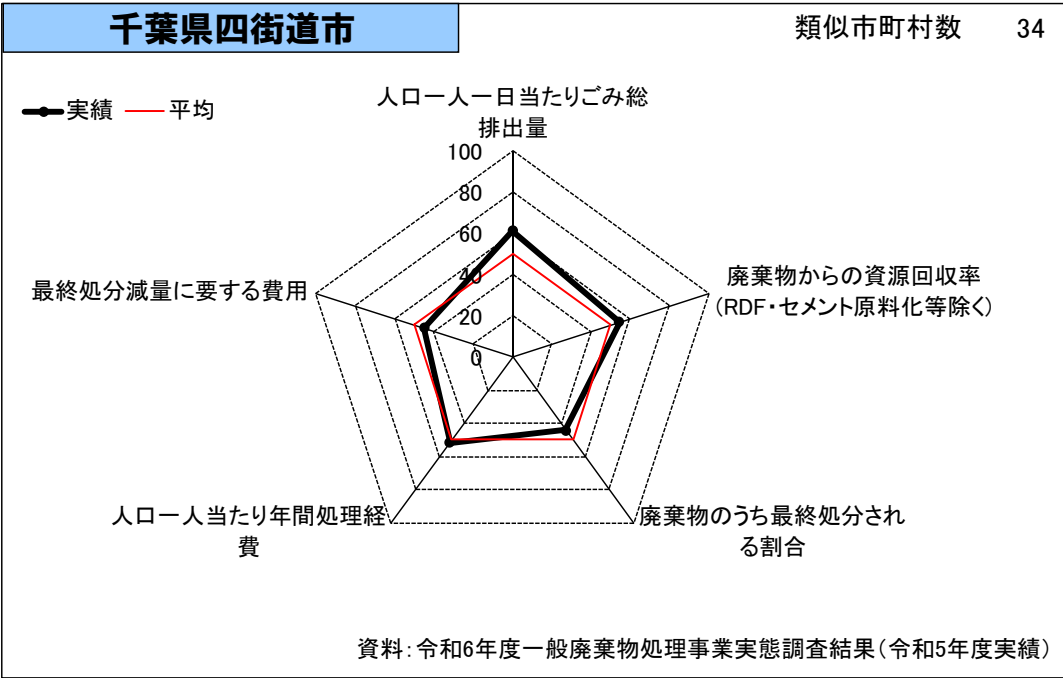
一方で、「廃棄物のうち最終処分される割合」は平均値より多く、「最終処分減量に要する費用」の項目については平均値より高い費用がかかっています。

表 3.1.16 本市のごみ処理の評価(千葉県内の全市町村との比較)

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメン ト 原料化等除く) (t /t)	廃棄物のうち 最終処分される 割合 (t /t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する 費用 (円/t)
平均	0.882	0.19	0.054	15,235	47,148
最大	1.165	0.251	0.129	27,937	80,129
最小	0.677	0.118	0	9,236	22,187
標準偏差	0.131	0.034	0.033	4,599	11,467
四街道市	0.738	0.205	0.074	14,589	53,086
偏差値	61	54.4	43.9	51.4	44.8

資料：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和5年度実績版)」

(環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)



資料：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和5年度実績版)」

(環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)

図 3.1.14 本市のごみ処理の評価(千葉県内の全市町村との比較)

(4) 前計画の評価

1) 数値目標

前計画では、令和7年度において以下に示す4つの指標の数値目標を設定していました。

平成27年度、令和元年度の実績と目標値の比較（前計画より抜粋）は、表3.1.16で示すとおりです。

表 3.1.16 前計画における数値目標

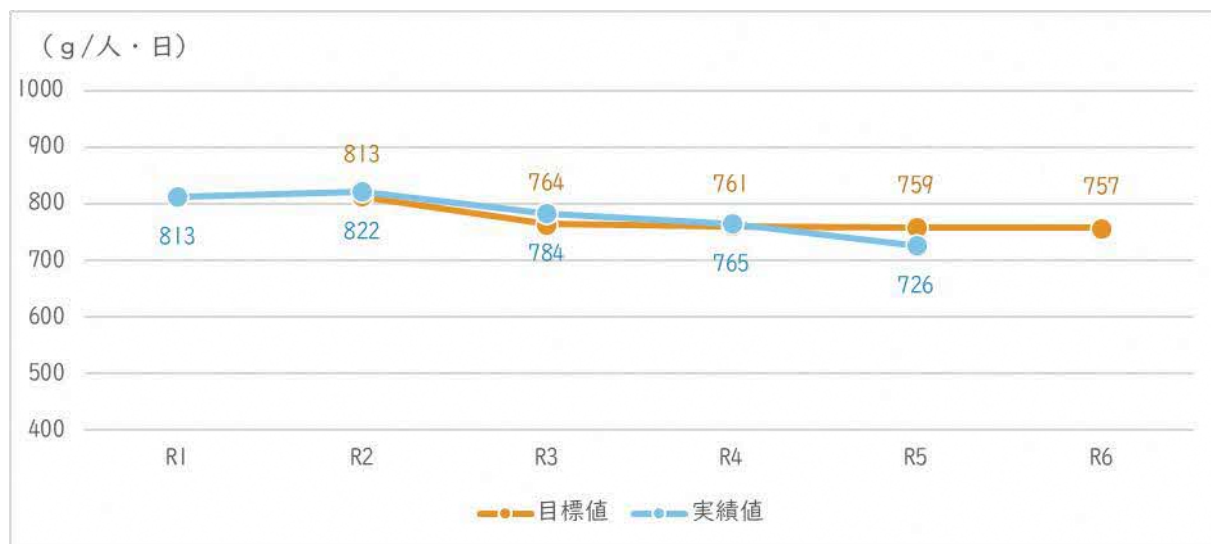
	H27 年度	R1 年度 (現状)	H32(R2)年度 (前計画中間 目標値)	R7 年度 (目標年度)
1人1日あたり 総排出量 (生活系ごみ+事業系ごみ)	832 g/人日	813 g/人日	793 g/人日	755 g/人日
1人1日あたり 家庭系ごみ排出量	554 g/人日	551 g/人日	497 g/人日	495 g/人日
リサイクル率	23.4 %	20.4 %	26.4 %	23.9 %
最終処分率	9.9 %	9.5 %	9.3 %	9.2 %

（出典：四街道市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）抜粋）

① 1人1日あたり総排出量

令和4年度までは前計画の目標値より排出量が多かったものの、令和5年度は目標値を達成しました。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	-	813	764	761	759	757
実績値	813	822	784	765	726	



② 1人1日あたり家庭系ごみ排出量

令和4年度までは前計画の目標値より排出量が多かったものの、令和5年度では目標値を達成しました。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	-	497	502	500	498	497
実績値	551	564	530	516	491	



③リサイクル率

いずれの年度においても目標値を達成できていないものの、増加傾向にあり、傾向を維持することが必要です。リサイクル率の減少は、雑誌、鉄類、集団回収量、資源物として収集されている排出量の減少が要因と考えられます。

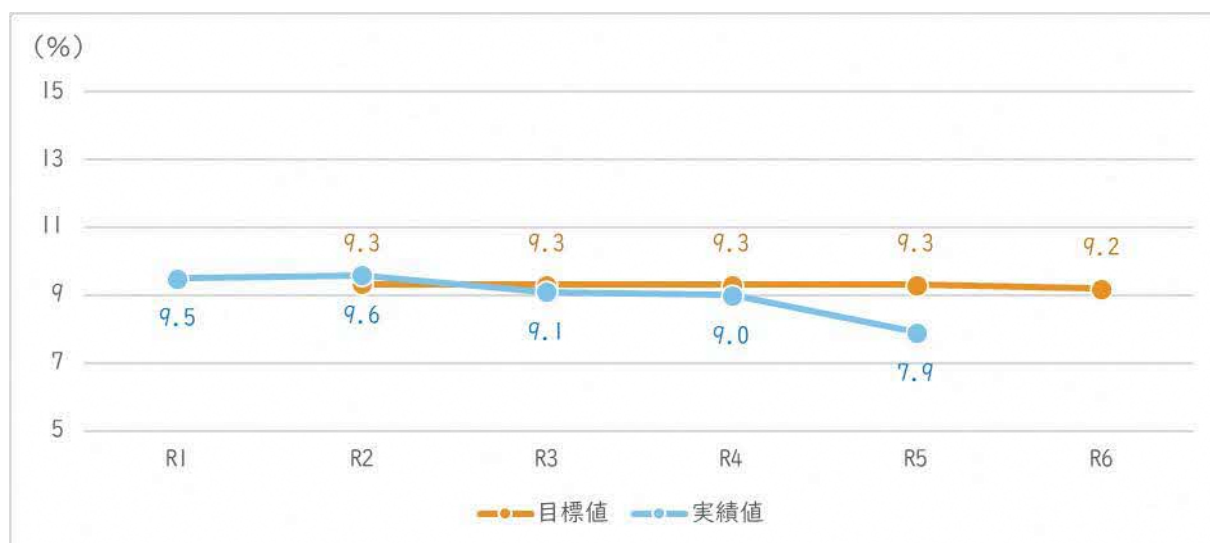
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	-	26.4	22.8	23.1	23.3	23.6
実績値	20.4	20.5	20.8	20.9	21.8	



④最終処分率

令和3年度以降、目標値を達成しています。また、令和5年度ではこれまで埋立て処分をしていた焼却残渣の一部を再資源化したことにより目標値より、大幅に少ない状況にありました。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	-	9.3	9.3	9.3	9.3	9.2
実績値	9.5	9.6	9.1	9.0	7.9	



2) 施策の取組状況

前計画では、3つの基本方針に基づき取り組むべき施策を掲げていました。

基本方針1 2Rを意識した3Rの推進

基本方針2 市民・事業者・行政の協働

基本方針3 適正処理の構築

中間見直し以降の令和3年度から令和5年度の各年度における取組状況を以下に示します。

なお、取組の詳細は、「四街道市一般廃棄物処理基本計画 年次報告書」で毎年公表しています。

【点検・評価の方法】

◎	実施又は実施中(順調に進捗している)
○	実施又は実施中(改善の余地あり)
△	実施に向け準備中
□	調査検討中又は未実施

	R3	R4	R5	R6
基本方針1 2Rを意識した3Rの推進				
1-1 発生抑制・再使用・資源化の推進	-	-	-	-
(1) 3Rに関する意識啓発活動の推進	-	-	-	-
① 3R意識の向上のための広報活動の実施	◎	◎	◎	
(2) 発生抑制・再使用の更なる推進【重点項目】	-	-	-	-
① 発生抑制・再使用の推進に繋がる意識啓発の実施	○	○	◎	
② 発生抑制・再使用の推進のための制度の継続、充実、導入	○	○	◎	
(3) 資源化の推進	-	-	-	-
① 資源化の推進に繋がる意識啓発の実施	◎	◎	◎	
1-2 3R推進のためのしくみづくり	-	-	-	-
(4) 発生抑制・再使用のための側面支援【重点項目】	-	-	-	-
① 市民・事業者の発生抑制のための自発的活動の側面支援	◎	◎	◎	
② エコショップ制度の側面支援	○	○	○	
③ 事業系ごみの分別の徹底及び資源ごみの自己処理の要請	○	○	○	
④ 家庭系ごみの処理手数料制度の導入	◎	◎	◎	
⑤ 拡大生産者責任の明確化	○	○	○	
⑥ リユース品の交換制度の充実	○	○	◎	
⑦ 食べきり協力店制度の側面支援	◎	○	○	
⑧ 雑がみ分別の支援	○	◎	◎	
(5) 資源化のための側面支援	-	-	-	-
① 広報手法や広報媒体の充実	◎	◎	◎	
② 使用済みインクカートリッジの回収	◎	◎	◎	
③ 廃乾電池の拠点回収の試行実施	◎	◎	◎	

資料：四街道市一般廃棄物処理基本計画 年次報告書

		R3	R4	R5	R6
基本方針2 市民・事業者・行政の協働					
2-1 市民の取組		-	-	-	-
(6) 循環型社会を構築するためのライフスタイルの転換		-	-	-	-
①もったいない意識を常に心がける		◎	◎	◎	
②ごみの減量化、資源化等の環境問題に関心を持つ		◎	◎	◎	
③市民団体の生ごみたい肥化事業等への参加		○	◎	◎	
(7) 分別排出への協力		-	-	-	-
①分別を徹底し、異物混入を防止		○	○	○	
②雑がみを資源化するための分別の徹底		○	◎	◎	
(8) 不法投棄防止への協力		-	-	-	-
①不法投棄防止の視点での監視、通報の協力		○	○	◎	
2-2 事業者の取組		-	-	-	-
(9) 自己処理の原則に基づくごみ排出量減量化への協力		-	-	-	-
①ごみの減量化、資源化計画の策定及び実施		◎	◎	◎	
(10) 拡大生産者責任による製品の製造・販売への配慮		-	-	-	-
①不要となった製品の環境負荷に及ぼす影響が最小となる再使用可能部品の組み込みや処理処分の容易性を配慮して製品の製造・販売		○	○	○	
(11) 環境保全・資源保全に関する取組の公表		◎	○	○	-
2-3 行政の取組		-	-	-	-
(12) 本計画の基本理念及び基本方針の周知		-	-	-	-
①ごみ処理の基本理念及び基本方針を市民、事業者、行政に周知と行政の積極的行動		◎	◎	◎	
②拡大生産者責任の働きかけを行う		○	○	○	
③出前講座等による市民・事業者への積極的な啓発活動を継続		◎	◎	◎	
(13) 計画達成のための具体的施策等の実践		-	-	-	-
①ごみ削減アイデア、実践事例を市民・事業者から広く募集し、応募者との意見交換等の交流をとおして情報の共有を行い、実践事例等を市のホームページや産業まつり時に紹介		◎	◎	◎	

資料：四街道市一般廃棄物処理基本計画 年次報告書

	R3	R4	R5	R6
基本方針3 適正処理の構築				
3-1 収集・運搬の検討	-	-	-	-
(14) 状況の変化に対応した収集・運搬の検討	-	-	-	-
①家庭系ごみ処理手数料制度導入時の戸別収集の検討	□	□	□	
②粗大ごみの処理券の導入の検討	◎	◎	◎	
③プラスチック・ビニール類の一括回収	□	○	◎	
(15) 環境と安全に配慮した収集・運搬の実施	-	-	-	-
①低公害型車両の導入誘導	◎	○	○	
3-2 中間処理施設の整備	-	-	-	-
(16) 新ごみ処理施設の整備の検討	-	-	-	-
①循環型社会推進のためのごみ処理システムの決定	□	□	□	
②次期ごみ処理施設の基本計画策定	□	□	□	
(17) エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備	-	-	-	-
①エネルギー回収型廃棄物処理施設(次期ごみ処理施設)の整備	□	□	□	
②生活環境影響調査、発注仕様書作成等エネルギー回収施設整備に係る事業の実施	○	□	□	
(18) マテリアルリサイクル推進施設の整備	-	-	-	-
①マテリアルリサイクル推進施設(破碎、圧縮、選別、梱包施設、再生、保管、展示等リサイクル推進に資する施設)の整備	□	□	□	
3-3 最終処分の検討	-	-	-	-
(19) 最終処分量の減量化の検討	-	-	-	-
①焼却残渣の取扱について検討	□	◎	◎	
(20) 最終処分方法の検討	-	-	-	-
①災害廃棄物の最終処分対応について検討	□	○	○	
3-4 適正な事業経営の推進	-	-	-	-
(21) ストックマネジメント体制の整備	□	□	□	

資料：四街道市一般廃棄物処理基本計画 年次報告書

（５）ごみの減量施策の取組状況と課題

１）発生抑制・再使用推進に係る施策の取組状況

①リユース品情報コーナー

リユース品情報コーナーの申し込み件数等の推移は、表 3.1.17 で示すとおりです。

不要品の交換情報を市役所玄関や市の広報媒体で公開し、不要品の再使用を支援しています。

表 3.1.17 リユース品情報コーナーの申し込み件数等の推移

	ゆずります		ゆずってください		計	
	登録数	成立数	登録数	成立数	登録数	成立数
R1	115	37	59	6	174	45
R2	106	51	34	6	140	60
R3	49	12	23	3	72	14
R4	34	8	16	1	50	8
R5	72	17	7	3	79	17
R6						

②生ごみ堆肥化事業等への参加

本市では生ごみの減量を目的とし、生ごみ処理容器及び発行資材を配布し、令和３年度より、生ごみから堆肥を作る方法を紹介する「ごみを減らそう講習会」を開催しています。

生ごみ処理容器・発酵資材の配布人数は、表 3.1.18 で示すとおりです。

表 3.1.18 生ごみ処理容器・発酵資材の配布人数

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
生ごみ処理容器・ 発酵資材の配布人数	37	28	18	51	54	



ごみを減らそう講習会

市では、家庭系ごみの減量への取り組みの一環として、ごみの減量化・リサイクルに関する講習会を開催しています。

講師をお招きし、生ごみから堆肥を作る方法の一例を実演を交えて紹介したり、参加者同士や講師との交流をととして、堆肥化における課題の共有や改善の提案を行うことにより、より実践的なごみの減量化について学ぶことができます。



実演の様子

③集団回収事業への支援

集団回収登録団体数の推移は、表 3.1.19 で示すとおりです。

本市は、「四街道市再資源化物集団回収事業補助金交付要綱」を定め、再資源化物の回収を行う団体及び回収業者の組合に対し、補助金を交付しています。令和 5 年度の登録団体数は 60 団体となっています。

表 3.1.19 集団回収登録団体数の推移

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
集団回収登録団体数	65	63	63	63	60	

④拠点回収

ごみの減量・リサイクルの推進のため、民間事業者との連携等により集積所以外でも公共施設で資源物を回収しています。

回収品目と回収場所は、表 3.1.20 で示すとおりです。

表 3.1.20 拠点回収の回収品目と回収場所

回収品目	回収場所
乾電池	市役所本庁舎
ペットボトルキャップ	・市役所本庁舎 ・総合福祉センター
使用済みインクカートリッジ	市役所本庁舎

回収品目	回収場所
小型家電 【主なもの】 携帯電話、ゲーム機、ラジオ、DVD デッキ、 電卓、時計、ドライヤー、オーディオ機器	・市役所本庁舎 ・市役所第二庁舎 ・文化センター ・図書館 ・わろうべの里 ・公民館（四街道、千代田、旭） ・鷹の台郵便局 ・鹿放ヶ丘ふれあいセンター
使い捨てコンタクトレンズの空ケース	・市役所本庁舎 ・わろうべの里

⑤家庭系ごみ処理手数料制度の導入

令和2年9月よりごみ減量化の推進のため、家庭系ごみ（可燃ごみと不燃ごみ）に対して、家庭系ごみ処理手数料制度を導入しました。

制度導入により、市民のごみ減量の意識が高まり、ごみの排出量は年々減少しています。



（四街道市 家庭用可燃ごみ指定袋 家庭用不燃ごみ指定袋）

⑥エコショップよつかいどう認定制度

エコショップよつかいどう認定制度は、ごみの発生を抑制し、ごみの減量化とリサイクルを推進するため、消費者である市民と商品の販売を通じて最も密接な関わりを持つ市内の小売店を対象として、以下の認定条件を満たす店舗に、認定証と認定マークを渡すもので、平成17年10月から開始しています。

エコショップ認定店舗数の推移は、表 3.1.21 で示すとおりです。令和元年度～令和5年度までは横ばいでしたが、令和6年度では1店舗減少しています。

認定基準

- Ⅰ. 市内に所在がある小売店であること
- Ⅱ. 次の 8 つの事項のうち、3 つ以上実施していること
 - ① 買い物袋又は買い物かごの持参の奨励
 - ② 商品のばら売り又は量り売り
 - ③ 簡易包装又は無包装
 - ④ リサイクルのための牛乳パック、ペットボトル、トレイ等の店頭回収
 - ⑤ 再生原料を使用した商品、リサイクルしやすい商品等環境に配慮した商品の販売
 - ⑥ 販売した商品の修理サービス
 - ⑦ 広告、チラシ等での再生紙の使用
 - ⑧ 消費者に対するごみの減量、リサイクル等の呼びかけ

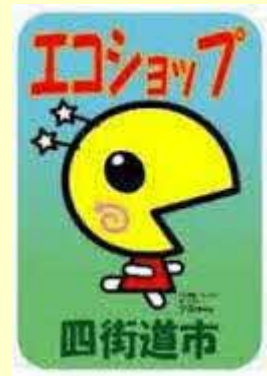


表 3.1.21 エコショップ認定店舗数の推移

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
認定店舗数	6	6	6	6	6	5

⑦環境学習の推進

本市では、若い世代からごみに対する意識を醸成するために、令和元年度から市内小中学校を対象とした「ごみの減量と分別講座」を実施し、ごみの排出量、ごみ処理にかかる経費、市の分別体系や食品ロスなどについての授業を行っています。

また、一般市民向けには「出前講座」の開催や、市民が多く集まるイベント等の啓発を行っています。

さらに、四街道市クリーンセンターの施設見学を受け付けており、市内小学校を対象とした施設見学会には、表 3.1.22 で示すとおり毎年 600 人以上が参加しています。

表 3.1.22 施設見学会等の実施

		R1	R2	R3	R4	R5	R6
施設見学会	回数	10	0	9	11	12	
	参加者数	675	0	742	833	895	

⑧使い捨てのライフスタイルの見直し

プラスチックごみを削減し環境負荷を低減することを目的とし、令和２年７月から全国でプラスチック製レジ袋が有料化されました。

本市でもマイバック持参運動を推進するほか、令和６年度から民間企業と連携して市内３ヵ所に給水機を設置し、マイボトル利用の促進を進めています。



給水スポット

本市では、ウォータースタンド株式会社と「プラスチックごみ削減の推進に関する協定」を締結し、新庁舎開庁にあわせ、四街道市役所 新庁舎１階、四街道市立図書館、四街道市総合福祉センター等、市内１３か所の公共施設に設置しています。



出典：プレスリリース

２）市民・事業者の取組状況と課題

①市民の意識向上

現状

本市は、ごみの再使用の推進として、エコショップよつかいどうの認定やリユース品情報コーナーの支援を行っています。

課題

再使用の推進には市民のライフスタイルの転換が必要となります。今後、さらなる再使用の意識向上を図ることで再使用の推進を図ります。そのためには、今実施している取組に加え、民間企業との連携等も検討する必要があります。

②事業者の意識向上

現状

本市は、再使用の推進のために、事業者が製品等の設計段階や販売段階で再使用が可能な製品を提供するよう、（公社）全国都市清掃会議や千葉県環境衛生促進協議会等を通じて事業者に呼びかけを行っています。

課題

再使用に耐えうる商品の提供等再使用を推進する活動を行っていくよう、今後も国や関係機関等に要望していく必要があります。

3) 再資源化の推進に関する現状と課題

①市民

現状

リサイクル率は雑誌、鉄類、集団回収量、資源物の収集量の減少に伴い微増傾向にあり、過去5年間の県、国との比較では、全国平均は上回っていますが、千葉県平均を下回っています。

表 3.1.23 県、国との比較(リサイクル率)

単位：％

	R1	R2	R3	R4	R5
四街道市	20.4	20.5	20.8	20.9	21.8
千葉県平均	21.3	22.0	22.7	22.6	22.6
全国平均	19.6	20.0	19.9	19.6	19.5

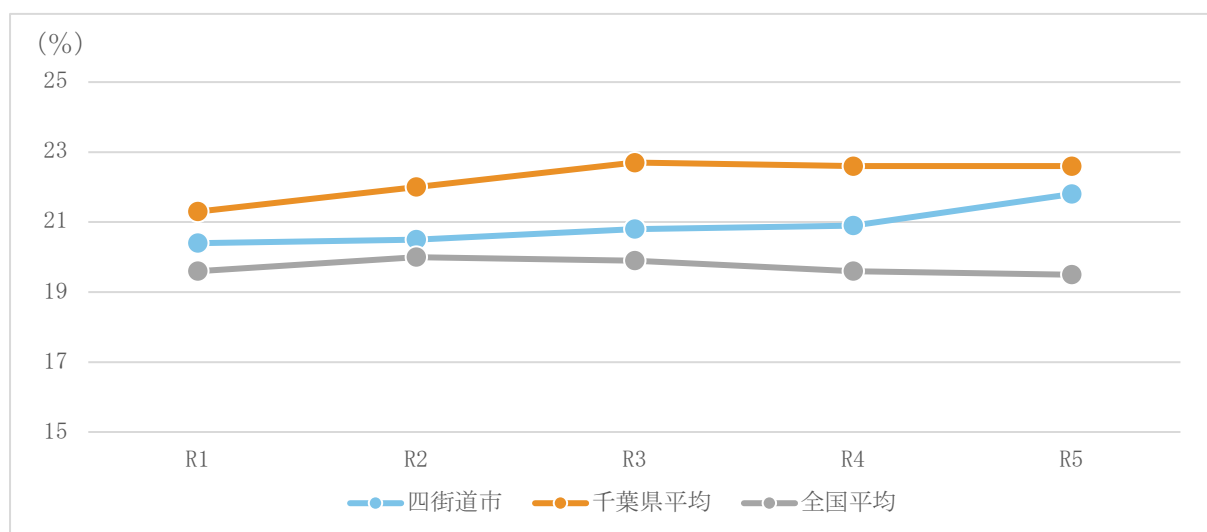


表 3.1.15 県、国との比較(リサイクル率)

課題

資源回収の推進のために、集団回収への助成や資源物としての分別品目の充実を行ってきており、リサイクル率は全国平均を上回っていますが、千葉県平均を下回っている状況です。

リサイクル率を向上させるためには分別を徹底し、適正な排出を行うことが必要です。

また、本市ではごみ集積所に雑がみ回収用の網袋を設置し、雑がみの回収を推進しています。資源回収をさらに向上するためには、雑がみを回収用の網袋に排出するよう市民に呼びかけ、一層の分別の徹底を周知していく必要があるとともに、収集する資源物を適正に処理、保管できる施設を整備することが必要です。民間での処理委託を行う場合には、そのリサイクル先も十分に確認することが必要です。

さらに、本市では令和6年10月から一部の製品プラスチックを「プラスチック・ビニール類」として収集することになりました。分別区分を市民に周知し、浸透に努める必要があります。

排出抑制によるごみの減量を積極的に推進する一方で、リサイクル率を現状以上に向上させるためには、検討すべき事項も多く、経費もかかります。排出抑制と再資源化は、総合的に考える必要があります。

②事業者

現状

国では、事業者は拡大生産者責任のもとで、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものとしています。

課題

国や（公社）全国都市清掃会議等他団体との連携により、事業者に対して更なる資源回収を実施すること等、資源回収の上昇につながる施策を市として継続して要望する必要があります。

また、廃棄物を資源として再利用するリサイクル、リユース、アップサイクル、シェアリングエコノミーなど、さまざまな取組の事例を研究し、実施可能な取組を取り入れるよう要望する必要があります。

4) 適正処理に関する現状と課題

①収集運搬

現状

委託・許可件数及び収集運搬機材の状況は、表 3.1.24 及び表 2.3.25 で示すとおり、適正な収集運搬がなされています。

表 3.1.24 委託・許可件数（令和 6 年度現在）

	収集運搬	中間処理	最終処分	合計
委託件数	7	6	9	22
許可件数	22	2	0	24

表 3.1.25 収集運搬機材の状況（令和 6 年度現在）

	収集車		運搬車（収集運搬）		運搬車（中間処理）	
	台	t	台	t	台	t
直営	0		0		0	
委託	28	2 t 以上 3 t 以下	28	2 t 以上 3 t 以下		
許可	52		52		0	

課題

今後、新たな分別品目に対しては、品目に応じた収集運搬体制を十分検討する必要があります。特に、プラスチック製品廃棄物に関しては、「脱炭素社会」に向けてリサイクルの方向性を検討する必要があります。本市でも令和 6 年 10 月から不燃ごみとして収集していた製品プラスチックを、一部プラスチック・ビニール類として収集を開始しましたが、分別収集が始まったばかりであり、今後も市民への周知が必要となります。

②中間処理

現状

四街道市クリーンセンター焼却施設は、平成 4 年の稼働当初は 16 時間運転の准連続燃焼方式として施設設置の届出をしていましたが、平成 20 年 6 月から時間延長の届出を行い、24 時間運転が可能な状況で焼却処理を行っています。

粗大ごみ処理施設は施設稼働後約 35 年を経過していますが、令和 4 年の精密機能検査において処理能力的には支障なく運転できていることが確認されています。

課題

現四街道市クリーンセンターは地元との協定により継続操業ができません。そのため本市は吉岡区内に確保した用地に次期ごみ処理施設の整備に向けて各種の計画策定等の準備に着手しました。

次期ごみ処理施設等整備事業においては、公害防止の徹底を図ったエネルギー回収型廃棄物処理施設の整備と、3Rの推進を支援するためのマテリアルリサイクル推進施設（破碎、圧縮、選別、梱包施設、再生、保管、展示等リサイクル推進に資する施設）の整備を予定しています。

5) 最終処分に関する現状と課題

現状

最終処分率は、令和 5 年度から焼却残渣の一部を資源化することにより、大幅に減少しました。

現在、本市には独自の最終処分場がありません。ごみ処理の過程で最終的に出てくる最終処分対象は、焼却施設から排出される焼却残渣、粗大ごみ処理や不燃ごみ処理の過程で排出される残渣です。焼却残渣は複数の民間最終処分場で埋立処分しています。

なお、焼却残渣の一部からは、鉄等の資源回収も行っています。

安定的な最終処分ができるよう、市内での最終処分場建設用地の確保について様々な検討をしてきましたが、埋立用地の確保は極めて困難な状況です。

課題

ごみ処理の過程で排出される焼却残渣と破碎選別残渣は、最終処分を行う必要があります。市内に、最終処分場用地を確保することが極めて困難なことから、まずは可能な範囲で、最終処分量を減量していくことが必要です。そのためには、徹底したごみの発生抑制に取り組むと同時に、排出されたごみから資源をできる限り回収して、焼却ごみ量を削減することが重要です。そして、焼却の結果排出される残渣については、有効利用を図り、実際に埋め立てる最終処分量を可能な限り少なくする必要があります。

最終処分を行う埋立地の検討に関しては、今後も複数検討する等、将来にわたりリスク分散に配慮して、清掃事業の円滑な運営を目指す必要があります。

6) その他の課題

①特別管理一般廃棄物について

特別管理一般廃棄物には、廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジの部品に含まれるP C B、処理能力が1日5トン以上のごみ処理施設の焼却施設から排出されるばいじんのうち集じん施設によって集められたもの、感染性一般廃棄物があります。

本市は、ごみ焼却施設から排出されるばいじんのうち集じん施設によって集められたものに関しては、十分な対応を図っています。P C Bを含む製品や感染性一般廃棄物に関しては、適正な処理ルートを把握し、市の広報媒体を活用して市民への情報提供に努める必要があります。

②適正処理困難物について

近年、充電式電池（リチウムイオン電池等）のごみ混入による収集車やごみ処理施設での火災事故が全国で多発し、本市でも分別の徹底が課題となっています。こうした事故防止には、市民一人ひとりの適正排出の方法の周知とリサイクルルートの利用が不可欠です。安全で持続可能な廃棄物処理に向けて努めるため、啓発活動や回収体制の強化が重要となります。

③マイクロプラスチック問題への対策について

本市は海に面していないものの、市内から排出されるマイクロプラスチックは河川を通じて海洋汚染につながる可能性があります。生活排水に含まれるプラスチック片や繊維くずも、自然環境や生態系に影響を及ぼすことが懸念されます。

これらを防ぐためには、プラスチックごみ削減や適正排出の徹底や、リデュース・リユース・リサイクルの実践、環境に配慮した製品選びが重要になります。

地域の清掃活動や環境教育を通じた意識啓発に努め、本市全体でマイクロプラスチック対策の取組を実践していく必要があります。

④不法投棄について

廃棄物の不法投棄はごみの適正処理を妨げ、また、環境保全の行為に逆行するものです。市民一人ひとりが、環境保全意識を高め、不法投棄はしない、させない意識を醸成する必要があります。

⑤災害廃棄物への対策について

「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月改定）、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」（平成27年11月）が策定され、災害廃棄物処理に対する枠組みが構築されつつあります。

一方、「廃棄物処理法」でも、災害廃棄物により生じた廃棄物の処理に係る基本理念及び国、地方公共団体及び事業者等関係者間の連携・協力の責務を明確化する等の改正（平成27年3月）が行われました。

本市においても、平成29年9月に策定した「四街道市災害廃棄物処理計画」に基づき、平時から処理体制の構築や職員の訓練が必要となります。

⑥脱炭素社会に向けて

令和 5 年 3 月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」では、気候変動への対応について、「2050 年カーボンニュートラルにむけた脱炭素化」の視点を新たに加え、災害時含めその方向性を堅持するとともに脱炭素化や廃棄物処理施設の創出する価値の多面性に着目し深化されました。

また、「第五次循環型社会形成推進基本計画」(令和 6 年 8 月)では、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものであり、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題としています。

本市においても、「四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）（事務事業編）」に基づき、ごみの減量化やリサイクルを推進することにより、二酸化炭素の排出を削減に取り組む必要があります。

3.2 計画の基本的枠組み

(1) 基本理念・基本方針

循環型社会形成し推進するには、ものを大切に使い、ごみの発生を抑える(Reduce リデュース)、今あるものを繰り返し使う(Reuse リユース)、資源をもう一度原料として使う(Recycle リサイクル)の3つに、ごみとなるものの受け取りを断る(Refuse リフューズ)を加え、更なる減量化を目指し、市民・事業者・行政が協力しながら取り組むことが大切です。

また、排出されたごみや資源を適正に収集・運搬、中間処理、最終処分を行うことが大切です。そのためには、適正処理の構築が必要となります。

そして、近年は天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減していくために、この4Rの中でも特に2R(リデュース、リユース)を可能な限り推進して取り組んでいくことの重要性が提唱されています。

このことから、ごみ処理基本計画体系は、基本理念として「循環型社会形成推進に向けて市民・事業者・行政が協働して取り組み、環境にやさしいまちの実現へ～サブタイトル～」を掲げ、基本理念を達成するため「(案)発生回避(Refuse)の推進」、「(案)発生抑制(Reduce)の推進」、「(案)再使用(Reuse)の推進」、「(案)再資源化(Recycle)の推進」、「(案)適正処理の構築」の5つの基本方針及び、基本方針のもとで実施する各施策を21に集約して示します。

また、次ページにて、ごみ処理基本計画体系のイメージを図で示します。

(案) 循環型社会形成推進に向けて市民・事業者・行政が協働して取り組み、
環境にやさしいまちの実現へ
～サブタイトルがここに入ります～

基本方針1 (案) 発生回避(Refuse)の推進

基本方針2 (案) 発生抑制(Reduce)の推進

基本方針3 (案) 再使用(Reuse)の推進

基本方針4 (案) 再資源化(Recycle)の推進

基本方針5 (案) 適正処理の構築



（２）目標

本計画は、各種施策の実効性をより確実なものとするため、計画の具体的な目標を定めます。

目標の指標は１人１日あたり総排出量（総排出量原単位）、１人１日あたり家庭系ごみ排出量（家庭系ごみ排出量原単位）、リサイクル率、最終処分率とします。

数値目標を以下に示します。

今後、審議予定

(3) 計画実現への取組

施策の体系図を以下に示します。

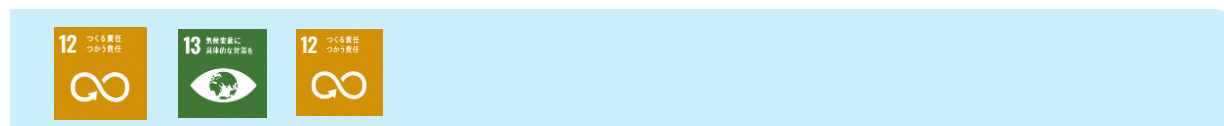


図 3.2.1 施策体系図

基本方針1 発生回避（Refuse）の推進

「ごみとなるものを受け取らない」という行動はごみを減量するうえで非常に有効となります。
この行動を推進するためにマイバッグやマイボトルの利用促進や過剰包装の辞退などといった取り組みを行っていきます。

また、これらの行動は、ごみの減量に加えマイクロプラスチックからなる環境汚染等問題解決にも寄与します。



施策 1.1 マイバッグ・マイボトル等の利用促進【重点施策】

四街道市

市民

事業者

《主な取り組み内容》

- マイバッグやマイボトルの利用促進
- 利用促進のための啓発活動

施策 1.2 過剰包装の削減

四街道市

市民

事業者

《主な取り組み内容》

- 購入時の過剰包装の辞退
- 簡易包装の実施
- 詰め替え用商品の利用
- 過剰包装辞退に関する啓発活動

施策 1.3 不要なものの受け取り辞退

四街道市

市民

事業者

《主な取り組み内容》

- 店舗での割りばしや試供品などの無料配布物の受け取り辞退
- 無料配布物受け取り辞退に係る啓発活動の実施

基本方針2 発生抑制（Reduce）の推進

ごみの発生を減らすには、1人1人が意識を高く持って取り組むことが重要です。

ごみ発生抑制のため、家庭・事業者から排出するごみの量を減らす取組を行います。

また、情報の発信や啓発活動、家庭系ごみ処理手数料制度の適正な運用など、まち全体でごみを減らすことができるような取組を行います。



施策2.1 家庭系から排出されるごみの減量

四街道市

市民

事業者

《主な取組内容》

- ごみ減量に関する講座の開催
- 日用品等の適正な量の購入
- 家庭系ごみ減量に関する啓発活動の実施
- 家庭系ごみ処理手数料制度の適切な運用

施策2.2 事業者から排出されるごみの減量

四街道市

事業者

《主な取組内容》

- 市内事業者に対して事業系ごみの適正処理に関する情報発信・啓発活動の実施
- 「四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第5条に規定する多量排出者に該当する者への減量化、資源化計画の策定及び策定及び提出の要請
- 事業者と連携しての小分け販売や量り売り導入の推進

施策2.3 食品ロス削減の推進【重点施策】

四街道市

市民

事業者

詳細は「第4章食品ロス削減推進計画」にて記載。

基本方針3 再使用（Reuse）の推進

ごみとして排出する前に再び使用するリユース活動を積極的に行うことでごみ排出量を削減し、全体的なごみの減量につなげる取組を行います。

リユース活動を活性化させるため、リユース品情報コーナーの運営や民間企業と協力して活動を促進していきます。



施策 3.1 「だれかのほしいにつなげよう」プロジェクトの推進【重点施策】

四街道市

市民

《主な取組み内容》

- リユース活動を行う団体の紹介・活動支援
- プロジェクトの広報・周知



「だれかのほしいにつなげよう」プロジェクト

本市では、家庭で眠っているおもちゃや本、衣類などを集め、子育て家庭での再使用を促すことで、地域での資源循環を図りつつ、子育て家庭への支援やリユース意識の向上を図ります。



図書館で実施されている
「だれかのほしいにつなげよう」
プロジェクト

施策 3.2 リユース品活用の推進

四街道市

市民

《主な取組み内容》

- 家庭で不要となったもの、譲ってほしいものを当事者間で受け渡すリユース品情報コーナー制度の周知及び利用促進
- 市民によるリユース品情報コーナーの積極的な利用

施策 3.3 民間企業との連携によるリユース活動の促進

四街道市

事業者

《主な取組み内容》

- 民間企業との連携、情報発信
- フリマアプリ等の活用促進のための広報・啓発活動
- リサイクルショップ等の利用促進のための広報活動

基本方針4 再資源化（Recycle）の推進

限りある資源の再資源化を推進することにより、ごみ排出量を削減の推進、資源循環の促進を図ります。

リサイクルを推進するため、資源物を回収しやすい環境・制度づくりに努めます。また、情報発信や啓発活動を行うことで、まち全体でこの活動に取り組んでいきます。



施策 4.1 資源物の回収による再資源化の推進【重点施策】

四街道市

市民

《主な取り組み内容》

- 専用の網袋による雑がみの分別回収
- 製品プラスチックの一括回収
- 廃食用油のリサイクル回収
- 新たな資源物回収に関する検討
- 再生素材を使用した環境配慮型製品購入（グリーン購入）の促進

施策 4.2 集団回収の実施

四街道市

市民

事業者

《主な取り組み内容》

- 再資源化物集団回収の参加
- 再資源化物集団回収補助金の交付及び制度の周知・広報の実施

施策 4.3 拠点回収の実施

四街道市

市民

事業者

《主な取り組み内容》

- 小型家電やコンタクトレンズ空ケース等拠点回収の積極的な利用
- 拠点回収の更なる推進

施策 4.4 店頭回収の周知・推進

四街道市

市民

事業者

《主な取り組み内容》

- 食品トレイ等の回収など、店舗で独自に実施している店頭回収の利用
- 実施店舗・回収品目等の店頭回収についての情報発信

基本方針5 適正処理の構築

安全安心に暮らせるまちにするため、平時における安全で安定した収集運搬体制の確保はもとより、大規模災害時に備えた処理体制等を構築していきます。

また、次代を担う子どもたちや若年層のごみに対する意識を高めるため、環境学習を行っています。

さらに、次期ごみ処理施設の整備や最終処分について、新たなごみ減量施策等の検討を行い、推進していきます。



施策 5.1 分別排出の徹底

四街道市

市民

事業者

《主な取り組み内容》

- 「家庭ごみの正しい分け方・出し方」の配布やごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」の配信によるルールの周知・遵守
- 高齢者等排出困難者への対応
- 適正処理困難物の処理の仕方等に関する周知徹底
- 搬入される事業系ごみの定期的な展開検査の実施
- 事業系ごみに関する組成分析調査の実施
- 事業系ごみの排出ルールの徹底、適正処理に関する指導・啓発

施策 5.2 環境学習の充実【重点施策】

四街道市

市民

《主な取り組み内容》

- 市内小中学生を対象とした授業の実施
- クリーンセンターの施設見学会の実施
- 中学生を対象としたプラスチック・ビニール類の手選別体験会の実施
- 出前講座の開催

施策 5.3 循環型社会推進のためのごみ処理システムの決定

四街道市

《主な取り組み内容》

- 効果的な収集・運搬体制の検討
- 収集車における低公害車の導入
- 次期ごみ処理施設の整備の推進によるごみ処理システムの再構築
- 新たなごみ処理施策の調査・検討

施策 5.4 最終処分の検討

四街道市

《主な取組み内容》

- 焼却残渣の資源化
- 最適な最終処分方法の更なる検討

施策 5.5 不法投棄に対する取組

四街道市

市民

事業者

《主な取組み内容》

- 定期的なパトロールの実施
- 不法投棄禁止看板等の設置
- 警察と連携した不法投棄への対応

施策 5.6 災害時に備えたルール・体制づくり【重点施策】

四街道市

《主な取組み内容》

- 四街道市災害廃棄物処理計画の定期的な見直し
- 四街道市災害廃棄物処理計画に基づく職員研修の実施
- 災害廃棄物の排出ルールの周知徹底
- 退蔵ごみの適正排出

（４）ごみ処理体制の計画

１）収集・運搬計画

収集・運搬の主体は、表 3.2.1 で示すとおりです。

ごみの分別品目に応じ、経済的、効率的な収集・運搬体制の構築に努めます。

また、環境への配慮を十分勘案し、車両及び収集経路等を検討します。

表 3.2.1 収集・運搬の主体

区分	収集・運搬の主体
家庭系ごみ	直営 ^{注)} 、委託業者、自己搬入
事業系ごみ	許可業者、自己搬入

注)直営は高齢者、障がい者世帯を対象とした戸別収集に限りします。

２）中間処理計画

中間処理の方法は、表 3.2.2 で示すとおりです。

四街道市クリーンセンター及び粗大ごみ処理施設は、施設稼働後約 35 年を経過しています。今後、長期にわたり、安定的な中間処理を実施するため、可能な限り早急に次期ごみ処理施設等を整備する必要があります。

表 3.2.2 中間処理の方法

項目	処理方法	施設
可燃ごみ	焼却、熔融他	四街道市エネルギー回収型廃棄物処理施設
不燃ごみ	選別	委託
粗大ごみ	破碎、選別	四街道市マテリアルリサイクル推進施設
プラスチック・ビニール類	圧縮・梱包	
資源物・剪定枝	選別、チップ化	委託

３）最終処分計画

今後も最終処分は委託処理を継続します。

将来も安定した最終処分を継続するために、熔融処理やセメント化等の資源化を進めることで最終処分量削減のための取組や処理残渣の有効利用を検討します。

第4章 食品ロス削減推進計画

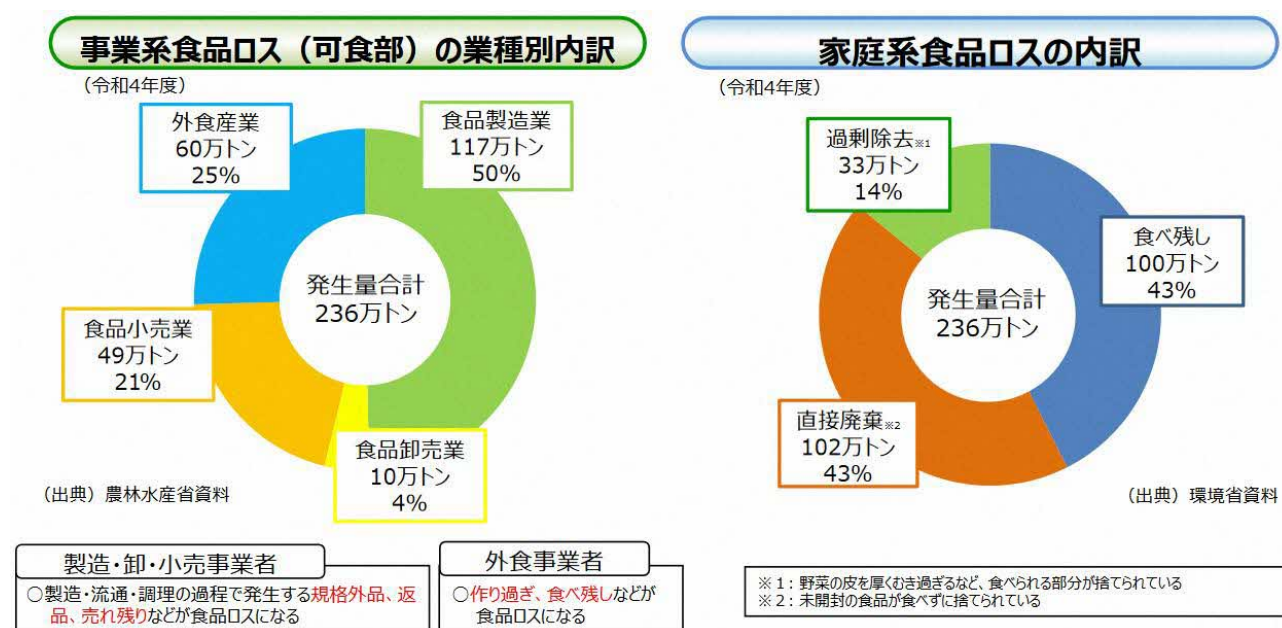
4.1 食品ロスを取り巻く情勢

(1) 食品ロスとは

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられる食品のことを指し、食品関連事業者における規格外品、返品、売れ残り、食べ残し等の事業系食品ロスと、一般家庭における食べ残し、過剰除去、直接廃棄の家庭系食品ロスとに分類されます。

(2) 食品ロス問題

日本における食品ロス量は年間約 472 万 t（農林水産省及び環境省における令和 4 年度推計）であり、国民一人当たりで換算すると 38kg になると言われています。このうち事業系食品ロス量は 236 万 t、家庭系食品ロス量は 236 万 t であり、食品ロス削減には事業者、家庭双方の取組が必要であることがわかります。



[出典]「食品ロス削減関係参考資料（令和 6 年 6 月 21 日版）」消費者庁消費者教育推進課 食品ロス削減推進室

図 4.1.1 全国における食品ロス発生量

4.2 計画策定の趣旨

(1) 本計画の位置づけ

本市における食品ロス削減の取組を充実させ、総合的かつ計画的に推進するため、「食品ロス削減推進計画」を策定します。

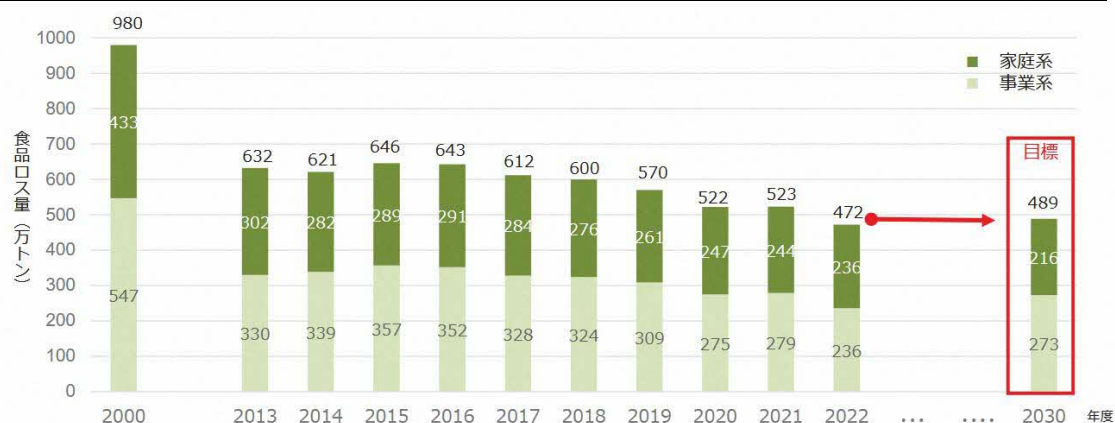
本章は、「食品ロス削減推進法」第13条の規定に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」を踏まえた「食品ロス削減推進計画」に位置づけます。

(2) 食品ロス削減推進法

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的として、令和元年10月1日に「食品ロス削減推進法」が施行されました。同法では、令和12年度において、平成12年度と比べ、家庭系食品ロス量、事業系食品ロス量いずれも半減できるよう取組を推進することを目標と定めています。

表 4.2.1 食品ロス削減推進法の概要

国の責務	食品ロス削減に関する施策の策定・実施
地方公共団体の責務	国及び他の地方公共団体と連携し、その地域特性に応じた施策を策定・実施する
事業者の責務	国または地方公共団体が実施する施策に協力し、食品ロス削減に積極的に取り組む
消費者の責務	食品ロス削減についての理解と関心を深め、食品の購入・調理の方法を改善する等により食品ロス削減に自主的に取り組む
食品ロス削減推進月間	食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設ける



[出典]「食品ロス削減関係参考資料（令和6年6月21日版）」消費者庁消費者教育推進課

食品ロス削減推進室

図 4.2.1 食品ロス削減目標

4.3 本市における食品ロス量

(1) 調査結果

本市では令和3年1月、令和7年1月に家庭から発生する食品ロス量の調査を実施しました。

食品ロス量調査の概要は表4.3.1で示すとおりであり、令和7年1月に実施した調査では、試料総量661.81kgに対し、「直接廃棄」と「食べ残し」を合わせた食品ロス量は61.45kgで9.29%の割合となっています。

表 4.3.1 食品ロス量調査の概要

調査年月	令和3年1月	令和7年1月
試料総量	516.64kg	661.81kg
食品ロス量	43.82kg (8.48%) (直接廃棄 29.37kg (5.68%)、 食べ残し 14.45kg (2.80%))	61.45kg (9.29%) (直接廃棄 29.37kg (4.44%)、 食べ残し 32.08kg (4.85%))
1人1日 あたり 食品ロス量	38.5g/人・日	37.0g/人・日

注)「1人1日あたり食品ロス量」の算出方法

R2.2～R3.1 まで12か月の可燃ごみ年間排出量 15,839 t、前回の調査による食品ロス量の割合 8.48%、R3.2.1 時点の人口 95,406 人、年間日数 366 日により算出

$$\Rightarrow 15,839 \text{ t} \times 8.48\% \div 95,406 \text{ 人} \div 366 \text{ 日} \times 10^6 = 38.5\text{g/人} \cdot \text{日}$$

R6.2～R7.1 まで12か月の可燃ごみ年間排出量 14,032 t、今回の調査による食品ロス量の割合 9.29%、R7.2.1 時点の人口 96,408 人、年間日数 365 日により算出

$$\Rightarrow 14,032 \text{ t} \times 9.29\% \div 96,408 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} \times 10^6 = 37.0\text{g/人} \cdot \text{日}$$



図 4.3.1 食品ロス量調査実施状況

(3) 食品ロス量調査結果を受けての考察

①住民の意識と行動のギャップ

食品ロス削減に関する啓発活動は一定の効果を上げ、認知度は向上しているものの、実際の買い物・調理・保存方法などの生活習慣に結びつく行動変容には至っていない層も一定数存在しています。

食品ロス量調査対象地区である千代田地区は高齢者世帯の多い地域であり、もねの里地区は若い転入者が多い地域であることが特徴であり、全国的にも高齢者や単身世帯においては、食材の使い切りが難しい傾向があり、家庭内食品ロスの発生要因となっています。

また、転入者に対しては、ごみの分別ルールを周知するだけでなく、本市で行っている食品ロス削減対策を併せて周知する必要があります。

②生活様式の変化による影響

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により外出機会が減少し、自炊や家庭内飲食が増加した一方、令和6年度には行動制限の緩和とともに外出・中食の利用が再び増加しており、食品ロスの発生場所や形態に変化が見られます。このような生活様式の変化が、全体の食品ロス量に与える影響と緩衝し、数値の大きな変動には至らなかったと考えられます。

③食品ロス削減施策の浸透の課題

本市ではフードドライブやコンポストの活用促進等の取組を進めていますが、対象世帯の範囲が限定的であることや、取組の定着・拡大が道半ばであることから、全市的な削減効果にはつながりにくい状況にあることが考えられます。

また、啓発と連動した具体的な行動支援（例：食べ切り運動の実施や生ごみ処理容器・発酵資材の配布など）も今後の課題といえます。

④データの変動幅の限界

家庭系食品ロス量の算定には一定のばらつきが生じます。調査対象の抽出方法、収集日要因等により数グラム単位の差は統計上の誤差の範囲内である可能性があります。

⑤まとめ

食品ロス量が大きく減少しなかった背景には、生活習慣の定着、施策の浸透不足、環境変化の影響など複合的な要因があると考えられます。

今後は、行動変容を促す仕組みの強化と、多様なライフスタイルに応じた柔軟な支援策の展開が求められます。市民一人ひとりが実践しやすい取組の構築と継続的な効果検証が重要です。

（４）前計画の評価（数値目標）

前計画では、食品ロス発生量に係る目標を、国が掲げている「令和 12 年度において、平成 12(2000)年度と比べ、家庭系食品ロス量、事業系食品ロス量いずれも半減できるよう取組を推進すること」に合わせ、令和 7 年度までに 29 g /人・日に削減することとしてきました。国では、令和 4 年度調査によると国民 1 人 1 日あたりの食品ロス量は約 103 g（出典：農林水産省）とされており、国が算出している食品ロス量と本調査結果を比較すると少ないものの、令和 6 年度現在、目標値を達成できていない状況にあります。

前計画の数値目標及び令和 2、6 年度の食品ロス量調査結果は、表 4.3.2 で示すとおりです。

表 4.3.2 食品ロス量調査の概要

	令和 2 年度 (令和 3 年 1 月実施)	令和 6 年度 (令和 7 年 1 月実施)	令和 7 年度目標 (前計画)
1 人 1 日あたり 食品ロス量	38.5 g /人・日	37.0 g /人・日	29 g /人・日

4.4 食品ロス削減施策の実施状況

（１）食べきり協力店を通じた啓発

市では、市内飲食店を対象に小盛メニューの設定や持ち帰りの対応等、外食時の食品ロス削減に取り組む飲食店を「四街道市食べきり協力店」として登録しています。「四街道市食べきり協力店」は、表 4.4.1 で示すとおりです。

なお、食べきり協力店の募集・登録は随時行っています。

表 4.4.1 食べきり協力店登録店舗数の推移

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
登録店	9	11	25	24	24	22

（２）「食材使いきり料理」の紹介による啓発

四街道市産業まつり等のイベント時において、市内の高等学校や大学と連携した「食材使いきり料理」の販売、使いきりレシピカードの配布を行い、来場者に対する「食品ロス削減」の啓発を行っています。「食材使いきり料理」の取組実績は、表 4.4.2 で示すとおりです。

表 4.4.2 「食材使いきり料理」の取組実績

R1	ラスク(市内パン製造店から製造過程で廃棄するパンの耳と端を提供いただき利用)
R2	新型コロナウイルスの影響で実施せず
R3	カップケーキ(普段廃棄される野菜等を活用して製作)
R4	マフィン(処分される予定の規格外野菜等を活用して製作)
R5	マフィン(処分される予定の規格外野菜等を活用して製作)
R6	マフィン(処分される予定の規格外野菜等を活用して製作)

(3) 環境学習の推進

若い世代から食品ロス削減に対する意識を高める取組みとして市内の小中学生を対象に実施している「ごみの減量と分別講座」の中で食品ロスについての授業を行っています。

4.5 食品ロス削減推進計画

(1) 本理念・基本方針

本市では、食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス発生量の削減に努めてきました。本計画においても引き続き、食品ロス発生量の削減を進めるため、以下のとおり基本理念及び基本方針を定めます。

(案) 食品ロス発生量の削減に努め、環境にやさしいまちの実現へ
～サブタイトルがここに入ります～

基本方針 1 食品ロス削減に係る普及啓発

基本方針 2 食品ロス削減に係る仕組みの構築

基本方針 3 循環利用の推進

(2) 目標年次

令和 12 年度を、本計画の目標年次とします。

(3) 目標

令和 6 年度の食品ロス調査結果より、前回計画で目標としていた「1 人 1 日あたり食品ロス量 29g/人・日」を達成できていないことから、本計画においても引き続き、「1 人 1 日あたり食品ロス量 29g/人・日」とすることを食品ロス削減推進計画の目標とします。

（４）計画実現への取組

食品ロス発生量の削減を目指して、計画実現のためを市民・事業者・行政がそれぞれ行う取組内容を整理し、実施していく。

基本理念	食品ロス発生量の削減に努め、環境にやさしいまちの実現へ																										
	<table><tr><td>基本方針1</td><td>食品ロス削減に係る普及啓発</td></tr><tr><td>施策1.1</td><td>食品ロス削減の啓発活動</td></tr><tr><td>施策1.2</td><td>計画的な買い物の実施</td></tr><tr><td>施策1.3</td><td>3きり（使いきり・食べきり・水きり）の徹底</td></tr></table> <table><tr><td>基本方針2</td><td>食品ロス削減に係る仕組みの構築</td></tr><tr><td>施策2.1</td><td>フードドライブの実施</td></tr><tr><td>施策2.2</td><td>食べきり協力店制度の拡大・充実</td></tr><tr><td>施策2.3</td><td>行政による食品ロスの発生抑制</td></tr><tr><td>施策2.4</td><td>食育を通じた周知・啓発</td></tr></table> <table><tr><td>基本方針3</td><td>循環利用の促進</td></tr><tr><td>施策3.1</td><td>生ごみたい肥化容器の配布</td></tr><tr><td>施策3.2</td><td>生ごみたい肥化方法の広報・実践</td></tr><tr><td>施策3.3</td><td>食品ロス（事業系）の削減</td></tr></table>	基本方針1	食品ロス削減に係る普及啓発	施策1.1	食品ロス削減の啓発活動	施策1.2	計画的な買い物の実施	施策1.3	3きり（使いきり・食べきり・水きり）の徹底	基本方針2	食品ロス削減に係る仕組みの構築	施策2.1	フードドライブの実施	施策2.2	食べきり協力店制度の拡大・充実	施策2.3	行政による食品ロスの発生抑制	施策2.4	食育を通じた周知・啓発	基本方針3	循環利用の促進	施策3.1	生ごみたい肥化容器の配布	施策3.2	生ごみたい肥化方法の広報・実践	施策3.3	食品ロス（事業系）の削減
基本方針1	食品ロス削減に係る普及啓発																										
施策1.1	食品ロス削減の啓発活動																										
施策1.2	計画的な買い物の実施																										
施策1.3	3きり（使いきり・食べきり・水きり）の徹底																										
基本方針2	食品ロス削減に係る仕組みの構築																										
施策2.1	フードドライブの実施																										
施策2.2	食べきり協力店制度の拡大・充実																										
施策2.3	行政による食品ロスの発生抑制																										
施策2.4	食育を通じた周知・啓発																										
基本方針3	循環利用の促進																										
施策3.1	生ごみたい肥化容器の配布																										
施策3.2	生ごみたい肥化方法の広報・実践																										
施策3.3	食品ロス（事業系）の削減																										

基本方針 1 食品ロス削減に係る普及啓発

まち全体で「食」を大切にする意識を醸成し、あらゆる場面における食品ロスの削減に向けた具体的な取組の実践・定着につながるよう、情報発信や啓発活動の働きかけを行います。



施策 1.1 食品ロス削減の啓発活動

四街道市

《主な取組み内容》

- 食品ロス削減のための啓発活・情報提供（3010 運動、mottECO 等）
- 産業まつりなどのイベントにおける啓発活動
- 定期的な食品ロス量調査の実施
- 計画的な買い物を推進するための啓発活動
-

施策 1.2 計画的な買い物の推進

四街道市

市民

事業者

《主な取組み内容》

- 買い物リストを利用した計画的な買い物の実施
- 冷蔵庫内やストックしている食品の適正管理
- 小売り等販売手法の工夫による買いすぎの防止

施策 1.3 3きり（使いきり・食べきり・水きり）の徹底

四街道市

市民

事業者

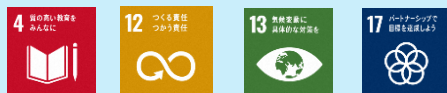
《主な取組み内容》

- 使いきり…食べきれぬ量だけ調理する、適正な集客予測に基づいた在庫管理、食材使いきりレシピの紹介、使いきりに関する情報発信
- 食べきり…作りすぎ、注文のしすぎ等による食品ロス発生の防止、賞味期限・消費期限の正確な理解、小盛メニューや持ち帰り等の対応、食べきり協力店による「食べ残しゼロ」の啓発活動の実施
- 水きり…生ごみ処理の際にしっかりと水を切ることの実践、水きりについての啓発活動の実施

基本方針2 食品ロス削減に係る仕組みの構築

食品ロスを削減するための仕組みを構築します。

まち全体で食品ロス削減に取り組めるよう、フードドライブの実施や食べきり協力店制度の更なる充実、また、若い世代から「食」を大切にする意識を醸成するため、食育を通じた周知・啓発を行っています。



施策 2.1 フードドライブの実施【重点施策】

四街道市

市民

事業者

《主な取り組み内容》

- イトーヨーカドー四街道店に設置してある回収ボックスでフードドライブの実施
- イベント等での出張フードドライブの実施
- フードドライブについての広報活動の実施

施策 2.2 食べきり協力店制度の拡大・充実

四街道市

市民

事業者

《主な取り組み内容》

- 食べきり協力店制度の紹介
- 登録店舗の更なる拡大



食べきり協力店制度

市では、食品ロスを減らすための取り組みのひとつとして、食べ残しの削減に取り組む飲食店を「四街道市食べきり協力店」として登録しています。

家庭での食品ロスを減らすこととあわせて、外食においても食べ物への「もったいない」という意識を持ってもらうため、市と市民、協力店が一体となって食べきりの推進に取り組んでいます。



施策 2.3 行政による食品ロスの発生抑制

四街道市

《主な取り組み内容》

- 防災備蓄品の賞味期限・消費期限の把握
- 防災備蓄品の計画的な使用

施策 2.4 食育を通じた周知・啓発

四街道市

市民

《主な取り組み内容》

- 小中学生を対象とした食品ロスについての授業の実施
- 学校給食を通じた食品ロス削減に関する知識の醸成

基本方針 3 循環利用の促進

食品ロスの削減に努めても、発生が避けられないケースもあります。資源循環の観点から、生ごみ（調理くず等）の排出を抑制し再資源化を推進するために、生ごみ堆肥化容器の配布や講座の開催等、生ごみの堆肥化を促進します。



施策 3.1 生ごみたい肥化容器の配布

四街道市

《主な取り組み内容》

- 生ごみたい肥化容器の配布

施策 3.2 生ごみたい肥化方法の広報・実践

四街道市

市民

《主な取り組み内容》

- 生ごみの減量・堆肥化に関する講習会の開催
- 生ごみ堆肥化方法についての情報発信

施策 3.3 食品ロス（事業系）の削減

四街道市

事業者

事業所等から排出される食品ロスについて、事業者と連携して削減を目指します。

《主な取り組み内容》

- 食品業界における 3 分の 1 ルール、販売機会を恐れての大量発注等の商習慣の見直しの呼びかけ
- 食品関連事業者への生ごみリサイクルに関する周知啓発

第 5 章 生活排水処理基本計画

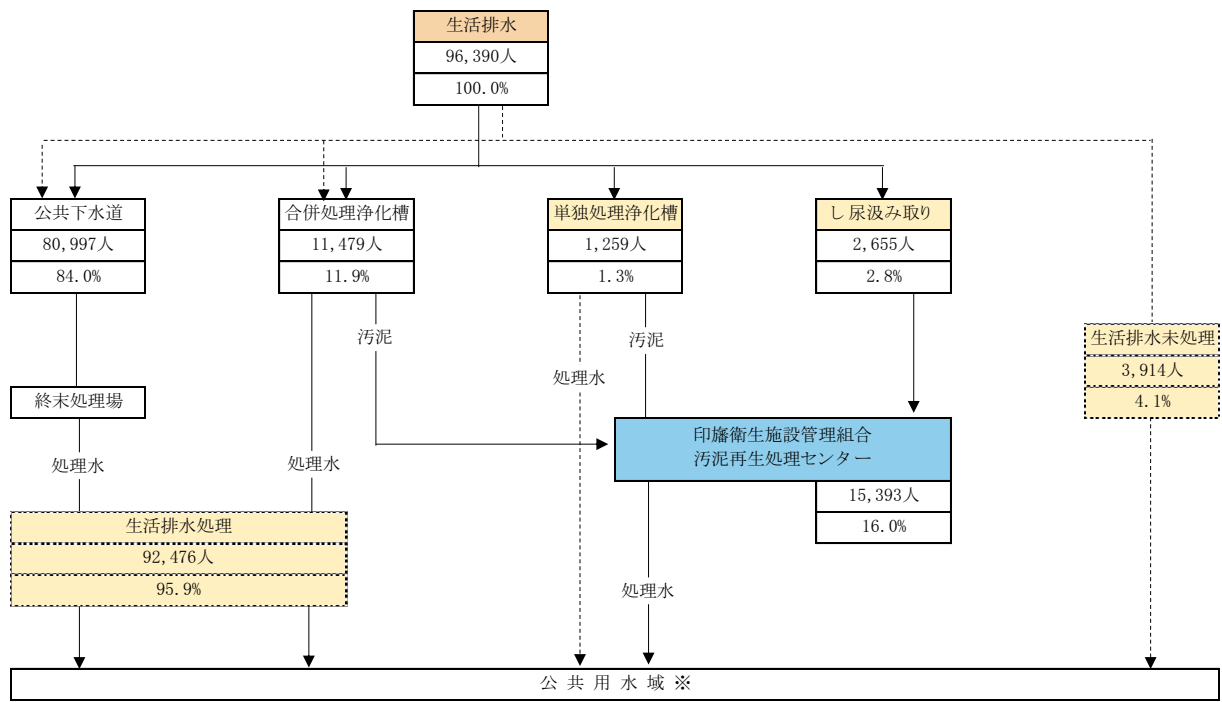
5.1 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理フロー

令和 5 年度の生活排水処理フローは、図 5.1.1 で示すとおりです。

計画処理区域内人口は 96,390 人であり、このうち、生活排水処理を行っている人口は、公共下水道に接続している 80,997 人と合併処理浄化槽による処理を行っている 11,479 人を合わせた 92,476 人となっています。

一方、生活排水が未処理の人口は、単独処理浄化槽でし尿のみを処理している 1,259 人とし尿汲み取り処理を行っている 2,655 人を合わせた 3,914 人となっています。



※公共用水域は印旛沼水域で鹿島川、上手操川があり、東京湾水系で勝田川流域があります。

凡例

- し尿
- 生活排水

公共下水道	処理施設名称
人	処理人口
%	処理率

図 5.1.1 生活排水処理フロー（令和 5 年度）

(2) 生活排水処理等の状況

1) 生活排水処理状況

生活排水処理形態別人口の推移は、表 5.1.1 及び図 5.1.2 で示すとおりです。

生活排水処理人口(表中の水洗化・生活雑排水処理人口)は毎年増加しており、令和元年度に 89,590 人(計画処理区域内人口に占める割合が 94.5%)であったものが、令和 5 年度には 92,476 人(同 95.9%)へと 2,886 人(同 1.4%)の増加となりました。

一方、単独処理浄化槽人口は令和元年度 1,862 人から令和 5 年度 1,259 人へと減少しています。同様に、し尿汲み取り人口は、3,393 人から 2,655 人へと減少しています。

表 5.1.1 生活排水処理形態別人口の推移

	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6
計画処理区域内人口	人	94,845	95,149	95,871	96,161	96,390	0
水洗化・生活雑排水処理人口	人	89,590	90,201	91,565	92,228	92,476	0
公共下水道人口	人	79,282	79,567	80,759	80,951	80,997	0
コミュニティ・プラント	人	0	0	0	0	0	0
農業集落排水人口	人	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口	人	10,308	10,634	10,806	11,277	11,479	0
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	人	1,862	1,618	1,340	1,259	1,259	0
非水洗化人口	人	3,393	3,330	2,966	2,674	2,655	0
し尿汲み取り人口	人	3,393	3,330	2,966	2,674	2,655	0
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	94.5	94.8	95.5	95.9	95.9	#DIV/0!

※生活排水処理率 = 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 × 100

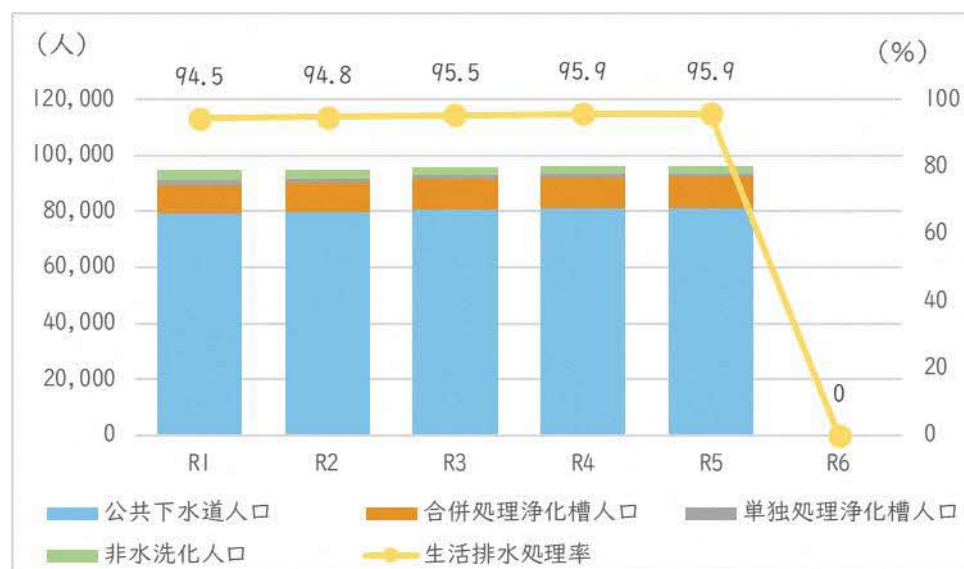


図 5.1.2 生活排水処理形態別人口の推移

2) し尿・浄化槽汚泥収集状況

し尿と浄化槽汚泥の発生量は、表 5.1.2 及び図 5.1.3 で示すとおりです。

令和元年度に年間 6,062kL であったものが、令和 5 年度には 6,253kL へと増加しています。

表 5.1.2 し尿収集量と浄化槽汚泥量の推移

	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6
し尿・浄化槽収集人口	人	15,563	15,582	15,112	15,210	15,393	0
し尿	人	3,393	3,330	2,966	2,674	2,655	0
浄化槽	人	12,170	12,252	12,146	12,536	12,738	0
単独処理浄化槽汚泥	人	1,862	1,618	1,340	1,259	1,259	0
合併処理浄化槽汚泥	人	10,308	10,634	10,806	11,277	11,479	0
し尿・浄化槽汚泥発生量	kL/年	6,062	6,213	6,606	6,282	6,253	0
し尿収集量	kL/年	718	772	651	631	613	0
浄化槽汚泥量	kL/年	5,344	5,441	5,955	5,651	5,640	0
単独処理浄化槽汚泥	kL/年	1,197	1,056	921	906	925	0
合併処理浄化槽汚泥	kL/年	4,147	4,385	5,034	4,745	4,715	0
し尿・浄化槽汚泥日発生量	kL/日	16.6	17.0	18.1	17.2	17.1	0.0
し尿収集量	kL/日	2.0	2.1	1.8	1.7	1.7	0.0
浄化槽汚泥量	kL/日	14.6	14.9	16.3	15.5	15.4	0.0
単独処理浄化槽汚泥	kL/日	3.3	2.9	2.5	2.5	2.5	0.0
合併処理浄化槽汚泥	kL/日	11.3	12.0	13.8	13.0	12.9	0.0
し尿・浄化槽汚泥排出原単位	L/人・日	1.06	1.09	1.20	1.13	1.11	#DIV/0!
し尿収集量	L/人・日	0.58	0.64	0.60	0.65	0.63	#DIV/0!
浄化槽汚泥量	L/人・日	1.20	1.22	1.34	1.24	1.21	#DIV/0!
単独処理浄化槽汚泥	L/人・日	1.76	1.79	1.88	1.97	2.01	#DIV/0!
合併処理浄化槽汚泥	L/人・日	1.10	1.13	1.28	1.15	1.12	#DIV/0!



図 5.1.3 し尿収集量と浄化槽汚泥量の推移

（３）生活排水処理対策の状況

１）生活排水処理率の向上対策

本市では生活排水処理を推進するため、次の条例等を定め、一定の要件を満たす公共下水道への接続者または高度合併処理浄化槽の転換設置者に対して経済的助成制度の活用を働きかけています。

○四街道市水洗便所改造資金助成条例

○四街道市高度処理型合併処理浄化槽補助金交付要綱

２）し尿及び浄化槽汚泥の適正な収集運搬体制の確保

し尿の収集・運搬、浄化槽の清掃・汚泥の運搬は、「浄化槽法」、「廃棄物処理法」及び「四街道市廃棄物処理条例」に基づき、２業者に許可しています。

（４）処理施設整備状況

１）処理主体

生活排水の処理主体は、表 5.1.3 で示すとおりです。

表 5.1.3 生活排水の処理主体

項目	処理対象とする生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	千葉県
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	浄化槽汚泥及びし尿	印旛衛生施設管理組合

２）施設整備状況

公共下水道は表 5.1.4 で示すとおり、四街道市印旛沼流域関連公共下水道事業として事業の実施が行われています。印旛沼流域下水道の概要は、表 5.1.5 で示すとおりです。

また、浄化槽汚泥及びし尿の処理を行っている印旛衛生施設管理組合の概要は表 5.1.6、合併処理浄化槽の設置状況は表 5.1.7 に示すとおりです。

表 5.1.4 四街道市印旛沼流域関連公共下水道事業計画書概要

項目			既認可
工事完成年度			令和 6 年 3 月 31 日
事業計画面積	汚水		1,251ha
	雨水		976ha
計画処理人口			83,730 人
水洗化人口			79,560 人
1 人 1 日当たり 汚水量	生活 ＋ 営業	日平均	295L/人・日
		日最大	395 L/人・日
		時間最大	595 L/人・日
	地下水量		70 L/人・日
計画汚水量	日平均		30,460 m³
	日最大		38,420 m³
	時間最大		55.740 m³

表 5.1.5 印旛沼流域下水道の概要

	全体計画		現況 (令和 3 年 3 月末時点)
処理面積	27,391ha		18,068.6ha
処理人口	1,406,200 人		1,317,292 人
処理水量	花見川終末処理場	(処理能力) 日平均 224,900 m ³ 9 系列	(令和 2 年度実績値) 日平均 275,596 m ³ 8 系列
	花見川第二終末処理場	(処理能力) 日平均 428,600 m ³ 7 系列	(令和 2 年度実績値) 日平均 159,113 m ³ 3 系列
管渠延長	217.6km		170.9km
中継ポンプ場	11 ヶ所		10 ヶ所
終末処理場	2 ヶ所		2 ヶ所
排除方式	分流式		分流式
処理方式	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+急速砂ろ過法		標準活性汚泥法他
処理場敷地面積	花見川終末処理場	約 21ha	約 21ha
	花見川第二終末処理場	約 24ha	約 24ha
計画目標年度	令和 6 年度		
関連市町村	13 市町 (12 市 1 町) 千葉市、船橋市、成田市、佐倉市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、 四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡酒々井町		
その他接続関係	成田国際空港株式会社		

資料：千葉県ホームページ

表 5.1.6 印旛衛生施設管理組合の概要

構 成 団 体	佐倉市、四街道市、八街市、富里市、酒々井町(4 市 1 町)
組 合 設 立 年 月 日	昭和 38 年 4 月 5 日
共 同 処 理 す る 事 務	し尿及び浄化槽汚泥の処理
敷 地 面 積	23,789.57 m ²
行 政 区 域 内 人 口	402,852 人 (令和 6 年 3 月 31 日現在)
処 理 対 象 人 口	97,422 人 (令和 6 年 3 月 31 日現在)
処 理 方 式	高負荷脱窒素処理 + 高度処理
処 理 能 力	生し尿： 43kL/日 浄化槽汚泥：日量 152kL/日 合計：195kL/日
堆肥化設備処理能力	し尿余剰汚泥：日量 16.2 m ³ (含水率 85%) 好気性発酵処理で有機 肥料 (水分 35%)

表 5.1.7 合併処理浄化槽の設置状況

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
5 人槽	74	94	126	121	142	
7 人槽	6	7	4	4	1	
10人槽	3	2	3	3	0	
その他(11人槽～)	9	2	4	4	7	
合計	92	105	137	132	150	0
うち補助対象	6	4	1	1	4	

(5) し尿処理経費状況

し尿処理経費の推移は、表 5.1.8 で示すとおりです。

1 人あたりのし尿等処理経費は、令和元年度の 3,168 円から令和 5 年度の 3,404 円で推移しています。

また、1 kL あたりの処理経費は、令和元年度の 8,134 円から令和 5 年度の 8,380 円で推移しています

表 5.1.8 生活排水処理及び維持管理経費の推移

区分	単位	R1	R2	R3	R4	R5
し尿及び浄化槽汚泥の処理人口	人	15,563	15,582	15,112	15,210	15,393
総処理量	kL	6,062	6,213	6,606	6,282	6,253
し尿及び浄化槽汚泥の処理経費	千円	49,308	50,116	49,346	50,204	52,398
建設・改良費		0	0	0	0	0
処理及び維持管理費		49,308	50,116	49,346	50,204	52,398
その他		0	0	0	0	0
1人当たり ※1	円	3,168	3,216	3,265	3,301	3,404
1kL当たり ※2	円	8,134	8,066	7,470	7,992	8,380

※1 1人当たり = し尿及び浄化槽汚泥の処理経費 ÷ し尿及び浄化槽汚泥の処理人口

※2 1kL当たり = し尿及び浄化槽汚泥の処理経費 ÷ 総処理量

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

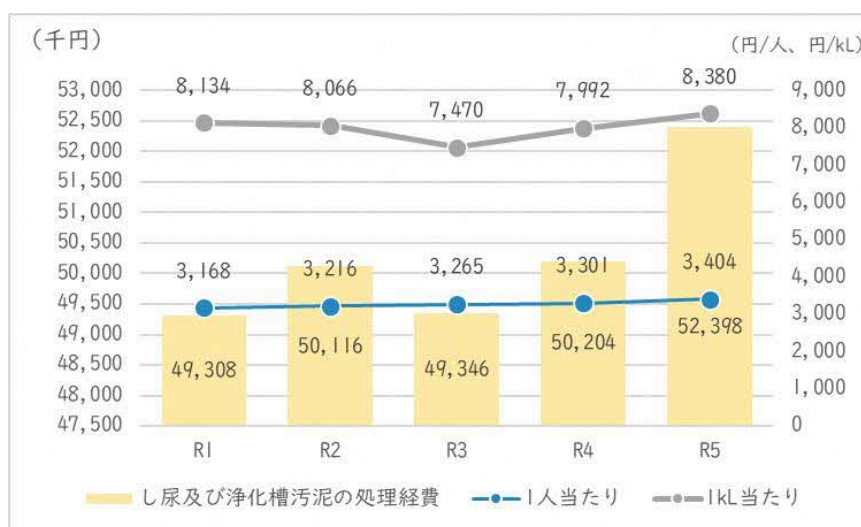


図 5.1.5.1 生活排水処理及び維持管理経費の推移

(6) 前計画の達成状況

1) 数値目標

前計画では、令和7年度において生活排水処理率を94.8%まで向上させることを目標としていました。平成27年度、令和元年度の実績と目標値（前計画の抜粋）の比較を以下に示します。

表 5.1.9 前計画における数値目標

項目	H27 年度	H32(R2)年度 (中間 目標年度)	R5 年度 (現状)	R7 年度 (目標年度)
公共下水道接続人口	77,182 人	79,351 人	80,997 人	79,699 人
合併処理浄化槽人口	8,812 人	10,590 人	11,479 人	11,452 人
単独処理浄化槽人口	1,928 人	1,846 人	1,259 人	1,763 人
し尿汲み取り人口	3,519 人	3,362 人	2,655 人	3,204 人

※公共下水道接続人口、合併処理浄化槽人口は数値目標を上回ること、単独処理浄化槽人口、し尿汲み取り人口は下回ることを目指します。

(出典：四街道市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）抜粋、一部加筆)

令和5年度の目標値94.7%に対し、実績は95.9%と目標より1.2%高い状況にありました。

表 5.1.10 生活排水処理率の実績と目標の比較

		R1	R2	R3	R4	R5	R6
生活排水処理率	目標	94.5	94.5	94.6	94.6	94.7	94.8
	実績	94.5	94.8	95.5	95.9	95.9	

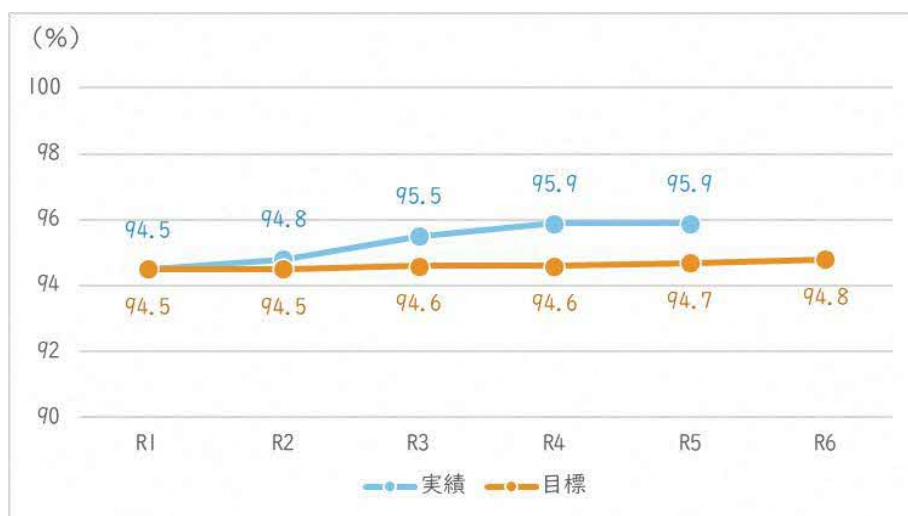


表 5.1.6.1 生活排水処理率の実績と目標の比較

2) 施策の取組状況

前計画では、基本方針1、基本方針2、基本方針3に基づき取り組むべき施策を掲げていました。

令和3年度から令和5年度の各年度における取組状況を以下に示します。

なお、取組の詳細は、「四街道市一般廃棄物処理基本計画 年次報告書」で毎年公表しています。

【点検・評価の方法】

◎	実施又は実施中(順調に進捗している)
○	実施又は実施中(改善の余地あり)
△	実施に向け準備中
□	調査検討中又は未実施

	R3	R4	R5	R6
基本方針1 生活排水処理の推進				
1-1 公共下水道の普及	-	-	-	-
(1) 経済的助成制度	-	-	-	-
① 公共下水道供用開始区域での早期接続を誘導するため、「四街道市水洗便所改造資金助成条例」の周知を働きかける	□	◎	◎	
(2) 水環境の保全意識の向上	-	-	-	-
① 公共下水道の普及が、水環境の改善及び保全に役立つことを、啓発活動をととして呼びかける	◎	◎	◎	
1-2 高度処理型合併処理浄化槽の普及	-	-	-	-
(3) 経済的助成制度の周知	-	-	-	-
① 公共下水道供用開始区域外での高度処理型合併処理浄化槽への転換設置を誘導するため、「四街道市高度処理型合併処理浄化槽補助金交付要綱」に基づき、転換設置者に対して経済的助成制度の活用を働きかける	○	◎	◎	
(4) 水環境の保全意識の向上	-	-	-	-
① 高度処理型合併処理浄化槽の普及が、水環境の改善及び保全に役立つことを、啓発活動をととして呼びかける	◎	◎	◎	

		R3	R4	R5	R6
基本方針2 市民・事業者・行政の協働					
2-1市民の取組		-	-	-	-
(5) 循環型社会のライフスタイルの転換		-	-	-	-
①大量消費、大量廃棄の生活スタイルから資源を大切にし、資源の循環に配慮した消費活動やライフスタイルへ転換し、水環境の保全に努める		○	◎	◎	
②家庭でできる身近な生活排水対策を実践し、環境負荷の軽減に努める		◎	◎	◎	
③水環境の保全を目的とした地域の環境美化活動への協力				◎	
(6) 生活排水対策の実施		-	-	-	-
①公共下水道供用開始区域については下水道への早期接続、区域外については高度処理型合併処理浄化槽の設置等、適正な生活排水対策に努める		◎	◎	◎	
2-2事業者の取組		-	-	-	-
(7) 自己処理の原則に基づく 適正処理		-	-	-	-
①自己処理の原則に基づく、適正な排水処理及び環境負荷の低減		○	◎	◎	
(8) 環境保全・資源保全意識の向上		-	-	-	-
①事業者として環境保全意識及び資源保全意識の向上		○	◎	◎	
②水環境の保全を目的とした地域の環境美化活動への協力		◎	◎	○	
2-3行政の取組		-	-	-	-
(9) 本計画での基本理念及び基本方針の周知		-	-	-	-
①生活排水処理の基本理念及び基本方針を市民、事業者、行政に周知と積極的行動		○	△	○	
②環境保全、生活排水処理に関する情報の提供		◎	◎	◎	
(10) 計画達成のための施策等の決定		-	-	-	-
①各種施策の実施計画の策定及び予算の確保		○	◎	◎	

	R3	R4	R5	R6
基本方針3 適正維持管理の推進				
3-1適正な収集・運搬体制の維持	－	－	－	－
(11) 状況変化に対応した適正な収集・運搬体制の維持	－	－	－	－
①し尿及び浄化槽汚泥の収集量の変化に対応した、適正な収集・運搬体制を維持	◎	◎	◎	
(12) 環境と安全に配慮した収集・運搬の実施	－	－	－	－
①環境と安全に配慮した収集・運搬効率の向上	○	○	◎	
3-2中間処理施設の適正管理	－	－	－	－
(13) 浄化槽の適正な維持管理の推進	－	－	－	－
①法的に義務付けられている設置者の責務等について周知及び浄化槽の適正な維持管理の推進	◎	◎	◎	
(14) し尿・浄化槽汚泥の中間処理施設の適正な維持管理の推進	－	－	－	－
①汚泥再生処理センターの適正な維持管理及び機能の保全	◎	◎	◎	
②受入品質の変化に対応した適正処理(し尿の減少、浄化槽汚泥の増量に適正に対応)	◎	◎	◎	
(15) 公共広域下水道施設の適正な維持管理	－	－	－	－
①公共広域下水道処理施設の適正な維持管理	◎	◎	◎	

(7) 生活排水処理の課題

①汲み取り便槽から高度処理型合併処理浄化槽への転換、または公共下水道への接続の推進

市内の汲み取り人口は、令和元年度の 3,393 人(計画処理区域内人口に占める割合が 3.6%)から令和 5 年度の 2,655 人(同 2.8%)へと徐々に減少しています。(738 人(同 0.8 ポイント)の減少)

水環境の保全の見地からも、更なる高度処理型合併処理浄化槽への転換、または公共下水道への接続が必要です。

②単独処理浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽への転換、または公共下水道への接続推進

市内の単独処理浄化槽人口は、令和元年度の 1,862 人(計画区域内人口に占める割合が 2.0%)から令和 5 年度の 1,259 人(同 1.3%)へと徐々に減少しています。(603 人(同 0.7 ポイント)の減少)

水環境の保全の見地からも、更なる高度処理型合併処理浄化槽への転換、または公共下水道への接続が必要です。

③健全な水循環の保全に配慮したライフスタイルへの転換

市内を流れる 4 河川 12 地点について水質調査を実施していますが、BOD75%値(環境評価基準)は、鹿島川、手繰川、小名木雨水幹線、勝田川ともすべて環境基準に適合しています。詳細は資料編「資料 4 水質汚濁状況」に示しています。

現状の水環境を保全していくために、適正な生活排水処理を継続していくことが必要です。市民一人一人が環境保全意識を持ち、水循環の保全に配慮したライフスタイルへ転換していくことが必要です。

④適正な生活排水処理施設の維持管理

使用開始から長年が経過して老朽化した処理施設について、計画的な設備更新を行う等、適正な生活排水処理を途切れさせない体制をあらかじめ構築する等、適正な施設の維持管理が必要です。

5.2 生活排水処理基本計画

(1) 基本方針

生活排水処理基本計画体系は、基本理念として「水環境の保全に向けて市民・事業者・行政が協働して取り組み、環境にやさしいまちの実現へ ～ 生活排水処理率 100%に挑戦 ～」を掲げ、基本方針として「生活排水処理の推進」と、「適正維持管理の推進」の3つを示します。

水環境の保全は、し尿の処理を含めた生活排水処理の推進と、処理施設の適正な維持管理の推進が大切です。それには市民・事業者・行政が協働してそれぞれの役割を分担して取り組むことが必要となります。

このような考え方で計画の体系を整理します。2つの基本方針のもとで実施する各施策は15に集約して示します。

生活排水処理基本計画体系のイメージを以下に示します。

水環境の保全に向けて市民・事業者・行政が協働して取り組み、
環境にやさしいまちの実現へ ～ 生活排水処理率 100%に挑戦 ～

基本方針 1 生活排水処理の推進

基本方針 2 適正維持管理の推進

(2) 目標

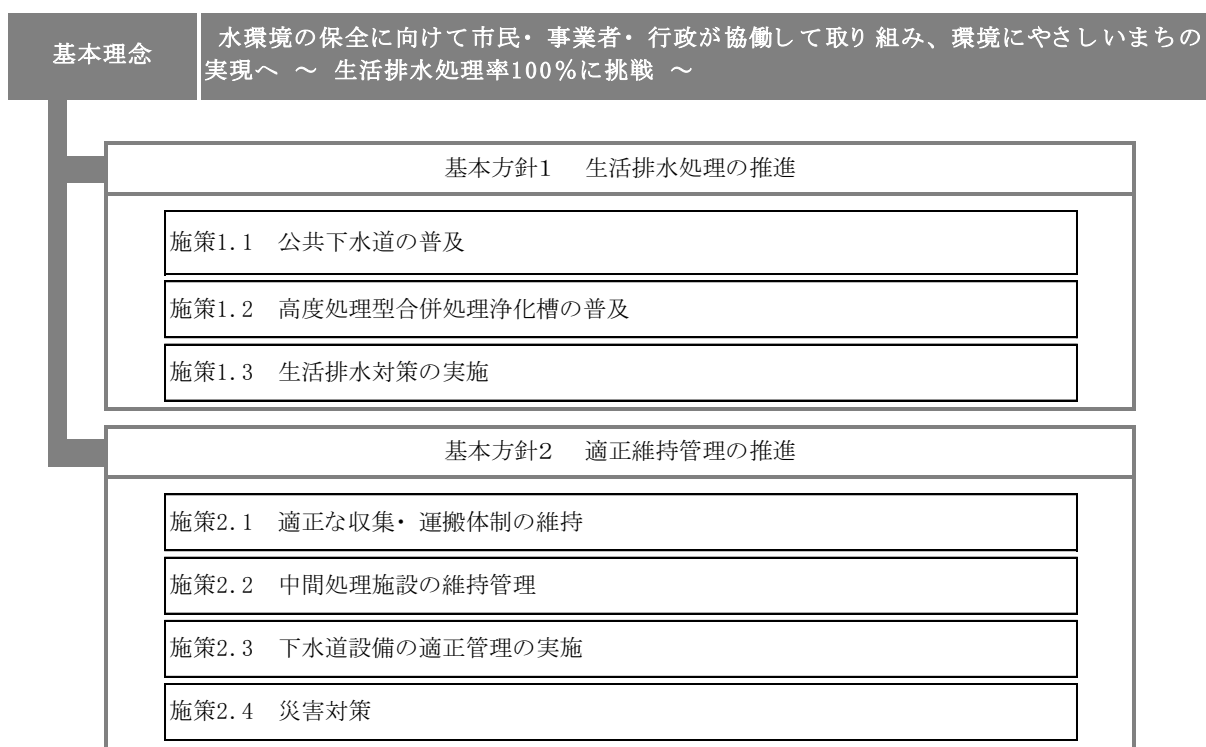
生活排水処理の向上を目指して、公共下水道への接続、高度処理型合併処理浄化槽への転換を図るものとし、生活排水処理率の目標は、表 5.2.1 のとおり設定しました。

表 5.2.1 生活排水処理率の目標

	単位	実績	目標	
		R5	R12	R17
生活排水処理率	%	95.9	97.8	98.6

(3) 計画実現への取組

生活排水処理率 100%を目指して、計画実現のため市民・事業者・行政がそれぞれ行う取組内容を整理し、実施していきます。



基本方針 1 生活排水処理の推進

生活排水処理の適正処理を実施するため、公共下水道への接続の啓発や高度処理型合併処理浄化槽の普及促進等を行い、水環境の保全を推進します。

また、啓発活動を実施するとともに、浄化槽の維持管理を徹底する等、生活排水適正処理の向上を目指します。



施策 1.1 公共下水道の普及

四街道市

《主な取り組み内容》

- 四街道市水洗便所改造資金助成条例の広報による周知

施策 1.2 高度処理型合併処理浄化槽の普及

四街道市

《主な取り組み内容》

- 四街道市高度処理型合併処理浄化槽補助金の周知

施策 1.3 生活排水対策の実施

四街道市

市民

事業者

《主な取り組み内容》

- 油や洗剤等の適正使用等の生活排水対策の重要性についての周知徹底、啓発活動の実施
- 浄化槽の適正な維持管理（保守点検、清掃、法定検査）の徹底

基本方針 2 適正維持管理の推進

環境と安全に配慮しながら、し尿及び浄化槽汚泥の適正な収集・運搬体制の維持や中間処理施設の適正管理を推進します。

また、市民が安心して生活できるよう、公共下水道設備の計画的な更新等、適正管理を行います。



施策 2.1 適正な収集・運搬体制の維持

四街道市

《主な取り組み内容》

- し尿及び浄化槽汚泥の収集量の変化に対応した適正な収集・運搬体制の維持

施策 2.2 中間処理施設の維持管理

四街道市

《主な取り組み内容》

- 汚泥再生処理センターの適正な維持管理・施設改修
- 受入品質の変化に対応した適正処理の実施

施策 2.3 下水道設備の適正管理の実施

四街道市

《主な取り組み内容》

- スtockマネジメントによる計画的な設備の更新
- 適正管理についての情報提供

施策 2.4 災害対策

四街道市

《主な取り組み内容》

- 「四街道市災害廃棄物処理計画」に基づく仮設トイレのし尿を衛生的に処理できる体制の整備

資料編

資料 1 四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

昭和 47 年 3 月 24 日

条例第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)その他別に定めるもののほか、一般廃棄物等の収集、運搬及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 12 条例 51・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において「廃棄物」、「一般廃棄物」及び「産業廃棄物」とは、法第 2 条各項に掲げるものをいう。

(事業者の責務)

第 2 条の 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、原材料の合理的使用及びその事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用を図る等減量化に努めなければならない。

3 事業者は、廃棄物の処理施設を損壊するおそれのある包装品の容器類及びその処理を妨げるような誇大包装等の回避に努めるとともに、自ら下取りによる回収再生利用による販売を行う等、その廃棄物を少なくする措置を講じなければならない。

(平 3 条例 24・一部改正)

(清潔の保持)

第 2 条の 3 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は管理者とする。以下同じ。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 法第 16 条に規定する投棄禁止区域においては、土地又は建物の占有者は境界に板塀、有刺鉄線等で囲を設ける等みだりに廃棄物が捨てられないように適正管理に努めなければならない。

(平 3 条例 24・一部改正)

(市民の協力義務)

第 2 条の 4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、なるべく自ら処分するように努めると共に自ら処分することの困難な一般廃棄物については市長が定めた分別区分及び排出方法に従い、所定の場所に集める等市が行う一般廃棄物の収集運搬及び処理に協力しなければならない。

(昭 59 条例 15・平 31 条例 10・一部改正)

(再利用による減量)

第 2 条の 5 市長は、一般廃棄物のうち、再利用(廃棄物を再び使用すること又は資源として利用すること。以下同じ。)できるもの(以下「資源物」という。)については、その再利用を促進し、一般廃棄物の減量に努めなければならない。

(平 17 条例 3・追加)

(資源物の所有権)

第 2 条の 6 第 2 条の 4 の規定により所定の場所に排出された資源物の所有権は、市に帰属する。この場合において、市長が指定する事業者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(平 17 条例 3・追加)

(一般廃棄物処理計画の告示)

第 3 条 市が法第 6 条第 1 項の規定により定める一般廃棄物の処理計画は、市長が区域、種類及び収集処分の方法を定めて毎年度初めに告示する。

(平 3 条例 24・一部改正)

(一般廃棄物の処理基準)

第 4 条 法第 6 条第 1 項の区域内の土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は管理者とする。以下同じ。)が、その土地又は建物内の一般廃棄物を自ら処理するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 3 条の基準に準じて処理しなければならない。

(多量排出の範囲)

第5条 法第6条の2第5項の規定により運搬すべき場所及び方法を指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、次のとおりとする。

常時の場合 1日平均排出量 100kg以上

臨時の場合 一時的排出量 300kg以上

2 市長は、一般廃棄物について事業者に至らの責任において処理させることが必要と認めた場合は、その処理をさせることができる。

(平9条例5・一部改正)

(一般廃棄物処理手数料)

第6条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(平12条例51・平31条例10・一部改正)

(特定家庭用機器廃棄物処理手数料)

第6条の2 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「再商品化法」という。)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料は、別表第3のとおりとする。

(平12条例51・追加、平31条例10・一部改正)

(指定一般廃棄物処理手数料)

第6条の3 法第6条の3第1項の規定により指定された一般廃棄物(以下「指定一般廃棄物」という。)の収集、運搬及び処分についての手数料は、別表第4のとおりとする。

(平12条例51・追加、平31条例10・一部改正)

(市が処理する産業廃棄物の種類)

第7条 法第11条第2項の規定により、市が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物は、固形状のもので一般廃棄物と併せて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない量のものとし、市長がその都度指示するものとする。

2 前項の廃棄物については自ら運搬し、かつ、所定の場所に搬入しなければならない。

(平3条例24・平24条例42・一部改正)

(産業廃棄物の処理費用)

第8条 前条の規定による産業廃棄物の処理に要する費用は、別表第5のとおりとする。

(平12条例51・平31条例10・一部改正)

(手数料及び費用の減免)

第9条 市長は、天災その他の事情によりやむを得ないと認める者に対して、第6条及び第8条の規定による手数料及び費用を減免することができる。

(一般廃棄物処理業許可申請)

第10条 法第7条に規定する一般廃棄物処理を業として行おうとする者又は継続してその業を行おうとする者は、規則で定める申請を市長に提出して許可を受けなければならない。

(平3条例24・一部改正)

(浄化槽清掃業許可申請)

第11条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条に規定するし尿浄化槽清掃を業として行おうとする者又は継続してその業を行おうとする者は、規則で定める申請を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(昭60条例31・平3条例24・一部改正)

(一般廃棄物処理業許可証の交付及び許可申請手数料)

第12条 第10条及び第11条の申請に対し市長が適当と認め、法第7条第1項及び浄化槽法第35条第1項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

2 前項の許可証の有効期間は、2年とする。

3 許可業者は第1項の許可証を亡失し、又はき損したときは、その再交付を30日以内に受けなければならない。

4 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請するときに納入しなければならない。

(1) 一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者 10,000円

(2) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 10,000円

(3) 許可証の再交付を受けようとする者 5,000円

(昭60条例31・平9条例5・平10条例8・一部改正)

(営業の休止及び廃止)

第13条 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、その営業の全部又は一部を休止及び廃止しようとするときは、30日前までに届け出なければならない。

(昭60条例31・一部改正)

(許可業者の遵守事項)

第 14 条 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、その許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(昭 60 条例 31・一部改正)

(環境指導員)

第 15 条 本市に生活環境保全のため、清掃思想の普及向上、処理業者の指導、立入検査等を行う環境指導員を置くことができる。

2 環境指導員は市職員であつて環境衛生業務に相当の経験を有する者又は適格と認められる者を市長が任命する。

3 前項の指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人から求められたときは、これを提示しなければならない。

(昭 59 条例 15・旧第 16 条繰上、平 3 条例 24・一部改正)

(行政処分)

第 16 条 第 10 条及び第 11 条の申請事項に違反した場合において警告を発したにもかかわらず、なお継続して違反行為を行つた者に対しては、市長は期間を定めてその業務の停止又は第 12 条の規定による許可を取り消すことができる。

(昭 59 条例 15・旧第 17 条繰上)

(技術管理者の資格)

第 17 条 法第 21 条第 3 項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2 年以上法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

(4) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処

理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法による大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(平 24 条例 42・追加)

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭 59 条例 15・旧第 18 条繰上、平 9 条例 5・一部改正、平 24 条例 42・旧第 17 条繰下)

附則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前に改正前の四街道町清掃条例の規定によつてした処分、手続きその他の行為は、改正後の四街道町廃棄物の処理及び清掃に関する条例中に、これに相当する規定があるときは、改正後の同条例によつてしたものとみなす。

附則(昭和49年条例第11号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附則(昭和50年条例第45号)

この条例は、昭和51年1月1日から施行する。

附則(昭和56年条例第8号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附則(昭和59年条例第15号)

この条例は、昭和59年7月1日から施行する。

附則(昭和60年条例第31号)

この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

附則(平成元年条例第31号)

この条例は、平成元年10月1日から施行する。

附則(平成3年条例第24号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附則(平成9年条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請並びに収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前の申請並びに収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附則(平成10年条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、平成10年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1及び別表第2の規定は、平成10年10月1日

以後の収集、運搬及び処分に係る手数料又は費用について適用し、同日前の収集、運搬及び処分に係る手数料又は費用については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の条例別表第1のその他の一般廃棄物(粗大ごみ)で市が収集運搬した場合の手手数料は、平成10年10月1日以後に市が収集運搬の依頼を受け、これを行った場合について適用する。

附則(平成12年条例第51号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請並びに収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前の申請並びに収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附則(平成17年条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附則(平成18年条例第10号)

この条例は、平成18年11月1日から施行する。

附則(平成24年条例第11号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附則(平成24年条例第42号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

附則(平成31年条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成32年9月1日から施行する。ただし、第2条の4の改正規定は、平成31年4月1日から、別表第2の改正規定(「第4条」を「第3条」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附則(令和5年条例第6号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第6条)

(平31条例10・追加、令5条例6・一部改正)

種別	取扱区分	手数料
可燃ごみ	市長が指定する袋（以下「指定ごみ袋」という。）	容量が 45 リットル相当のもの1枚につき 54円 容量が 30 リットル相当のもの1枚につき 36円 容量が 20 リットル相当のもの1枚につき 24円 容量が 10 リットル相当のもの1枚につき 12円 容量が 5 リットル相当のもの1枚につき 6円
不燃ごみ	指定ごみ袋	容量が 30 リットル相当のもの1枚につき 36円 容量が 20 リットル相当のもの1枚につき 24円 容量が 10 リットル相当のもの1枚につき 12円

別表第2(第6条)

(平3条例24・全改、平9条例5・平10条例8・平12条例51・平18条例10・平24条例11・一部改正、平31条例10・旧別表第1繰下)

種別	取扱区分	手数料
犬、ねこ等の死体	自ら市の施設に搬入した場合	頭につき 1,050円
	市が収集運搬した場合	1頭につき 2,100円
その他の一般廃棄物	一般家庭から排出される粗大ごみで市が収集運搬した場合	1回につき 800円に品目別に規則で定める額を加算した額
	一般家庭から排出されるごみで自ら市の施設	1回につき 10kgまでごとに 200円

	に搬入した場合	
	事業所から排出されるごみで市の施設に搬入した場合	1回につき 10kgまでごとに 300円

別表第3(第6条の2)

(平12条例51・追加、平31条例10・旧別表第2繰下・一部改正)

種別	取扱区分	手数料
特定家庭用機器再商品化法施行令(平成10年政令第378号)第3条に規定する再商品化等を実施すべき量に関する特定家庭用機器廃棄物	再商品化法第43条に定める特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券)を添付したものを自ら市の施設に搬入した場合	規則で定める額
特定家庭用機器再商品化法施行令第3条に規定する再商品化等を実施すべき量に関する特定家庭用機器廃棄物	市が収集運搬した場合	一回につき 800円に品目別に規則で定める額を加算した額
	一般家庭から排出されるごみで自ら市の施設に搬入した場合	規則で定める額

別表第 4(第 6 条の 3)

(平 12 条例 51・追加、平 31 条例 10・旧別表第 3 繰下)

種別	取扱区分	手数料
指定一般 廃棄物	市が収集運 搬した場合	一回につき 800 円に品 目別に規則で定める額 を加算した額
	一般家庭か ら排出され るごみで自 ら市の施設 に搬入した 場合	規則で定める額

別表第 5(第 8 条)

(平 3 条例 24・全改、平 10 条例 8・一部改正、平 12 条
例 51・旧別表第 2 繰下・一部改正、平 18 条例 10・平
24 条例 11・一部改正、平 31 条例 10・旧別表第 4 繰下)

取扱区分	費用
第 7 条第 1 項の規定に より市長が指示した産 業廃棄物を市の施設へ 搬入した場合	1 回につき 10kg までご とに 350 円

資料2 関連計画

1) 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月閣議決定）

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。同法の中で、本計画は概ね5年ごとに見直しを行うものとされており、令和6年8月に第五次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。

循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものであり、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題です。

こうした観点から、本計画では、循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で、重要な方向性として以下の5つを掲げています。

- ①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- ②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- ④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- ⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

2) 廃棄物処理基本方針（令和7年2月改定）

国においては、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月環境省告示第34号、令和5年改正）において、減量化目標値を以下の通り設定しています。

	令和12年度目標値
排出量	約9%削減（R4比）
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量※	478g/人・日
再生利用率	約26%
最終処分量	約5%削減（R4比）

3) 第 10 次千葉県廃棄物処理計画

千葉県では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）」に基づき、廃棄物処理計画を策定し、廃棄物の減量化や資源化を進めてきており、持続可能な循環型社会の構築に向け、令和 3 年度から 7 年度までを計画期間とする「第 10 次千葉県廃棄物処理計画」を令和 3 年 3 月に策定しました。

①計画について

廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 5 の規定により、都道府県が策定する法定計画で、県内の廃棄物に関する施策の基本方針を示すものです。

また、今回策定した計画では、新たに、食品ロスの削減を推進するため、食品ロスの削減の推進に関する法律第 12 条に基づく千葉県食品ロス削減推進計画としても位置付けています。さらに、ごみ処理の広域化やごみ処理施設の集約化を促進するため、千葉県ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画としても位置付けています。

②計画期間

令和 3 年度から令和 7 年度まで

③基本方針

- みんなでつくる『持続可能な循環型社会』の構築
- 多様化する新たな課題への対応
- 県民の安全・安心の確保に向けた体制強化

④計画目標

	基準年度（平成 30 年度）	目標年度（令和 7 年度）
排 出 量（万トン）	206	183 以下
1 人 1 日当たりの 家庭系ごみ排出量（グラム）	507	440 以下
出口側の循環利用率（％）	22.4	30 以上
最 終 処 分 量（万トン）	14.3	12 以下

⑤展開する施策

- 3R の推進
- 適正処理の推進
- 適正処理体制の整備
- 万全な災害廃棄物処理体制の構築

4) 四街道市総合計画

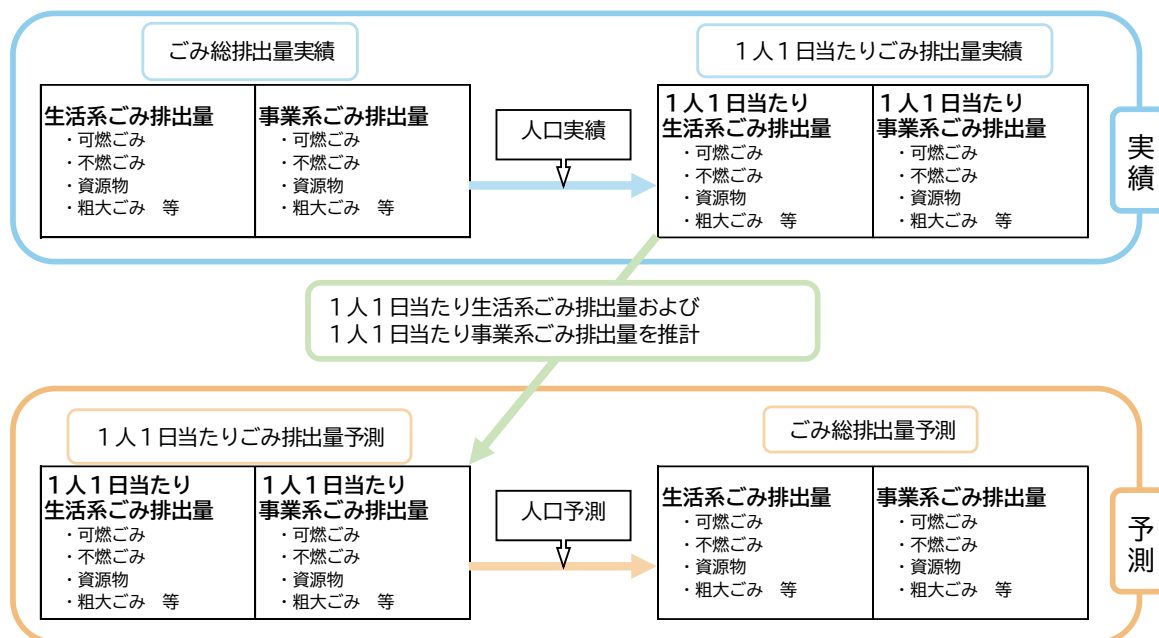
四街道市ではこれまで、時代の変化に合わせた総合計画を定め、そのもとで、諸施策の推進を図ってきました。

「四街道市総合計画」として、「人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道」を将来都市像に掲げた基本構想を平成 26 年 3 月に策定し、その実現に向けたまちづくりを推進してきており、令和 6 年にこれまでのまちづくりの基盤を活かしながら、県都千葉市に隣接し交通の利便性が高く、緑と都市が調和した子育てしやすい住宅都市としての魅力をさらに高めるとともに、未来を担う子どもたちをはじめ、すべての人の笑顔未来へとつないでいくための新たな総合計画を策定しました。

	概要
計画期間	基本構想：令和 6 年度～令和 25 年度 基本計画（第 1 期）：令和 6 年度～令和 10 年度
まちづくりの基本方針	「HAPPY SMILE PLAN -笑顔と笑顔をつなぐ街 四街道-」
重点プロジェクト	● 未来を応援する道 ● ふるさとを誇れる道 ● こどもがまんなかの道 ● 人によりそうやさしい道
関連政策	政策 12 地球にやさしい地域社会を構築する 成果指標：1 人 1 日あたりのごみ排出量 令和 4 年度実績 765 グラム 目標値（令和 10 年度）755 グラム以下 政策 12-3 循環型社会の推進 ● ごみ処理に伴う環境への負荷低減のため、ごみの減量化やリサイクルに関するイベント・講座を開催する等、市民や事業者の 4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）に対する意識の啓発を図ります。 ● 環境に配慮したクリーンセンターの安全で安定した運営やごみの適正処理に取り組みます。 ● 安定的なごみ処理を実現するためのごみ処理施設の早期整備を図ります。 ● ごみ処理施設整備を契機とした地域振興を実施します。

資料 3. ごみ排出量の予測方法

ごみ排出量について、「一般廃棄物処理基本計画策定指針」に基づいて、過去 5 年間の実績をもとに将来推計を行いました。ごみ排出量の将来予測の考え方を以下に示します。



5つの推計式によって5通りの予測値を算出し、このうち過去の実績をできるだけ良好に再現し、将来におけるトレンドの動きが理論的矛盾をきたさないこと等を考慮して、最も妥当と判断されるものを採用します。実績傾向を良好に反映した予測結果が得られない場合は、近年の実績を参考に推計値（以下、「単純推計」という。）を設定します。なお、各推計式の詳細は資料編に示します。

名称	推計式	備考
等差級数法	$Y = a + bx$	Y：推計値 a、b：係数 ln、e：自然対数、逆対数 x：年度
対数級数法	$Y = a + b \times \ln x$	
等比級数法	$Y = a \times e^{bx}$	
べき級数法	$Y = a \times x^b$	
逆数級数法	$Y = a + b \div x$	

資料４．計画人口

「四街道市人口ビジョン」(令和２年２月改訂)では、本市の将来人口を常住人口に基づき令和７年で94,091人、令和12年で人口ピークの94,209人と推計しています。

しかし、令和６年現在、住民基本台帳に基づく人口は96,375人で、令和12年の人口を上回っています。

したがって、計画人口は、令和２年の住民基本台帳を起点とし、人口ビジョンに示す実績との差を考慮し、以下の通り設定します。

表 3.2.2.1 本計画における将来人口

	四街道市 人口ビジョン	実績	採用	差
R1	92,952	94,845	-	1,893
R2	93,142	95,149		2,007
R3	93,332	95,691		2,359
R4	93,522	96,161		2,639
R5	93,711	96,390		2,679
R6	93,901	96,375		2,474
R7	94,091	-	96,565	R6における 人口ビジョンと 実績の差を考慮
R8	94,115		96,589	
R9	94,138		96,612	
R10	94,162		96,636	
R11	94,185		96,659	
R12	94,209		96,683	
R13	94,089		96,563	
R14	93,968		96,442	
R15	93,848		96,322	
R16	93,727		96,201	
R17	93,607		96,081	

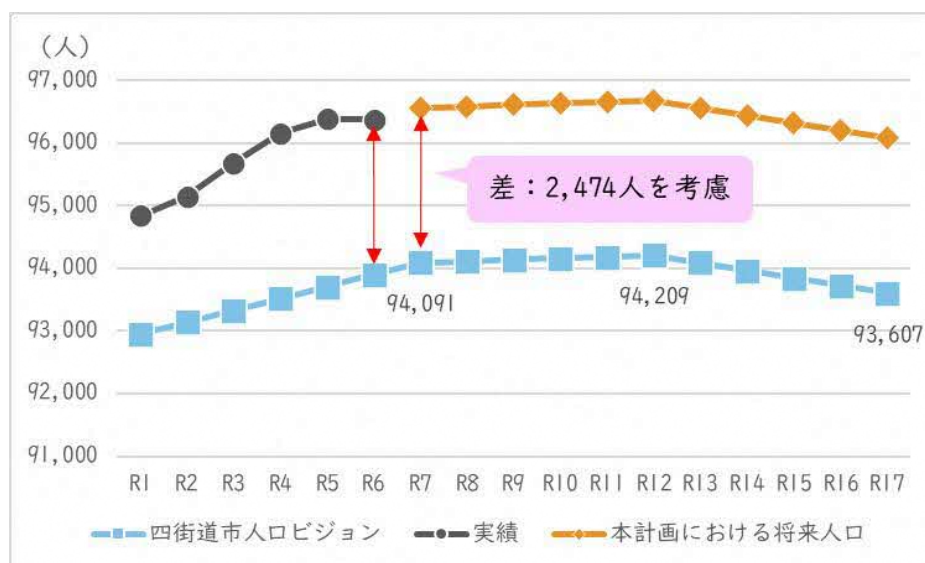


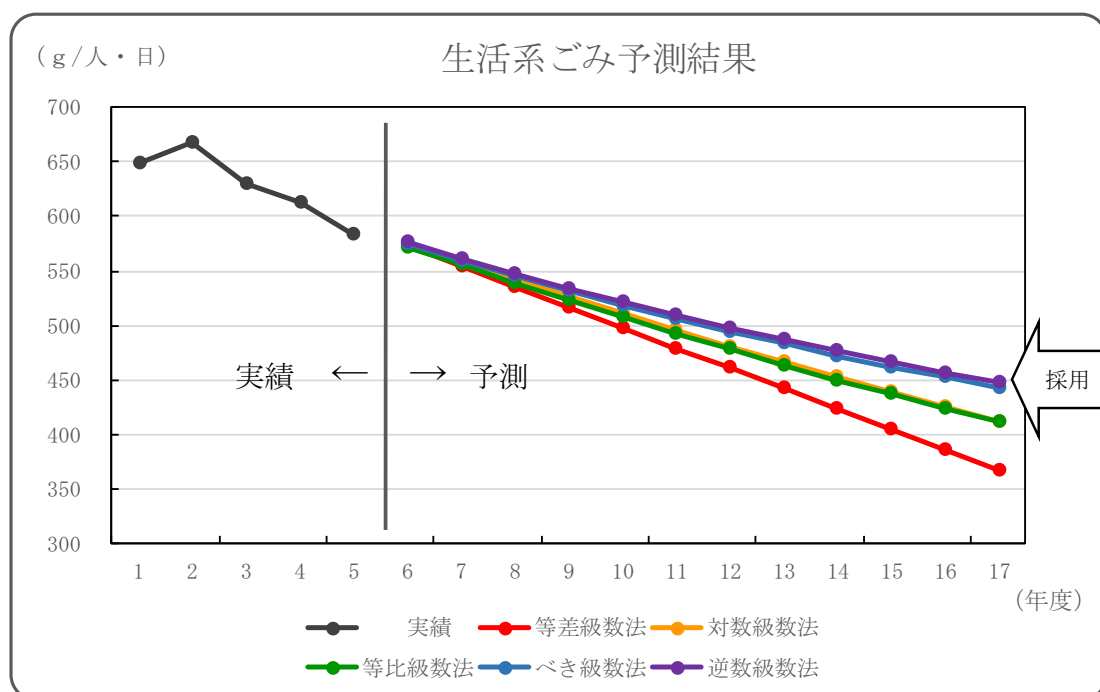
図 4.1 本計画における将来人口

資料5 ごみ排出量の予測結果

1) 生活系ごみ

単位: g / 人・日

年度	実績	年度	予測結果				
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
1	648.43	6	572.65	574.90	572.26	575.02	577.08
2	668.48	7	554.02	558.19	555.35	559.78	562.11
3	629.71	8	535.40	541.92	538.94	545.34	547.94
4	612.84	9	516.77	526.08	523.01	531.64	534.49
5	583.13	10	498.15	510.64	507.55	518.61	521.71
		11	479.53	495.59	492.55	506.21	509.56
		12	460.90	480.89	477.99	494.39	497.98
		13	442.28	466.54	463.87	483.12	486.95
		14	423.65	452.52	450.16	472.36	476.41
		15	405.03	438.82	436.85	462.07	466.35
		16	386.41	425.42	423.94	452.23	456.72
		17	367.78	412.30	411.41	442.79	447.50
式			$y=ax+b$	$y=a*\ln(x)+b$	$y=(e^{ax})*b$	$y=(x^a)*b$	$y=(a/x)+b$
a=			-18.624	-609.818	-0.03	-0.98	19931.278
b=			1243.11	2760.19	1685.13	19268.96	23.43
r=			-0.898	-0.892	-0.901	-0.895	0.886
r ² =			0.806	0.796	0.812	0.801	0.785
採否							採用



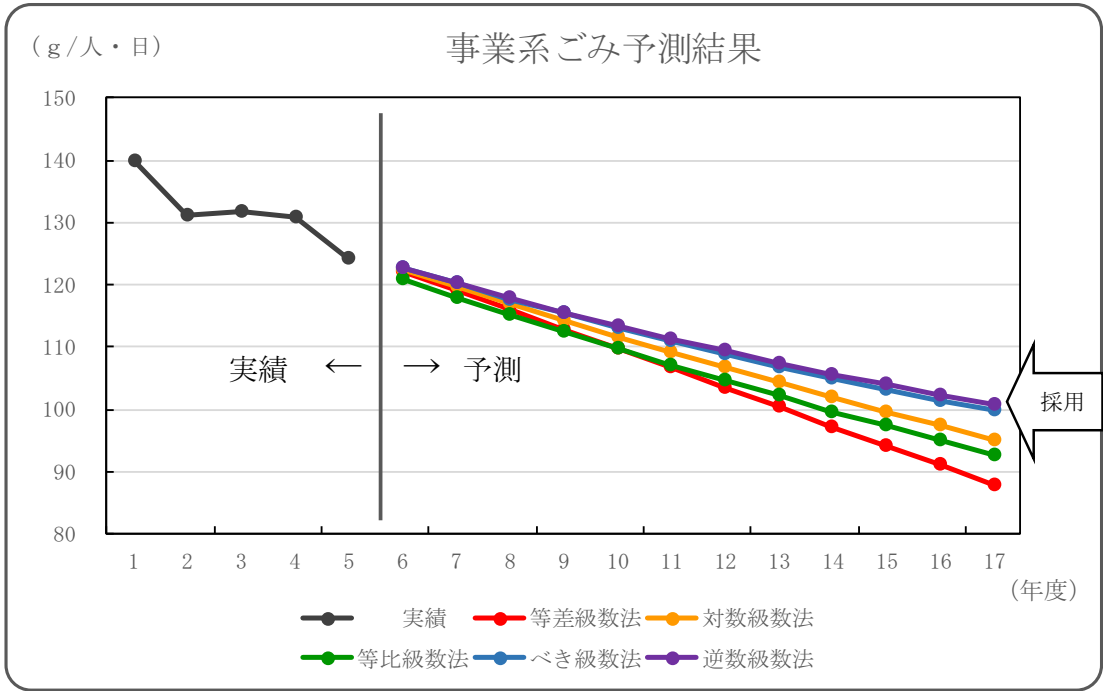
【採用理由】

等差級数法、等比級数法は比較的相関性が高いが、令和 2（2020）年度から令和 5（2023）年度にかけての減少率が今後も継続していくことは現実的でないことから、減少率の最も低い逆数級数法を採用した。

2）事業系ごみ

単位：g / 人・日

年度	実績	年度	予測結果				
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
1	139.72	6	122.21	122.51	120.80	122.80	122.81
2	131.07	7	119.09	119.70	117.93	120.20	120.27
3	131.85	8	115.98	116.96	115.14	117.73	117.86
4	130.83	9	112.86	114.29	112.41	115.37	115.58
5	124.27	10	109.75	111.68	109.74	113.12	113.41
		11	106.64	109.15	107.14	110.96	111.34
		12	103.52	106.67	104.60	108.90	109.37
		13	100.41	104.25	102.12	106.92	107.50
		14	97.29	101.89	99.70	105.02	105.71
		15	94.18	99.58	97.33	103.20	104.00
		16	91.07	97.32	95.02	101.45	102.36
		17	87.95	95.11	92.77	99.76	100.80
		式	$y=ax+b$	$y=a*\ln(x)+b$	$y=(e^{ax})*b$	$y=(x^a)*b$	$y=(a/x)+b$
		a=	-3.114	-102.759	-0.024	-0.779	3385.827
		b=	234.31	490.75	286.61	2002.36	28.76
		r=	-0.897	-0.898	-0.898	-0.899	0.899
		r^2=	0.804	0.806	0.806	0.808	0.808
		採否					採用



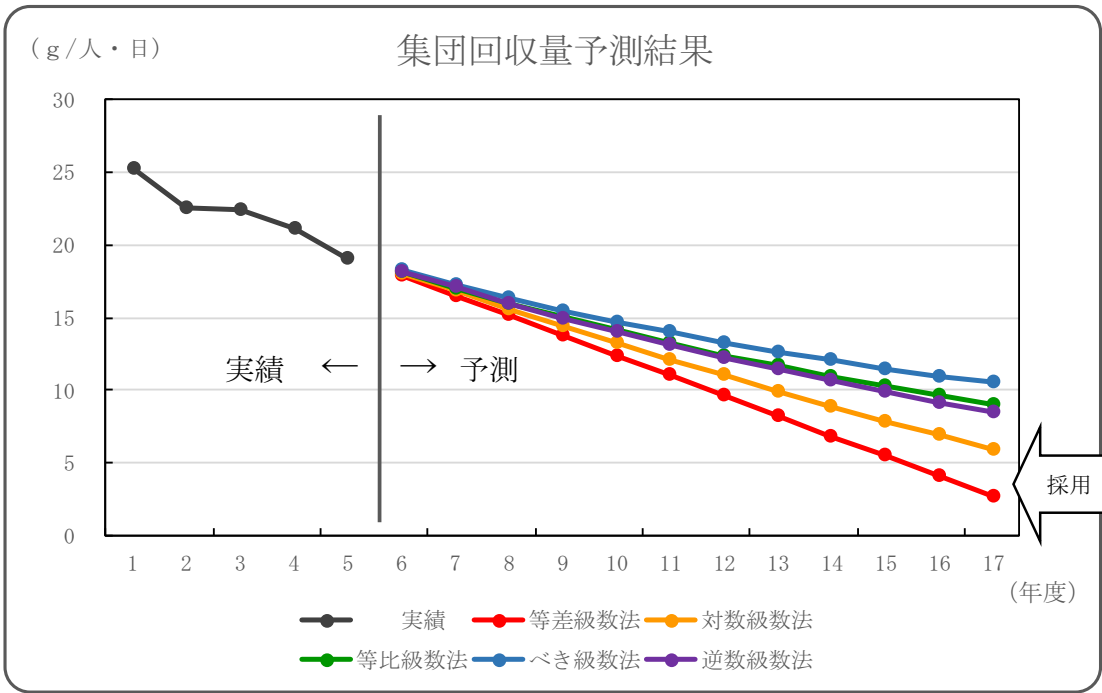
【採用理由】

相関性の高いべき級数法、逆数級数法のうち、減少率の低い逆数級数法を採用した。

3) 集団回収量

単位: g / 人・日

年度	実績	年度	予測結果				
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
1	25.26	6	17.94	18.08	18.16	18.31	18.22
2	22.55	7	16.56	16.83	17.05	17.30	17.09
3	22.42	8	15.18	15.62	16.01	16.37	16.03
4	21.20	9	13.79	14.43	15.03	15.51	15.02
5	19.02	10	12.41	13.28	14.12	14.72	14.05
		11	11.03	12.16	13.25	13.99	13.14
		12	9.64	11.06	12.44	13.31	12.27
		13	8.26	9.98	11.68	12.67	11.44
		14	6.88	8.94	10.97	12.08	10.65
		15	5.50	7.91	10.30	11.53	9.89
		16	4.11	6.91	9.67	11.02	9.16
		17	2.73	5.93	9.08	10.54	8.47
		式	$y=ax+b$	$y=a*\ln(x)+b$	$y=(e^{ax})*b$	$y=(x^a)*b$	$y=(a/x)+b$
		a=	-1.383	-45.58	-0.063	-2.072	1499.779
		b=	67.73	181.42	175.43	30720.75	-23.44
		r=	-0.964	-0.964	-0.964	-0.963	0.963
		r^2=	0.929	0.929	0.929	0.927	0.928
		採否	採用				



【採用理由】

近年は全国的にみても集団回収量が減少していること、相関性が最も高いことから等差級数法を採用した。

4) ごみ排出量(単純推計)

	単位	実績						予測											備考	
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17		
人口	人	94,845	95,149	95,691	96,161	96,390	96,375	96,565	94,115	94,138	94,162	94,185	94,209	94,089	93,968	93,848	93,727	93,607	a : 将来人口	
生活系ごみ	t /年	23,386	23,999	22,777	22,254	21,243	0	20,396	19,345	18,891	18,358	17,897	17,455	17,052	16,575	16,162	15,767	15,425	b : e〜l 合計	
（ 家庭系ごみ）	t /年	19,120	19,596	18,527	18,102	17,318	0	17,325	16,427	16,036	15,579	15,182	14,801	14,453	14,042	13,686	13,345	13,049	c : b―d	
（ 資源物）	t /年	4,266	4,403	4,250	4,152	3,925	0	3,071	2,918	2,855	2,779	2,715	2,654	2,599	2,533	2,476	2,422	2,376	d : i	
可燃	t /年	16,213	16,432	15,610	15,300	14,669		14,126	13,421	13,131	12,785	12,490	12,209	11,956	11,650	11,390	11,141	10,931	e : ai ×a×u÷1000000	
プラスチック・ビニール類	t /年	1,575	1,639	1,608	1,560	1,481		1,426	1,355	1,326	1,291	1,261	1,233	1,207	1,176	1,150	1,125	1,104	f : aj ×a×u÷1000000	
不燃	t /年	663	769	686	647	604		594	565	552	538	526	514	503	490	479	469	460	g : ak×a×u÷1000000	
粗大	t /年	669	756	623	595	564		575	546	534	520	508	497	486	474	463	453	445	h : al ×a×u÷1000000	
資源物	t /年	3,356	3,587	3,438	3,380	3,227		3,071	2,918	2,855	2,779	2,715	2,654	2,599	2,533	2,476	2,422	2,376	i : am×a×u÷1000000	
有害ごみ	t /年	32	33	29	27	26		20	19	18	18	18	17	17	16	16	16	15	j : an×a×u÷1000000	
拠点回収	t /年	1	0	0	1	1		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	k : ao×a×u÷1000000	
集団回収	t /年	877	783	783	744	671		584	521	475	427	379	331	284	236	188	141	94	l : ap×a×u÷1000000	
事業系ごみ	t /年	4,850	4,552	4,605	4,596	4,384	0	4,239	4,049	3,982	3,898	3,828	3,761	3,702	3,626	3,562	3,502	3,453	m : n〜q合計	
可燃	t /年	4,844	4,544	4,601	4,592	4,383		4,239	4,049	3,982	3,898	3,828	3,761	3,702	3,626	3,562	3,502	3,453	n : ar ×a×u÷1000000	
プラスチック・ビニール類	t /年	3	3	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	o : as ×a×u÷1000000	
粗大	t /年	0	2	2	2	1		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	p : at ×a×u÷1000000	
資源物	t /年	3	3	2	2	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	q : au×a×u÷1000000	
年間量	生活系ごみ	t /年	23,386	23,999	22,777	22,254	21,243	0	20,396	19,345	18,891	18,358	17,897	17,455	17,052	16,575	16,162	15,767	15,425	r : b
	事業系ごみ	t /年	4,850	4,552	4,605	4,596	4,384	0	4,239	4,049	3,982	3,898	3,828	3,761	3,702	3,626	3,562	3,502	3,453	s : m
	合計	t /年	28,236	28,551	27,382	26,850	25,627	0	24,635	23,394	22,873	22,256	21,725	21,216	20,754	20,201	19,724	19,269	18,878	t : b+m
年間日数	日	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	u : 年間日数	

	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17		
家庭系不燃	t /年	663	769	686	647	604	0	594	565	552	538	526	514	503	490	479	469	460	v : g	
	委託	t /年	657	757	680	639	603		588	560	547	533	521	509	498	486	475	465	456	w : v×過去5年間平均割合
	家庭系直搬	t /年	2	8	5	5	1		4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	x : v×過去5年間平均割合
	不法投棄	t /年	4	4	1	3	0		2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	y : v×過去5年間平均割合
資源ごみ	t /年	3,359	3,590	3,440	3,382	3,227	0	3,071	2,918	2,855	2,779	2,715	2,654	2,599	2,533	2,476	2,422	2,376	z : i +q	
	委託	t /年	3,338	3,529	3,433	3,375	3,222		3,053	2,900	2,838	2,762	2,698	2,638	2,583	2,517	2,462	2,408	2,362	aa : z×過去5年間平均割合
	事業	t /年	3	3	2	2	0		3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	ab : z×過去5年間平均割合
	家庭系直搬	t /年	18	58	5	5	5		15	15	14	14	14	13	13	13	12	12	12	ac : z×過去5年間平均割合

	単位	実績						予測											備考	
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17		
人口	人	94,845	95,149	95,691	96,161	96,390	96,375	96,565	96,589	96,612	96,636	96,659	96,683	96,563	96,442	96,322	96,201	96,081	ad : a	
生活系ごみ	g /人・日	673.69	691.03	652.13	634.04	602.15	0.00	578.67	563.14	548.29	534.14	520.60	507.62	495.17	483.26	471.82	460.88	450.23	ae : af +aq	
生活系ごみ(集団回収除く)	g /人・日	648.43	668.48	629.71	612.84	583.13	0.00	562.11	547.94	534.49	521.71	509.56	497.98	486.95	476.41	466.35	456.72	447.50	af : 推計結果	
(家庭系ごみ)	g /人・日	550.80	564.25	530.45	515.74	490.89	0.00	491.54	478.21	465.44	453.27	441.62	430.43	419.69	409.42	399.54	390.09	380.87	ag : ae - ah	
(資源物)	g /人・日	122.89	126.78	121.68	118.29	111.26	0.00	87.13	84.93	82.85	80.87	78.98	77.19	75.48	73.84	72.28	70.79	69.36	ah : am	
可燃	g /人・日	467.05	473.14	446.93	435.91	415.80	0.00	400.79	390.68	381.10	371.98	363.31	355.06	347.19	339.68	332.51	325.65	319.06	ai : af ×過去5年間平均割合	
プラスチック・ビニール類	g /人・日	45.37	47.19	46.04	44.45	41.98	0.00	40.47	39.45	38.48	37.56	36.69	35.85	35.06	34.30	33.58	32.88	32.22	aj : af ×過去5年間平均割合	
不燃	g /人・日	19.10	22.14	19.64	18.43	17.12	0.00	16.86	16.44	16.03	15.65	15.29	14.94	14.61	14.29	13.99	13.70	13.43	ak : af ×過去5年間平均割合	
粗大	g /人・日	19.27	21.77	17.84	16.95	15.99	0.00	16.30	15.89	15.50	15.13	14.78	14.44	14.12	13.82	13.52	13.24	12.98	al : af ×過去5年間平均割合	
資源物	g /人・日	96.68	103.28	98.43	96.30	91.47	0.00	87.13	84.93	82.85	80.87	78.98	77.19	75.48	73.84	72.28	70.79	69.36	am : af ×過去5年間平均割合	
有害ごみ	g /人・日	0.92	0.95	0.83	0.77	0.74	0.00	0.56	0.55	0.53	0.52	0.51	0.50	0.49	0.48	0.47	0.46	0.45	an : af ×過去5年間平均割合	
拠点回収	g /人・日	0.03	0.00	0.00	0.03	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	ao : af ×過去5年間平均割合	
集団回収	g /人・日	25.26	22.55	22.42	21.20	19.02	0.00	16.56	15.18	13.79	12.41	11.03	9.64	8.26	6.88	5.50	4.11	2.73	ap : 推計結果	
事業系ごみ	g /人・日	139.72	131.07	131.85	130.94	124.27	0.00	120.27	117.86	115.58	113.41	111.34	109.37	107.50	105.71	104.00	102.36	100.80	aq : 推計結果	
可燃	g /人・日	139.54	130.84	131.73	130.83	124.24	0.00	120.27	117.86	115.58	113.41	111.34	109.37	107.50	105.71	104.00	102.36	100.80	ar : aq ×過去5年間平均割合	
プラスチック・ビニール類	g /人・日	0.09	0.09	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	as : aq ×過去5年間平均割合	
資源物	g /人・日	0.09	0.09	0.06	0.06	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	at : aq ×過去5年間平均割合	
年間量	生活系ごみ	g /人・日	673.69	691.03	652.13	634.04	602.15	0.00	578.67	563.14	548.29	534.14	520.60	507.62	495.17	483.26	471.82	460.88	450.23	au : ae
	事業系ごみ	g /人・日	139.72	131.07	131.85	130.94	124.27	0.00	120.27	117.86	115.58	113.41	111.34	109.37	107.50	105.71	104.00	102.36	100.80	av : aq
	合計	g /人・日	813.41	822.10	783.97	764.98	726.41	0.00	698.94	681	663.87	647.55	631.94	616.99	602.67	588.97	575.82	563.24	551.03	av : ae +av
年間日数	日	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	aw : 年間日数	

		単位	実績						予測										備考	
			R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16		R17
焼却施設	焼却処理対象	t /年	21,398	21,459	20,582	20,117	19,232	0	18,805	17,887	17,521	17,080	16,707	16,350	16,030	15,638	15,306	14,989	14,724	ax : ay～bc合計
	可燃(草木類除く)	t /年	20,727	20,757	20,046	19,599	18,747	0	18,365	17,470	17,113	16,683	16,318	15,970	15,658	15,276	14,952	14,643	14,384	ay : e+n
	家庭系直接搬入	t /年	6	12	6	8	1	0	6	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	az : x+y
	可燃残渣(粗大ごみ)	t /年	413	441	367	364	354	0	347	330	323	314	307	300	294	286	280	274	269	ba : bm
	可燃残渣(プラ・ビニ)	t /年	157	138	106	98	90	0	43	41	40	39	38	37	36	36	35	34	33	bb : bn
	可燃残渣(不燃ごみ委託から)	t /年	95	111	57	48	40	0	44	41	40	39	39	38	37	36	35	34	34	bc : ch
	資源化量	t /年	127	99	91	122	405	0	94	90	88	85	83	82	80	78	77	75	73	bd : be+bf
	チップ	t /年	57	33	41	75	75		56	54	53	51	50	49	48	47	46	45	44	be : ax×過去5年間平均割合
	鉄	t /年	70	66	50	47	42		38	36	35	34	33	33	32	31	31	30	29	bf : ax×過去5年間平均割合
	灰溶融処理	t /年	-	-	-	-	288													
粗大ごみ処理施設	最終処分量	t /年	2,204	2,179	2,016	1,966	1,627		1,824	1,735	1,700	1,657	1,621	1,586	1,555	1,517	1,485	1,454	1,428	bg : ax×過去5年間平均割合
	粗大ごみ処理施設	t /年	2,268	2,461	2,241	2,164	2,051	0	2,019	1,919	1,877	1,828	1,786	1,746	1,709	1,666	1,627	1,592	1,563	bh : bi～bk合計
	粗大ごみ	t /年	669	758	626	597	565	0	575	546	534	520	508	497	486	474	463	453	445	bi : h+p
	プラスチック・ビニール類	t /年	1,578	1,642	1,608	1,560	1,481	0	1,426	1,355	1,326	1,291	1,261	1,233	1,207	1,176	1,150	1,125	1,104	bj : f+o
	資源ごみ(事業系、家庭系直搬)	t /年	21	61	7	7	5	0	18	18	17	17	17	16	16	16	14	14	14	bk : ab+ac
	外部焼却	t /年	451	615	601	573	561		508	482	472	460	449	439	430	419	409	401	393	bl : bh×過去5年間平均割合
	可燃残渣(粗大)	t /年	413	441	367	364	354		347	330	323	314	307	300	294	286	280	274	269	bm : bi×過去5年間平均割合
	可燃残渣(プラ・ビニ)	t /年	157	141	106	98	90		43	41	40	39	38	37	36	36	35	34	33	bn : bj×過去5年間平均割合
	資源化量	t /年	1,273	1,264	1,165	1,129	1,046	0	455	432	423	412	401	392	386	375	366	359	352	bo : bq～bs合計
	粗大から	t /年	284	317	259	233	211		101	96	94	92	89	87	86	83	81	80	78	bp : bi×過去5年間平均割合
	プラ・ビニから	t /年	9	6	4	4	5		39	37	36	35	34	33	33	32	31	30	30	bq : bj×過去5年間平均割合
	資源ごみ(事業系、家庭系直搬) から	t /年	19	61	5	7	5		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	br : bk×過去5年間平均割合
	容リ 協	t /年	961	880	897	885	825		314	298	292	284	277	271	266	259	253	248	243	bs : bj×過去5年間平均割合
	最終処分量	t /年	46	57	55	53	53		48	46	45	44	43	42	41	40	39	38	38	bt : bh×過去5年間平均割合
資源ごみ（委託選別）	資源ごみ(委託選別)	t /年	3,338	3,529	3,433	3,375	3,222	0	3,053	2,900	2,838	2,762	2,698	2,638	2,583	2,517	2,462	2,408	2,362	bu : i+q
	資源化量	t /年	3,229	3,397	3,332	3,279	3,125	0	2,995	2,845	2,783	2,711	2,648	2,587	2,534	2,470	2,414	2,363	2,318	bv : bw～ce合計
	カレット・ビン	t /年	581	608	599	607	551		537	510	499	486	475	464	455	443	433	424	416	bw : bu×過去5年間平均割合
	鉄	t /年	92	101	91	80	79		82	78	77	75	73	71	70	68	66	65	64	bx : bu×過去5年間平均割合
	アルミ	t /年	155	168	167	161	151		147	139	136	133	130	127	124	121	118	116	113	by : bu×過去5年間平均割合
	段ボール	t /年	647	755	779	762	732		672	638	624	608	594	580	568	554	542	530	520	bz : bu×過去5年間平均割合
	古紙	t /年	1,197	1,191	1,079	1,068	1,023		1,017	966	945	920	898	878	860	838	820	802	787	ca : bu×過去5年間平均割合
	ウエス	t /年	249	254	283	277	258		241	229	224	218	213	208	204	199	194	190	187	cb : bu×過去5年間平均割合
	ペットボトル	t /年	298	307	322	312	318		284	270	264	257	251	245	240	234	229	224	220	cc : bu×過去5年間平均割合
	廃食用油	t /年	0	13	12	12	13		12	12	11	11	11	11	10	10	10	10	9	cd : bu×過去5年間平均割合
	その他	t /年	10	0	0	0	0		3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	ce : bu×過去5年間平均割合
	最終処分量	t /年	109	132	101	96	97		58	55	55	51	50	51	49	47	48	45	44	cf : bu×過去5年間平均割合
不燃別処理	不燃ごみ(委託選別処理)	t /年	657	757	680	639	603	0	588	560	547	533	521	509	498	486	475	465	456	cg : w
	返却焼却	t /年	95	111	57	48	40		44	41	40	39	39	38	37	36	35	34	34	ch : cg×過去5年間平均割合
	資源化量	t /年	235	276	293	298	305	0	44	42	41	40	39	38	37	36	36	35	34	ci : cj
	小型家電	t /年	49	62	54	43	38		44	42	41	40	39	38	37	36	36	35	34	cj : cg×過去5年間平均割合
	金属・廃プラ	t /年	186	214	239	255	267													
	最終処分量	t /年	327	370	330	293	258		282	269	263	256	250	244	239	233	228	223	219	ck : cg×過去5年間平均割合
資源化量	資源化量	t /年	5,774	5,852	5,695	5,600	5,579	0	4,192	3,949	3,828	3,693	3,568	3,447	3,338	3,211	3,097	2,989	2,886	cl : cm～cs合計
	焼却施設からの資源化量	t /年	127	99	91	122	405	0	94	90	88	85	83	82	80	78	77	75	73	cm : bd
	粗大ごみ処理施設からの資源化量	t /年	1,273	1,264	1,165	1,129	1,046	0	455	432	423	412	401	392	386	375	366	359	352	cn : bo
	資源ごみ(委託選別) からの資源化量	t /年	3,229	3,397	3,332	3,279	3,125	0	2,995	2,845	2,783	2,711	2,648	2,587	2,534	2,470	2,414	2,363	2,318	co : bv
	不燃ごみ(委託選別処理) からの資源化量	t /年	235	276	293	298	305	0	44	42	41	40	39	38	37	36	36	35	34	cp : ci
	有害ごみ	t /年	32	33	31	27	26	0	20	19	18	18	18	17	17	16	16	16	15	cq : j
	拠点回収	t /年	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	cr : k
	集団回収量	t /年	877	783	783	744	671	0	584	521	475	427	379	331	284	236	188	141	94	cs : l
リサイクル率	%	20.4	20.5	20.8	20.9	21.8	#DIV/0!	17.0	16.9	16.7	16.6	16.4	16.2	16.1	15.9	15.7	15.5	15.3	ct : cl ÷ t × 100	
最終処分量	最終処分量	t /年	2,686	2,738	2,502	2,408	2,035	0	2,212	2,105	2,063	2,008	1,964	1,923	1,884	1,837	1,800	1,760	1,729	cu : cv～cy合計
	焼却施設からの最終処分量	t /年	2,204	2,179	2,016	1,966	1,627	0	1,824	1,735	1,700	1,657	1,621	1,586	1,555	1,517	1,485	1,454	1,428	cv : bg
	粗大ごみ処理施設からの最終処分量	t /年	46	57	55	53	53	0	48	46	45	44	43	42	41	40	39	38	38	cw : bt
	資源ごみ(委託選別) からの最終処分量	t /年	109	132	101	96	97	0	58	55	55	51	50	51	49	47	48	45	44	cx : cf
	不燃ごみ(選別処理) からの最終処分量	t /年	327	370	330	293	258	0	282	269	263	256	250	244	239	233	228	223	219	cy : ck
最終処分率	%	9.5	9.6	9.1	9.0	7.9	#DIV/0!	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.2	cz : cu ÷ t × 100

資料 6 水質汚濁状況

本市では、市内 4 河川 12 地点において水質試料を採取し、河川水質調査を実施しています。この調査では、水質汚濁に係る環境基準の項目（生活環境の保全に関する項目（生活項目）及び人の健康の保護に関する項目（健康項目））について分析し、水質濃度及び汚濁負荷量を調査しました。

令和 4 年度に実施した調査の回数や項目等の概要は、以下のとおりです。

表 6.1 各測定地点の測定回数（令和 5 年度）（単位：回）

水域	水系(類型指定) 及び雨水幹線	調査地点名	生活項目	健康項目
印旛沼	鹿島川水系 (A 類型)	上流 馬渡	4	-
		下流 亀崎	4	-
		支流 1 成山	4	-
		支流 2 吉岡	4	2
	小名木雨水幹線	上流 鹿渡	4	-
		下流 山梨	4	2
	手繰川水系 (C 類型)	上流 緑ヶ丘	4	-
		下流 内黒田	4	2
東京湾	勝田川水系 (類型なし)	上流 桜ヶ丘	4	-
		下流 大作岡	4	2
		支流 1 桜ヶ丘	4	-
		支流 2 中志津	4	-

表 6.2 調査項目（令和 5 年度）

調査項目	調査内容
生活環境項目 (5 項目)	pH(水素イオン濃度)、BOD(生物化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質)、DO(溶存酸素量)、大腸菌群数
その他項目	COD(化学的酸素要求量)、全窒素、全りん、硝酸性窒素、流量
健康項目 (27 項目)	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

資料：四街道市環境白書

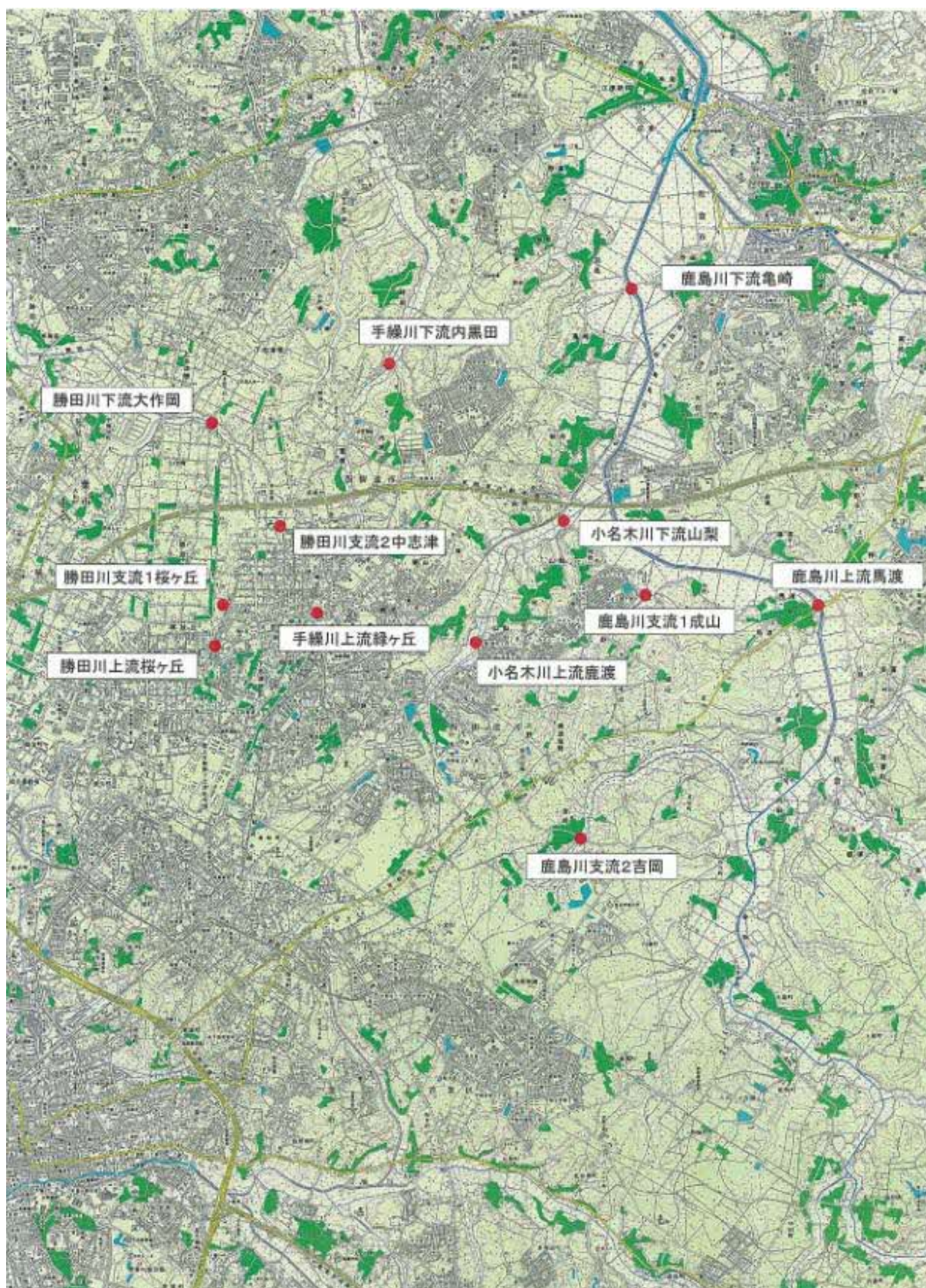


図 6.1 調査地点位置

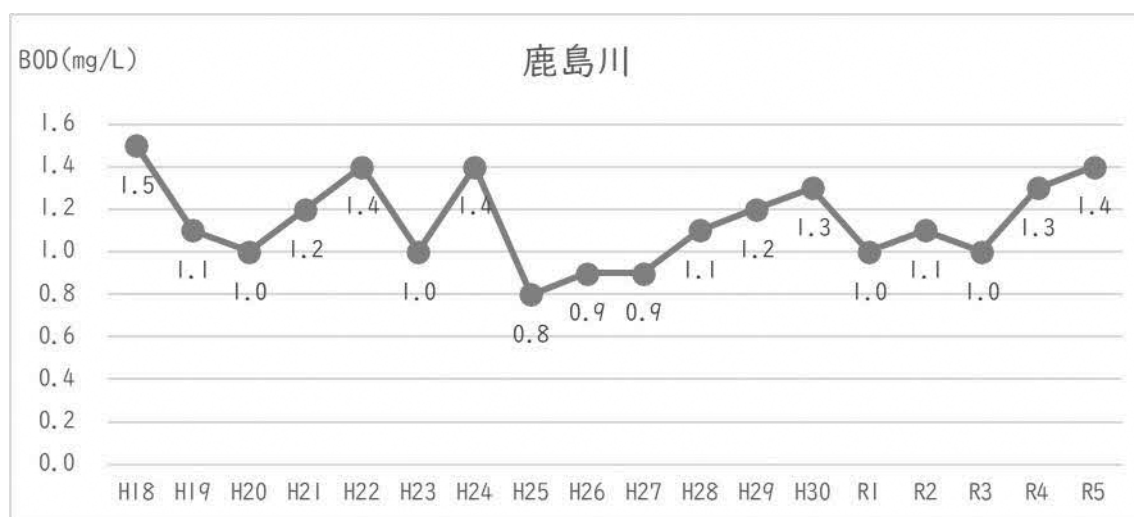
(1) 鹿島川

鹿島川は千葉市緑区土気地区に端を発し、四街道市と佐倉市の境を流下し、西印旛沼に流入しています。千葉市若葉区下泉町から西印旛沼の流入地点までの 18.9km は一級河川に指定されています。鹿島川の大部分が水田地帯を流れており、4 河川のうち最も流量が多く、四街道市付近では川幅 10～20m と広がっています。

また、調査を行なった支流 1 成山、支流 2 吉岡等一部コンクリート 3 面張りとなっており、川幅 1～3 m で流量も少ないです。

平成 18 年度から令和 4 年度までの鹿島川における BOD 年間平均値の推移は図 4.2 で示すとおりです。

平成 18 年度から令和 5 年度までは増減を繰り返し推移しており、令和 5 年度は 1.4mg/L となっています。



資料：四街道市統計データ(令和 6 年版)

図 6.2 BOD 年間平均値の経年変化(鹿島川)

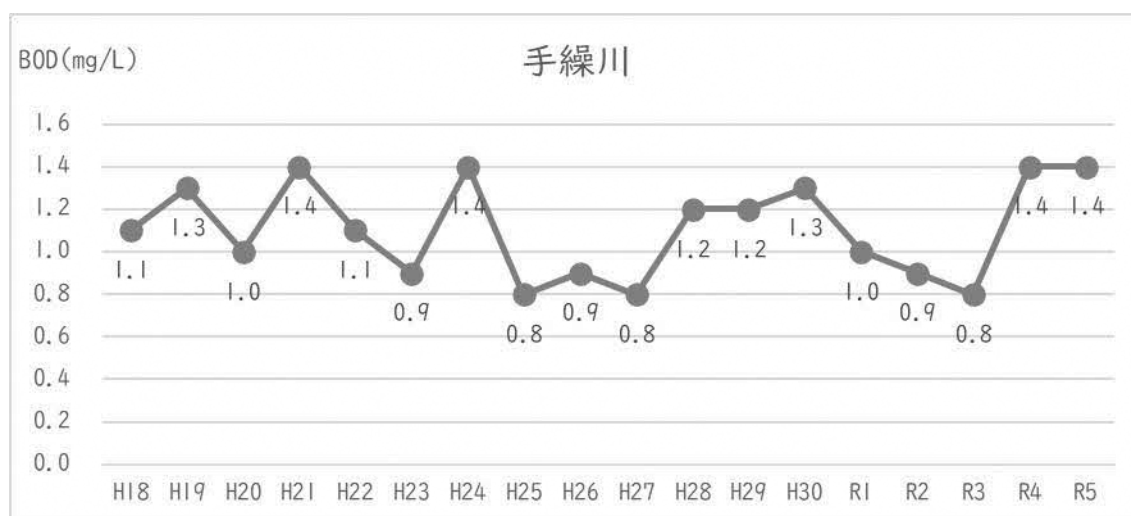
(2) 手繰川

手繰川は四街道市市街地に端を発し、鹿島川同様に西印旛沼に流入しています。

上流はコンクリート3面張りで市街地を流れる排水路となっており、流量は少ないです。下流は水田地帯を流下し、自然護岸となっています。

平成18年度から令和4年度までの手繰川におけるBOD年間平均値の推移は図4.3で示すとおりです。

平成30年度から令和3年度までは減少傾向に推移していましたが令和4年度で増加しています。令和5年度は1.4mg/Lとなっています。



資料：四街道市統計データ(令和6年版)

図 6.3 BOD 年間平均値の経年変化(手繰川)

(3) 小名木雨水幹線

小名木雨水幹線は鹿島川の流入河川の1つであり、四街道市物井で鹿島川に流入しています。

四街道市と千葉市若葉区若松町の境界付近に端を発し、上流は水田の排水路として利用されています。下流と流入水路はコンクリート3面張りとなっており、川底は1年を通して多量の川藻が繁殖しています。

平成18年度から令和4年度までの小名木雨水幹線におけるBOD年間平均値の推移は図4.4で示すとおりです。

増減を繰り返して推移していますが令和2年度までは減少し、それ以降は増加しています。令和5年度では、2.0mg/Lとなっています。



資料：四街道市統計データ(令和6年版)

図 6.4 BOD 年間平均値の経年変化(小名木雨水幹線)

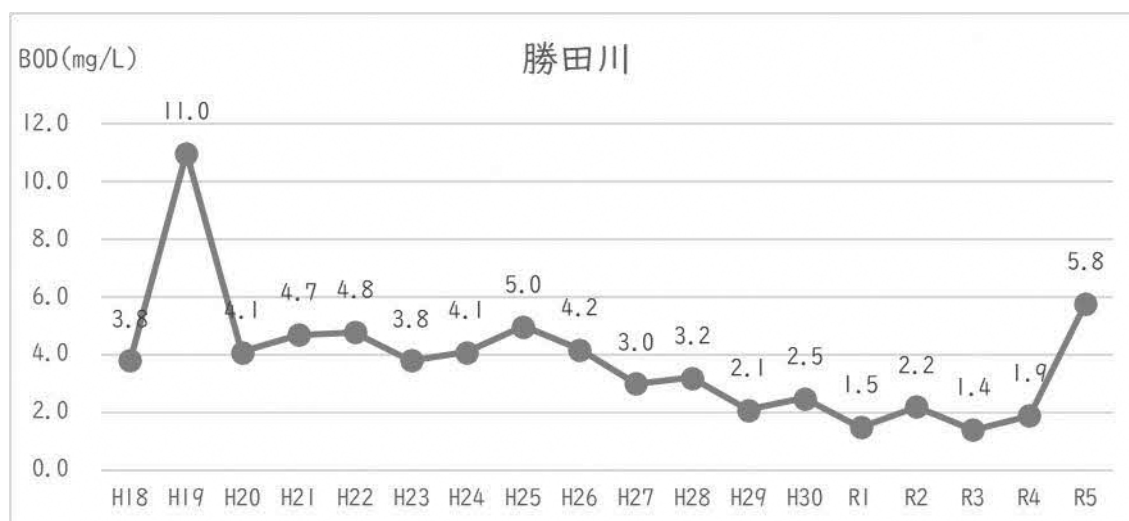
(4) 勝田川

勝田川は四街道市と千葉市若葉区、千葉市稲毛区の境界付近に端を発し、花見川に流入した後、東京湾へ流入しています。四街道市域では上流から下流までコンクリート3面張りの約3m幅の水路となっています。上流では住宅地域内を下流し、生活雑排水の排水路として利用されており、川底にはヘドロが堆積しています。下流は水田地帯を流下し、途中に数箇所の水門が設置されています。

平成18年度から令和4年度までの勝田川におけるBOD年間平均値の推移は図4.5で示すとおりです。

平成21年度から平成23年度までは減少傾向に推移していましたが、平成24、25年度で増加しています。平成25年度以降は概ね減少傾向にありましたが令和5年度で大幅に増加し、令和5年度は5.8mg/Lとなっています。

本市における水質調査4河川のうちBOD値が高い傾向にあります。



資料：四街道市統計データ(令和6年版)

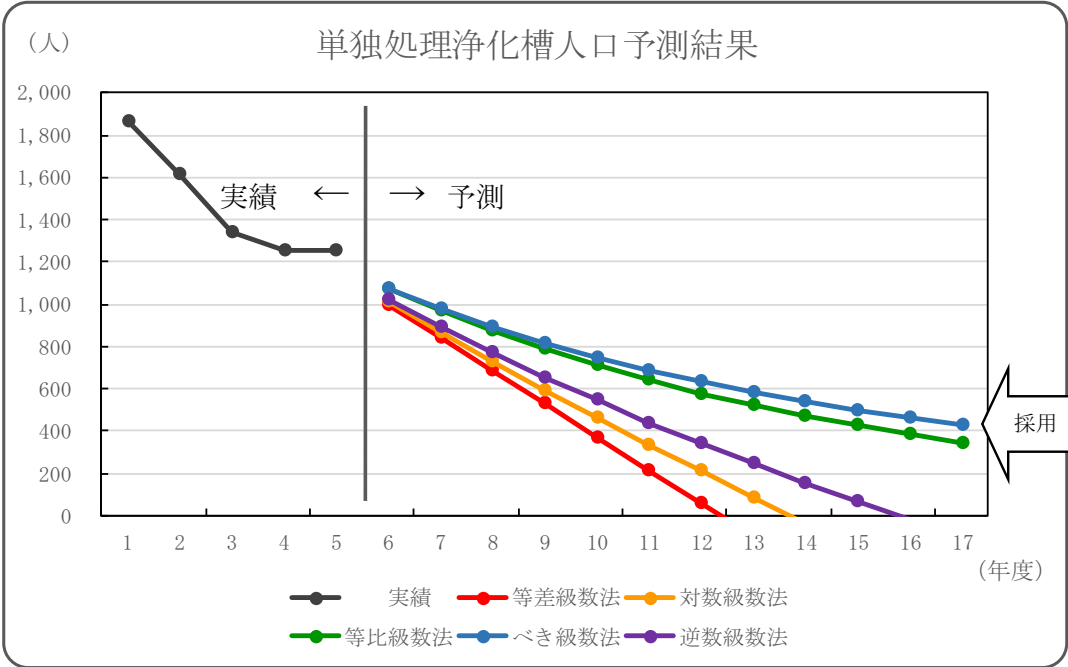
図 6.5 BOD 年間平均値の経年変化(勝田川)

資料 7 生活排水処理の現状及び予測

1) 単独処理浄化槽人口推計結果

単位: 人

年度	実績	年度	予測結果				
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
1	1,862	6	998	1,011	1,077	1,073	1,024
2	1,618	7	842	869	971	977	895
3	1,340	8	685	730	876	892	773
4	1,259	9	529	596	791	816	657
5	1,259	10	372	464	713	748	546
		11	216	336	643	687	442
		12	59	211	580	633	342
		13	-97	89	524	584	246
		14	-254	-31	472	540	156
		15	-410	-147	426	500	69
		16	-567	-261	384	463	-14
		17	-723	-373	347	431	-94
		式	$y=ax+b$	$y=a*\ln(x)+b$	$y=(e^{ax})*b$	$y=(x^a)*b$	$y=(a/x)+b$
		a=	-156.5	-5191.553	-0.103	-3.426	171915.987
		b=	6632.1	19615.13	43899.86	230489427.9	-3751.57
		r=	-0.933	-0.939	-0.941	-0.946	0.945
		r^2=	0.87	0.881	0.885	0.895	0.892
		採否				採用	



【推計理由】

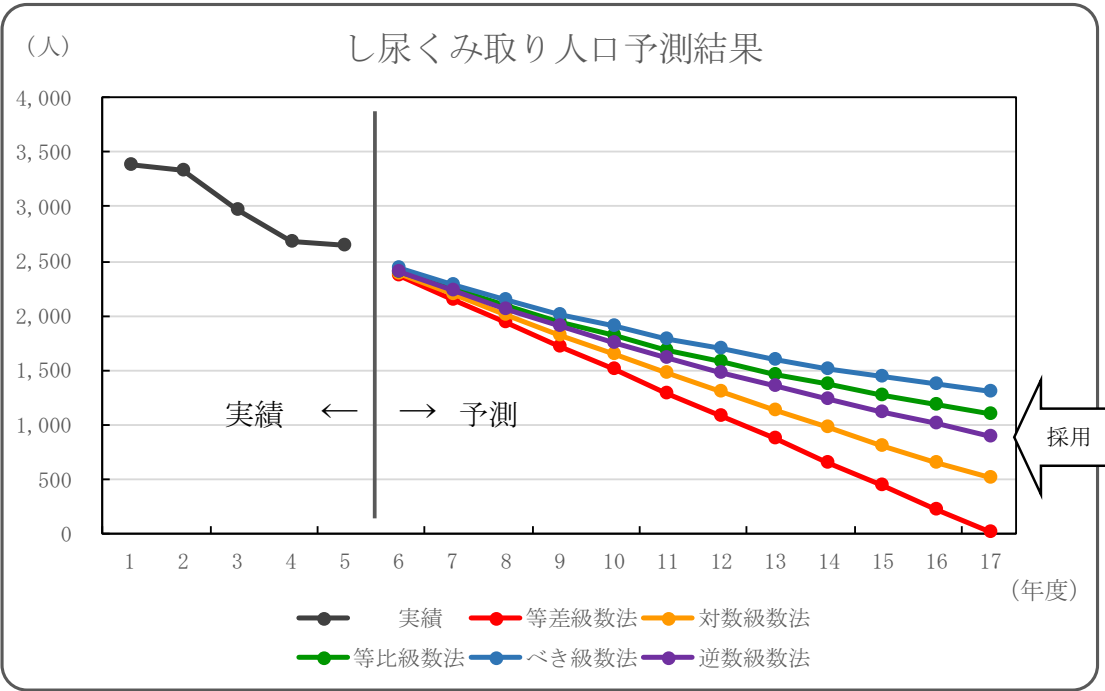
等差級数法、対数級数法、逆数級数法は令和 17 年度において 0 人を下回るため、除外した。

等比級数法、べき級数法のうち相関性の高いべき級数法を採用した。

2) し尿くみ取り人口推計結果

単位：人

年度	実績	年度	予測結果				
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
1	3,393	6	2,364	2,385	2,414	2,433	2,406
2	3,330	7	2,151	2,192	2,248	2,282	2,232
3	2,966	8	1,938	2,005	2,094	2,143	2,067
4	2,674	9	1,724	1,822	1,951	2,017	1,911
5	2,655	10	1,511	1,644	1,817	1,901	1,762
		11	1,298	1,470	1,692	1,794	1,621
		12	1,085	1,301	1,576	1,696	1,487
		13	872	1,135	1,468	1,605	1,358
		14	658	974	1,368	1,521	1,236
		15	445	816	1,274	1,443	1,119
		16	232	661	1,187	1,370	1,007
		17	19	510	1,105	1,303	900
式			$y=ax+b$	$y=a*\ln(x)+b$	$y=(e^{ax})^b$	$y=(x^a)^b$	$y=(a/x)+b$
a=			-213.2	-7033.306	-0.071	-2.341	231608.944
b=			10039.2	27589.14	31098.97	10700021.43	-4027.78
r=			-0.963	-0.964	-0.964	-0.964	0.965
r ² =			0.928	0.93	0.929	0.93	0.931
採否							採用



【推計理由】

相関性の最も高い逆数級数法を採用した。

3) 生活排水処理量の現状及び予測

本市の目標の設定方法は次のとおりとします。なお、過去の増加傾向や減少傾向を推計した計算結果は資料編「資料5 生活排水処理人口等の予測」に示します。

①公共下水道接続人口

公共下水道処理率は令和元年度から令和5年度にかけて0.4%増加しています。今後も1年で0.1%ずつ公共下水道処理率が増加するものと仮定し、計画処理区域内人口に公共下水道処理率を乗じた人口とします。

②合併処理浄化槽人口

合併処理浄化槽人口は、下水道区域接続可能区域での公共下水道への接続、またそれ以外の区域での汲み取り人口、単独処理浄化槽人口の切り替え等により推計されます。

本計画では、合併処理浄化槽人口は、行政区域内人口から上記公共下水道への接続人口と、次に述べる単独処理浄化槽の予測人口、し尿汲み取りの予測人口を差し引いて求めた人口とします。

③単独処理浄化槽人口

過去の減少傾向から、計画期間内の0人達成は困難と考えられるため、これまでの減少傾向が将来においても続くと仮定し、令和元年度から令和5年度までの人口を推計式にあてはめ、最も相関性の高い推計結果を単独処理浄化槽人口とします。

④し尿汲み取り人口

過去の減少傾向から、計画期間内の0人達成は困難と考えられるため、これまでの減少傾向が将来においても続くと仮定し、令和元年度から令和5年度までの人口を推計式にあてはめ、最も相関性の高い推計結果をし尿汲み取り人口とします。

⑤し尿・浄化槽汚泥量

し尿収集量、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽から排出される汚泥量は、令和3年度から令和5年度までの実績平均の原単位を用いて推計します。

以上の考え方で令和12年度及び令和17年度の生活排水処理率はそれぞれ97.8%、98.6%と見込まれます。予測数値を次に示します。

	単位	実績						将来予測										
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
計画処理区域内人口	人	94,845	95,149	95,871	96,161	96,390	0	96,565	96,589	96,612	96,636	96,659	96,683	96,563	96,442	96,322	96,201	96,081
水洗化・生活雑排水処理人口	人	89,590	90,201	91,565	92,228	92,476	0	93,086	93,380	93,653	93,909	94,290	94,563	94,621	94,666	94,703	94,731	94,750
公共下水道人口	人	79,282	79,567	80,759	80,951	80,997		81,308	81,425	81,541	81,657	81,774	81,891	81,885	81,879	81,874	81,867	81,861
コミュニティ・プラント	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業集落排水人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口	人	10,308	10,634	10,806	11,277	11,479		11,778	11,955	12,112	12,252	12,516	12,672	12,736	12,787	12,829	12,864	12,889
水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽人口）	人	1,862	1,618	1,340	1,259	1,259		1,073	977	892	816	748	633	584	540	500	463	431
非水洗化人口	人	3,393	3,330	2,966	2,674	2,655	0	2,406	2,232	2,067	1,911	1,621	1,487	1,358	1,236	1,119	1,007	900
し尿汲み取り 人口	人	3,393	3,330	2,966	2,674	2,655		2,406	2,232	2,067	1,911	1,621	1,487	1,358	1,236	1,119	1,007	900
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水洗化率	%	96.4	96.5	96.9	97.2	97.2	#DIV/0!	97.5	97.7	97.9	98.00	98.3	98.5	98.6	98.7	98.8	99.00	99.1
非水洗化率	%	3.6	3.5	3.1	2.8	2.8	#DIV/0!	2.5	2.3	2.1	2.0	1.7	1.5	1.4	1.3	1.2	1.0	0.9
公共下水道処理率	%	83.6	83.6	84.2	84.2	84.0	#DIV/0!	84.2	84.3	84.4	84.5	84.6	84.7	84.8	84.9	85.0	85.1	85.2
浄化槽普及率	%	12.8	12.9	12.7	13.0	13.2	#DIV/0!	13.3	13.4	13.5	13.5	13.7	13.8	13.8	13.8	13.8	13.9	13.9
うち合併処理	%	10.9	11.2	11.3	11.7	11.9	#DIV/0!	12.2	12.4	12.5	12.7	12.9	13.1	13.2	13.3	13.3	13.4	13.4
生活排水処理率	%	94.5	94.8	95.5	95.9	95.9	#DIV/0!	96.4	96.7	96.9	97.2	97.5	97.8	98	98.2	98.3	98.5	98.6
し尿・浄化槽収集人口	人	15,563	15,582	15,112	15,210	15,393	0	15,257	15,164	15,071	14,979	14,885	14,792	14,678	14,563	14,448	14,334	14,220
し尿	人	3,393	3,330	2,966	2,674	2,655	0	2,406	2,232	2,067	1,911	1,621	1,487	1,358	1,236	1,119	1,007	900
浄化槽	人	12,170	12,252	12,146	12,536	12,738	0	12,851	12,932	13,004	13,068	13,264	13,305	13,320	13,327	13,329	13,327	13,320
単独処理浄化槽汚泥	人	1,862	1,618	1,340	1,259	1,259	0	1,073	977	892	816	748	633	584	540	500	463	431
合併処理浄化槽汚泥	人	10,308	10,634	10,806	11,277	11,479	0	11,778	11,955	12,112	12,252	12,516	12,672	12,736	12,787	12,829	12,864	12,889
し尿・浄化槽汚泥発生量	kL/年	6,062	6,213	6,606	6,282	6,253	0	6,390	6,357	6,345	6,297	6,296	6,251	6,230	6,175	6,138	6,103	6,083
し尿収集量	kL/年	718	772	651	631	613		553	513	477	439	373	342	313	284	257	232	208
浄化槽汚泥量	kL/年	5,344	5,441	5,955	5,651	5,640	0	5,837	5,844	5,868	5,858	5,923	5,909	5,917	5,891	5,881	5,871	5,875
単独処理浄化槽汚泥	kL/年	1,197	1,056	921	906	925		764	695	637	581	532	451	417	384	356	330	308
合併処理浄化槽汚泥	kL/年	4,147	4,385	5,034	4,745	4,715		5,073	5,149	5,231	5,277	5,391	5,458	5,500	5,507	5,525	5,541	5,567
し尿・浄化槽汚泥日発生量	kL/日	16.6	17.0	18.1	17.2	17.1	0.0	17.5	17.4	17.3	17.3	17.2	17.1	17.0	16.9	16.8	16.7	16.6
し尿収集量	kL/日	2.0	2.1	1.8	1.7	1.7	0.0	1.5	1.4	1.3	1.2	1.0	0.9	0.9	0.8	0.7	0.6	0.6
浄化槽汚泥量	kL/日	14.6	14.9	16.3	15.5	15.4	0.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.2	16.2	16.2	16.1	16.1	16.1	16.1
単独処理浄化槽汚泥	kL/日	3.3	2.9	2.5	2.5	2.5	0.0	2.1	1.9	1.7	1.6	1.5	1.2	1.1	1.1	1.0	0.9	0.8
合併処理浄化槽汚泥	kL/日	11.3	12.0	13.8	13.0	12.9	0.0	13.9	14.1	14.3	14.5	14.8	15.0	15.0	15.1	15.1	15.2	15.2
し尿・浄化槽汚泥排出原単位	L/人・日	1.06	1.09	1.20	1.13	1.11	#DIV/0!	1.15	1.15	1.15	1.15	1.16	1.16	1.16	1.16	1.16	1.17	1.17
し尿収集量	L/人・日	0.58	0.64	0.60	0.65	0.63	#DIV/0!	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63
浄化槽汚泥量	L/人・日	1.20	1.22	1.34	1.24	1.21	#DIV/0!	1.24	1.24	1.23	1.23	1.22	1.22	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21
単独処理浄化槽汚泥	L/人・日	1.76	1.79	1.88	1.97	2.01	#DIV/0!	1.95	1.95	1.95	1.95	1.95	1.95	1.95	1.95	1.95	1.95	1.95
合併処理浄化槽汚泥	L/人・日	1.10	1.13	1.28	1.15	1.12	#DIV/0!	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18
年間日数	日	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366

用語集

あ行

一般廃棄物

廃棄物処理法においては産業廃棄物（後述）以外の廃棄物と定義されています。「一般廃棄物」は、一般家庭の日常生活に伴って生じる「家庭系一般廃棄物」と、商店、オフィス、飲食店等の事業活動によって生じた紙ごみ、生ごみ等の「事業系一般廃棄物」に分類されます。また、汲取り便槽から収集される「し尿」、「浄化槽や農業集落排水処理施設において発生する汚泥」等が対象になります。

か行

合併処理浄化槽

便所と連結してし尿及びこれと併せて生活雑排水を処理し、下水道以外に放流するための設備又は施設です。

環境基本法

平成5年（1993年）に制定された環境に関する分野について国の政策の基本的な方向を示す法律です。基本理念として「環境の恵沢の享受と継承等」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」、「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の3つが定められており、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしています。

感染性廃棄物

感染性病原体が含まれ、もしくは付着している廃棄物又はこれらのおそれがある廃棄物をいいます。

許可業者

市から許可を得てごみの収集運搬が行える業者です。

下水道

家庭、工場などの排水や雨水を処理し排除する施設の総称です。

減量化

ごみの量を減らすことです。3Rの推進等により発生量・排出量を減らすことをいいます。

ごみ質

可燃ごみの三成分（水分、灰分、可燃分）比率、構成品目である紙・布類、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類等の構成比率及び発熱量等で表されるごみの性質のことです。

ごみ処理経費

「ごみ処理経費」は、毎日のごみの収集、焼却やリサイクル、埋立てなどの処理費とは、収集運搬費、中間処理費及び最終処分費を合わせた「処理費」、焼却炉などのごみ処理施設の建設や大規模修繕のための「建設改良費」、「その他の経費」の3つに分けられます。

さ行

最終処分

再使用や再資源化できないごみや、中間処理後の残さなどを埋立処分すること。埋立処分を行う施設を最終処分場といいます。

最終処分率

最終処分量をごみ総排出量で除した値のことで、ごみ総排出量のうち最終処分された割合を指します。

最終処分量 ÷ ごみ総排出量 × 100

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法及び同法施行令により 20 種類が指定されています。指定された 20 種類は、①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック ⑦紙くず ⑧木くず ⑨繊維くず ⑩動物性残さ ⑪動物性固形不要物 ⑫ゴムくず ⑬金属くず ⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑮鉱さい ⑯がれき類 ⑰動物のふん尿 ⑱動物の死体 ⑲ばいじん ⑳上記 19 種類の産業廃棄物を処分するために処理したものです

事業系ごみ

事業活動に伴って生じた資源化可能な古紙類や食品残さ、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

集団回収

自治会、PTA、子供会等の団体が、古紙やアルミ缶、びん類等の資源物を回収し、資源回収業者に引き取ってもらう活動のことをいいます。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄社会に変わるものとして、資源やエネルギーを循環的に利用する社会形成を目指した概念です。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等になることを抑制すること、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用すること、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、政府全体の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針等を定めています。

食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

食品ロス削減推進法

令和元年 10 月 1 日に施行された、「食品ロスの削減の推進に関する法律」のことであり、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律です。

3010 運動

宴会や会食時に、乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を楽しみ、お開き 10 分前には席に戻って残りの料理を楽しむことで、食べ残しを減らし、食品ロスを削減する取組です。

3 R

廃棄物処理とリサイクルにおける優先順位を表す言葉の頭文字を取った造語です。①廃棄物の発生抑制(Reduce:リデュース)、②資源や製品の再使用(Reuse:リユース)、③再生利用(Recycle:リサイクル)の順で、リサイクルよりもリデュースを優先します。3 Rに、不要なものをもらわない・買わない(Refuse:リフューズ)、修理して使う(Repair:リペア)を加えて4 Rや5 Rと呼ぶこともあります。

生活系ごみ

一般家庭の日常生活に伴って発生する廃棄物を生活系ごみ（生活系一般廃棄物）といいます。

生活雑排水

日常生活によって排出される汚水のうち、し尿と水洗便所からの排水以外のものです。

生活排水

日常生活によって、台所・便所・浴室などから河川等の公共用水域あるいは下水道に排出される汚水のことです。

生活排水処理率

計画処理区域内人口に対する生活排水処理人口（下水道人口、農業集落排水人口、合併処理浄化槽人口の合計）の割合です。

た行

脱炭素社会

二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする社会のことです。二酸化炭素の排出量を減らすだけでなく、どうしても排出せざるを得ない二酸化炭素を回収・貯留するなどして、排出量と吸収量のバランスをゼロにする状態を目指す社会のことです。

ごみ処理においても、ごみ焼却時の温室効果ガスの発生だけでなく、焼却にも、ごみ処分場への運搬にも多くのエネルギーが使われており、深く関係のある課題です。

単独処理浄化槽

便所からの排水のみを処理する浄化槽です。生活雑排水を処理しないため、公共用水域の水質汚濁の原因となっています。

中間処理

収集したごみをリサイクルや埋立処分するために行う処理を指します。可燃ごみの焼却、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋め立てた後も環境に悪影響を与えないように処理すること、さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再利用できるものを選別・回収する機能もあります。

特別管理一般廃棄物

一般廃棄物の中でも、人の健康や生活環境に被害を及ぼすおそれがあるため、特別の基準で管理・処理する必要がある廃棄物のことです。具体的には、感染性一般廃棄物（感染性病原体を含むもの）や、ダイオキシン特措法で指定された施設から排出されるばいじん・燃え殻・汚泥などが該当します。

特別管理産業廃棄物

廃棄物処理法で定められた「爆発性、毒性、感染性など、人の健康や生活環境に被害を与えるおそれのある性状を有する廃棄物」のことです。通常の産業廃棄物よりも厳しい管理基準が設けられており、排出事業者には厳格な義務が課されています。

な行

生ごみ処理容器

自然界の微生物を利用して生ごみ等を発酵分解し、ごみの容量を減少させ、堆肥化することを目的として製造された物をいいます。

は行

廃棄物

廃棄物処理法において廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他汚物又は不要物であり、固形状又は液状のものをいいます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制等を内容とします。

排出抑制

不用となったものを再使用や再生利用するなど、ごみとして排出される量を減らすことを指します。

1人1日当たりのごみ排出量（g/人・日）

原単位とも言い、以下の計算によって算出されます。

ごみ発生量（t/年）÷総人口（人）÷年間日数（日）×1,000,000

不法投棄

家庭や会社等から排出される廃棄物を山林や河川敷等の処理場として定められた場所以外に廃棄することをいいます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と定められており、法律に違反した場合の罰則も定められています。

プラスチック資源循環促進法

令和4年4月1日に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」のことであり、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律です。

ま行

マイバッグ運動

買い物袋を持って行き、レジ袋を使わないようにすることをいいます。レジ袋を有料にしたり、レジ袋を使わなかった時にスタンプを押して、スタンプが溜まったら商品券と引き換えるなど、マイバック運動を支援する取組を展開する店舗も増えています。

や行

四街道市災害廃棄物処理計画

非常災害発生時において、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に行い、市民の生活環境や衛生面での安全・安心を確保することを目的として、平成29年9月策定しました。

また、東日本大震災及び近年全国各地で発生した大雨、竜巻、台風等への対応から得た経験や知見を踏まえた、災害廃棄物処理指針（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき、四街道市地域防災計画との整合を図っています。

四街道市地球温暖化防止実行計画

四街道市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定により、市域から排出される温室効果ガスを抑制するとともに、進行しつつある地球温暖化へ対応するために、市民、事業者、市等の各主体が総合的かつ計画的に取り組むことを目的として、地球温暖化防止実行計画（区域施策編）を令和5年3月に策定しています。

また、市役所も1つの事業所であり消費者でもあるという立場から、市が行う事務及び事業によって排出される温室効果ガスの抑制等に取り組むために地球温暖化防止実行計画（事務事業編）を令和4年8月に改訂しています。

ら行

リサイクル (Recycle)

ごみを原材料として再利用することです。大きく原材料として再利用するマテリアルリサイクル（再生利用・再資源化）と、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクル（熱回収）の2種類があります。

リサイクル率

資源化量を総排出量で除した値のことで、総排出量のうち再生利用された割合を指します。

総資源化量 ÷ ごみ総排出量 × 100

リデュース (Reduce)

ごみの発生自体を抑制することをいいます。事業者は、原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階での取組が求められます。消費者は、使い捨て製品や不要な物を購入しない、過剰包装の拒否、よい品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般に渡る取組が必要です。

リフューズ (Refuse)

要らないものやごみになるものを買わない、もらわないようにすることで、ごみを増やさないための取り組みです。具体的には、マイバッグを持ち歩いてレジ袋を使わないようにしたり、使い捨ての箸ではなくマイ箸を使うなど、ごみになるものをそもそも買わないように心がけることです。

リユース (Reuse)

使用済みとなった製品の中でもう一度使えるものはごみとして廃棄せずそのまま再利用することをいいます。具体的には、①ユーザーから回収された使用済み機器をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、②製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、③ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがあります。

3) 再資源化の推進に関する現状と課題

①市民

現状

リサイクル率は雑誌、鉄類、集団回収量、資源物の収集量の減少に伴い微増傾向にあり、令和5年度の県、国との比較では、全国平均は上回っていますが、千葉県平均を下回っています。

表 3.1.23 県、国との比較(リサイクル率)

単位：％

	R1	R2	R3	R4	R5
四街道市	19.8	19.7	19.9	19.9	20.7
千葉県平均	21.3	22.0	22.7	22.6	22.6
全国平均	19.6	20.0	19.9	19.6	19.5

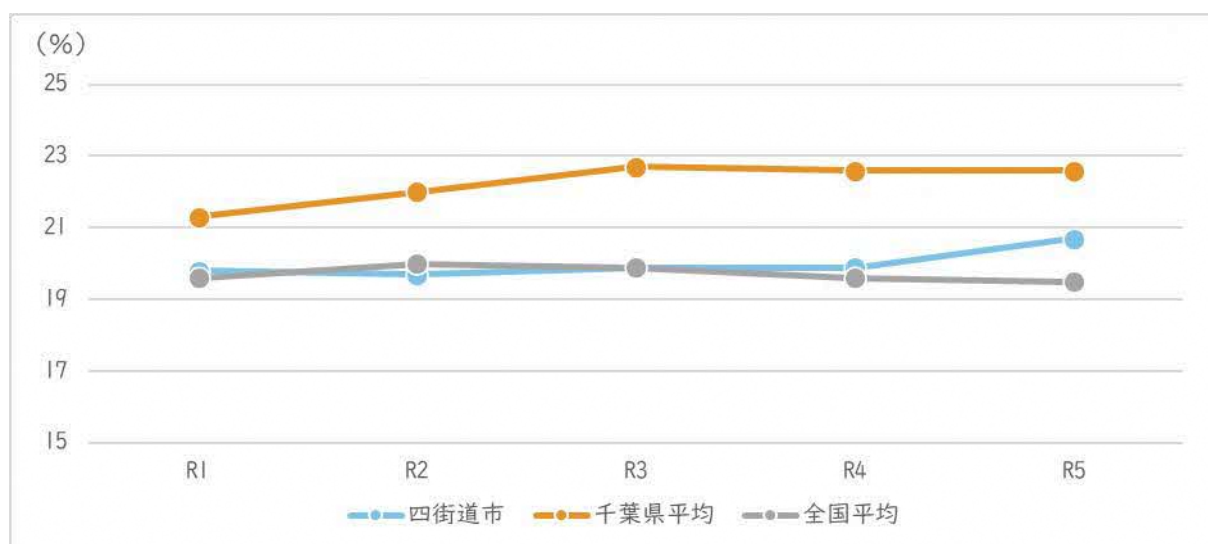


表 3.1.15 県、国との比較(リサイクル率)

		単位	実績						予測											備考
			R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
焼却施設	焼却処理対象	t /年	21,398	21,459	20,582	20,117	19,232	0	18,805	17,887	17,521	17,080	16,707	16,350	16,030	15,638	15,306	14,989	14,724	ax : ay～bc合計
	可燃(草木類除く)	t /年	20,727	20,757	20,046	19,599	18,747	0	18,365	17,470	17,113	16,683	16,318	15,970	15,658	15,276	14,952	14,643	14,384	ay : e+n
	家庭系直接搬入	t /年	6	12	6	8	1	0	6	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	az : x+y
	可燃残渣(粗大ごみ)	t /年	413	441	367	364	354	0	347	330	323	314	307	300	294	286	280	274	269	ba : bm
	可燃残渣(プラ・ビニ)	t /年	157	138	106	98	90	0	43	41	40	39	38	37	36	36	35	34	33	bb : bn
	可燃残渣(不燃ごみ委託から)	t /年	95	111	57	48	40	0	44	41	40	39	39	38	37	36	35	34	34	bc : ch
	資源化量	t /年	127	99	91	122	405	0	94	90	88	85	83	82	80	78	77	75	73	bd : be+bf
	チップ	t /年	57	33	41	75	75		56	54	53	51	50	49	48	47	46	45	44	be : ax×過去5年間平均割合
	鉄	t /年	70	66	50	47	42		38	36	35	34	33	33	32	31	31	30	29	bf : ax×過去5年間平均割合
	灰溶融処理	t /年	-	-	-	-	288													
	最終処分量	t /年	2,204	2,179	2,016	1,966	1,627		1,824	1,735	1,700	1,657	1,621	1,586	1,555	1,517	1,485	1,454	1,428	bg : ax×過去5年間平均割合
粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	t /年	2,268	2,461	2,241	2,164	2,051	0	2,019	1,919	1,877	1,828	1,786	1,746	1,709	1,666	1,627	1,592	1,563	bh : bi～bk合計
	粗大ごみ	t /年	669	758	626	597	565	0	575	546	534	520	508	497	486	474	463	453	445	bi : h+p
	プラスチック・ビニール類	t /年	1,578	1,642	1,608	1,560	1,481	0	1,426	1,355	1,326	1,291	1,261	1,233	1,207	1,176	1,150	1,125	1,104	bj : f+o
	資源ごみ(事業系、家庭系直搬)	t /年	21	61	7	7	5	0	18	18	17	17	17	16	16	16	14	14	14	bk : ab+ac
	外部焼却	t /年	451	615	601	573	561		508	482	472	460	449	439	430	419	409	401	393	bl : bh×過去5年間平均割合
	可燃残渣(粗大)	t /年	413	441	367	364	354		347	330	323	314	307	300	294	286	280	274	269	bm : bi×過去5年間平均割合
	可燃残渣(プラ・ビニ)	t /年	157	141	106	98	90		43	41	40	39	38	37	36	36	35	34	33	bn : bj×過去5年間平均割合
	資源化量	t /年	1,273	1,264	1,165	1,129	1,046	0	455	432	423	412	401	392	386	375	366	359	352	bo : bq～bs合計
	粗大から	t /年	284	317	259	233	211		101	96	94	92	89	87	86	83	81	80	78	bp : bi×過去5年間平均割合
	プラ・ビニから	t /年	9	6	4	4	5		39	37	36	35	34	33	33	32	31	30	30	bq : bj×過去5年間平均割合
	資源ごみ(事業系、家庭系直搬) から	t /年	19	61	5	7	5		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	br : bk×過去5年間平均割合
	容リ 協	t /年	961	880	897	885	825		314	298	292	284	277	271	266	259	253	248	243	bs : bj×過去5年間平均割合
	最終処分量	t /年	46	57	55	53	53		48	46	45	44	43	42	41	40	39	38	38	bt : bh×過去5年間平均割合
資源ごみ(委託選別)	資源ごみ(委託選別)	t /年	3,338	3,529	3,433	3,375	3,222	0	3,053	2,900	2,838	2,762	2,698	2,638	2,583	2,517	2,462	2,408	2,362	bu : i+q
	資源化量	t /年	3,229	3,397	3,332	3,279	3,125	0	2,995	2,845	2,783	2,711	2,648	2,587	2,534	2,470	2,414	2,363	2,318	bv : bw～ce合計
	カレット・ビン	t /年	581	608	599	607	551		537	510	499	486	475	464	455	443	433	424	416	bw : bu×過去5年間平均割合
	鉄	t /年	92	101	91	80	79		82	78	77	75	73	71	70	68	66	65	64	bx : bu×過去5年間平均割合
	アルミ	t /年	155	168	167	161	151		147	139	136	133	130	127	124	121	118	116	113	by : bu×過去5年間平均割合
	段ボール	t /年	647	755	779	762	732		672	638	624	608	594	580	568	554	542	530	520	bz : bu×過去5年間平均割合
	古紙	t /年	1,197	1,191	1,079	1,068	1,023		1,017	966	945	920	898	878	860	838	820	802	787	ca : bu×過去5年間平均割合
	ウエス	t /年	249	254	283	277	258		241	229	224	218	213	208	204	199	194	190	187	cb : bu×過去5年間平均割合
	ペットボトル	t /年	298	307	322	312	318		284	270	264	257	251	245	240	234	229	224	220	cc : bu×過去5年間平均割合
	廃食用油	t /年	0	13	12	12	13		12	12	11	11	11	11	10	10	10	10	9	cd : bu×過去5年間平均割合
	その他	t /年	10	0	0	0	0		3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	ce : bu×過去5年間平均割合
	最終処分量	t /年	109	132	101	96	97		58	55	55	51	50	51	49	47	48	45	44	cf : bu×過去5年間平均割合
(不選別ごみ処理)	不燃ごみ(委託選別処理)	t /年	657	757	680	639	603	0	588	560	547	533	521	509	498	486	475	465	456	cg : w
	返却焼却	t /年	95	111	57	48	40		44	41	40	39	39	38	37	36	35	34	34	ch : cg×過去5年間平均割合
	資源化量	t /年	49	62	54	43	38	0	44	42	41	40	39	38	37	36	36	35	34	ci : cj
	小型家電	t /年	49	62	54	43	38		44	42	41	40	39	38	37	36	36	35	34	cj : cg×過去5年間平均割合
	最終処分量	t /年	327	370	330	293	258		282	269	263	256	250	244	239	233	228	223	219	ck : cg×過去5年間平均割合
	資源化量	t /年	5,588	5,638	5,456	5,345	5,312	0	4,192	3,949	3,828	3,693	3,568	3,447	3,338	3,211	3,097	2,989	2,886	cl : cm～cs合計
	焼却施設からの資源化量	t /年	127	99	91	122	405	0	94	90	88	85	83	82	80	78	77	75	73	cm : bd
	粗大ごみ処理施設からの資源化量	t /年	1,273	1,264	1,165	1,129	1,046	0	455	432	423	412	401	392	386	375	366	359	352	cn : bo
	資源ごみ(委託選別) からの資源化量	t /年	3,229	3,397	3,332	3,279	3,125	0	2,995	2,845	2,783	2,711	2,648	2,587	2,534	2,470	2,414	2,363	2,318	co : bv
	不燃ごみ(委託選別処理) からの資源化量	t /年	49	62	54	43	38	0	44	42	41	40	39	38	37	36	36	35	34	cp : ci
	有害ごみ	t /年	32	33	31	27	26	0	20	19	18	18	18	17	17	16	16	16	15	cq : j
	拠点回収	t /年	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	cr : k
	集団回収量	t /年	877	783	783	744	671	0	584	521	475	427	379	331	284	236	188	141	94	cs : l
リサイクル率		%	19.8	19.7	19.9	19.9	20.7	#DIV/0!	17.0	16.9	16.7	16.6	16.4	16.2	16.1	15.9	15.7	15.5	15.3	ct : cl÷t×100
最終処分量	最終処分量	t /年	2,686	2,738	2,502	2,408	2,035	0	2,212	2,105	2,063	2,008	1,964	1,923	1,884	1,837	1,800	1,760	1,729	cu : cv～cy合計
	焼却施設からの最終処分量	t /年	2,204	2,179	2,016	1,966	1,627	0	1,824	1,735	1,700	1,657	1,621	1,586	1,555	1,517	1,485	1,454	1,428	cv : bg
	粗大ごみ処理施設からの最終処分量	t /年	46	57	55	53	53	0	48	46	45	44	43	42	41	40	39	38	38	cw : bt
	資源ごみ(委託選別) からの最終処分量	t /年	109	132	101	96	97	0	58	55	55	51	50	51	49	47	48	45	44	cx : cf
	不燃ごみ(選別処理) からの最終処分量	t /年	327	370	330	293	258	0	282	269	263	256	250	244	239	233	228	223	219	cy : ck
最終処分率		%	9.5	9.6	9.1	9.0	7.9	#DIV/0!	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.2	cz : cu÷t×100

P53 （２）数値目標（案）について

	R 5 年度 （現状）	R 1 2 年度 （中間目標値）	R 1 8 年度 （目標年度）
1 人 1 日あたり 総排出量 （生活系ごみ+事業系ごみ）	7 2 6 g	6 1 7 g	5 5 1 g
1 人 1 日あたり 家庭系ごみ排出量	4 9 1 g	4 3 0 g	3 8 0 g
リサイクル率	2 0 . 7 %	1 6 . 2 %	1 5 . 3 %
最終処分率	7 . 9 %	9 . 1 %	9 . 2 %

一般廃棄物処理基本計画 サブタイトル（案）

【ごみ処理基本計画】

- ・ みんなでつくる きれいな四街道
- ・ みんなで取り組む 毎年削減
- ・ もったいないをみんなの当たり前
- ・ 資源をつなぐ、未来をつくる
 - 循環と共生のまち・四街道へ —
- ・ ゼロカーボンと循環型社会をめざして
 - 持続可能な四街道の実現 —
- ・ ひと・まち・自然をつなぐ循環型社会へ
 - 協働で築く持続可能な未来 —
- ・ 暮らしの中から始める資源循環
 - 小さな一歩が作る大きな未来 —
- ・ サーキュラーエコノミーの実現に向けて
 - 四街道発・持続可能な社会づくり —

【食品ロス削減推進計画】

- ・ 毎年1人1日あたり 2g以上の削減を
- ・ みんなで減らす、毎年2g
- ・ 広げよう 食品ロス削減の輪
- ・ 四街道を世界に誇れるまちへ ～毎年削減食品ロス～

【基本方針5】

- ・ 持続可能な処理システムの構築
- ・ 安心安全なごみ処理体制の構築
- ・ 循環を支える処理体制の構築・
- ・ 地域連携の処理システムの構築